

TAプロジェクト 取引ガイドライン 第三版

繊維産業流通構造改革推進協議会

TA プロジェクト 取引ガイドラインについて

本書は、経営トップ合同会議の諮問委員会の一つである「TA プロジェクト」で、第1次 TA プロジェクトから第3次 TA プロジェクトまでに決められた「取引ガイドライン」及び「間接取引における取り決め」「品質問題に関する取り決め」について再度精査し策定したものである。

1. 「TA プロジェクト」とは

TA プロジェクトとは、繊維産業サプライチェーン全体の最適化を前提とした場合の「テキスタイルメーカー、染色加工業、生地卸商、ニットメーカー、副資材卸商・副資材メーカー、商社、アパレル間における生地・副資材・ニット製品・製品・ユニフォーム商品の取引に関するビジネスプロセスと取引形態」の策定を目指した取組である。

TA プロジェクトでは、繊維産業全体の今後の成長に向けた、企業間の計画情報を互いに共有し、サプライチェーン全体の最適化を実現しようとするコラボレーションのあり方について定義している。さらに、リスクに見合うターンを考慮した取引条件を明確化している。

2. 「TA プロジェクト取引ガイドライン」の位置づけ

「TA プロジェクト取引ガイドライン」は、TA プロジェクトにおいて検討された生地・副資材・ニット製品・製品・ユニフォーム商品の生産供給の標準プロセス、取引形態の考え方を説明したマニュアルである。

さらに、発注に至る標準プロセスだけでなく、最低限取り決めておくべき取引条件項目（業務条件標準項目）についても整理している。

但し、個々の取引条件内容については、各企業間で決定すべきものであり、本ガイドラインにおいて、その内容を規定するものではない。

また、下請法の対象となる取引についてはこれを遵守するものである。

なお、本書では生地・副資材・ニット製品・製品・ユニフォーム商品の生産供給に関する標準プロセス、取引形態の考え方を説明している。

3. 「TA プロジェクト取引ガイドライン」の維持管理(版数)について

本書に記載されている「TA プロジェクトの生地、副資材、ニット製品、布帛製品、ユニフォーム商品の生産供給に関する標準プロセス、取引形態の考え方」は、取引企業（テキスタイルメーカー、染色加工業、生地卸商、ニットメーカー、副資材卸商、副資材メーカー、商社、アパレル）各社のサプライチェーンマネジメント改革への取組が高度化するにつれ、常に更新されていくことが必要である。このため、本書は、繊維産業流通構造改革推進協議会において、その内容を定期的に見直すものである。

平成16年9月13日

経営トップ合同会議参加企業一同

～なぜ、TA プロジェクト取引ガイドラインが必要なのか？

「取引ガイドライン」は、CSR(企業の社会的責任)を

達成するための一つの手段なのです。

平成5年(1993年)12月に発表された新繊維ビジョンでは、「繊維産業が創造的発展を遂げるためには、市場創造とフロンティア拡大に向けて市場の求めるものを把握し、開発・生産・販売するマーケット・インの発想に基づくQR体制の確立による構造改革が不可欠である」との方向が示された。

これを受けて、平成6年(1994年)に当協議会の母体であるQR推進協議会が設立され、QR体制を確立するため情報ネットワーク化の推進やグローバル性をも勘案した情報交換の標準化、共通商品マスターの登録等の基盤整備を行ってきたが、この間におけるインターネットの急速な普及・発展等により、情報共有を取り巻く環境は大きく変化してきた。

この環境下において、サプライチェーンマネジメント(SCM)の実現を目指すには情報共有を前提としたIT化に加え、旧来の業務体系・取引慣行から新しいビジネスモデルへの転換、すなわちサプライチェーンの全体最適を考慮した取引形態の整備やそれに伴うビジネスのあり方についても抜本的な改革が不可欠であると認識され始めた。

この様な状況を踏まえ、当協議会では繊維ファッション産業界の全体最適を実現するため、TA間(テキスタイルからアパレル間に存在する各段階:テキスタイル・染色加工業・副資材卸商・副資材メーカー・生地卸商・商社・アパレル)におけるサプライチェーン構築が最重要課題であると位置づけ、各段階に存在するさまざまな課題の解決を図るため、平成15年(2003年)5月に、本趣旨に賛同した企業を中心とした「経営トップ合同会議」を立ち上げ、経営トップから提起された取引慣行、情報共有、契約書等の課題について、具体的な解決策を検討整備することを決定した。

その決定に従い、課題解決を図るための機関として経営トップに直結した実務担当者によるプロジェクトチーム(名称をTAプロジェクトとした。以下TAプロジェクトとする¹⁾)を設置した。

第1次TAプロジェクトでは「生地取引」に関する課題に関わる解決策についての議論を重ね、平成16年(2004年)9月に開催した「第4回経営トップ合同会議」に「生地取引に関する取引ガイドライン」として答申を行い、全会一致でこの新しい取引モデルを積極的に運用することで合意された。

その後、平成17年(2005年)には「第2次TAプロジェクト」を立ち上げ、残された課題の解決に向けて検討を進め、「布帛製品」、「副資材」、「ニット製品」の取引に関する「取引ガイドライン」を策定した。

平成18年(2006年)の「第3次TAプロジェクト」では「ユニフォーム商品に関する取引ガイドライン」、「間接取引における取り決め」、「品質問題に関する取り決め」を策定し、先に策定した「生地取引に関するガイドライン」と併せ、参加企業55社が具体的に運用することで合意した。

(生地、布帛製品、副資材、ニット製品、ユニフォーム商品、各取引に関する取引ガイドライン。以下「ガイドライン」とする)

現在、継続して検討を要する「品質問題」や、TA間と流通における課題解決に向けての取り組みを行っている。特に、量販店との取り組みでは「消費者にご満足をしていただける、良質で安全・安心な商品を安定的に提供するためには、リテーラーとサプライヤーはお互いに何をすれば良いのか」をテーマに「TA・量販店ビジネス研究会」で検討を行っている。また、ユニフォーム商品に関する取引の在り方等について「TADユニフォーム分科会」を設置し、其々の課題について具体的な解決策を検討しているところである。

¹ 実務担当者のプロジェクトチームをTAプロジェクトと名付けた。この年に発足したTAプロジェクトは第1次TAプロジェクトとし、それ以降残された課題の具体的な解決策を検討してきた。現在は、第4次TAプロジェクトでTA間とRA間の取組みを中心に議論が行なわれている。

上記で述べたように、この取り組みは4年半にわたり、繊維産業に携わる各業界のトップから実務者までが、個々の立場・利害を超え、繊維ファッション産業の全体最適を目指して討議を重ねてきたのである。

その成果として業界のほぼ全領域をカバーする「取引ガイドライン」が策定できたことは、業界共通のインフラが整備されたことになり、SCM構築の具現化に向けた第一歩であると言える。

また、「取引ガイドライン」は、各企業で策定している「企業理念」「行動指針」「企業の社会的責任」(CSR:Corporate Social Responsibility)「コンプライアンス」(法令遵守)等を具体的に実行する手段として用いることもできるものである。従って、これらを確実に実行することが企業の信頼・信用に繋がり、最終的には「企業価値向上」へ結びつくものと認識している。

当協議会の平成19年度(2007年度)事業計画では、繊維ファッション産業界の全体最適を目指し、TA間と小売(Retail)との具体的な取り組みに向けた活動を重要な事業方針として挙げている。すなわち、TAR間のSCMを推進するには、TA間とRA(小売とアパレル)間におけるコラボレーションの確立が重要であり、TA間の役割と責任は全体最適を目指し合意した「取引ガイドライン」を「経営トップ合同会議」に参加した企業だけでなく、各業界団体の会員企業に対しても啓発を行い、繊維ファッション産業界に関わる多くの企業が実践するよう、活動を行うことである。

またRA間の役割は、日本百貨店協会と日本アパレル産業協会²で取り決めた「取引モデル」の拡大であり、当協議会もこの活動に連携し、相互に関わりある課題解決について検討を行っていく方針である。

また、SCMに必要とされる「情報共有の在り方」「業界標準化」「ITを使った情報共有化」については、川上から流通に至る各段階の各企業間では最低限必要な情報交換についてさまざまな共有(伝達)手段を用いて行っている。また各企業とも継続的に情報基盤整備の投資を続けており、基本的には情報共有の基盤はできているものと認識しているところである。

この様なことを踏まえ、情報共有に関する取り組みについては、「取引ガイドライン」に規定されている「情報共有の取り決め」を活用することから始めることが現実的な解決方法であり、「取引ガイドライン」にのっとったビジネスを多くの企業が導入・実践することが情報共有化を図る第一歩であると考えている。

いずれにしても、TA・RA間で懸案だった取引慣行について積極的に見直し・改善が行われ、信頼関係の構築と情報共有を積極的に取り組むことを基本とした「取引ガイドライン」が取り決められている。今後は、TA・RA間の取り組み強化や、それぞれに取り決めた「取引ガイドライン」について、多くの企業が導入・実践することは重要なことである。

当協議会では、これらのことを実践することが、繊維ファッション産業界の全体最適に繋がるということを基本的な考え方に置き、今後も引続き、全体最適を目指し、取引改革に向けた活動を行っていく方針である。

今回の「取引ガイドライン第二版」は、第1次TAプロジェクトから第3次TAプロジェクトまでに決められた「取引ガイドライン」及び「間接取引における取り決め」「品質問題に関する取り決め」について再度精査し策定したものである。

平成19年10月5日

繊維産業流通構造改革推進協議会

² 平成23年4月より一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会に改称

TA プロジェクト「取引ガイドライン第二版」(VER.1)について

本書は、平成19年(2007年)10月5日開催の「第8回経営トップ合同会議」にて承認されたTAプロジェクト「取引ガイドライン第二版」(以下「取引ガイドライン」という)以降に残された課題についてTAプロジェクトで議論を重ね「第9回経営トップ合同会議」から「第11回経営トップ合同会議」において提示された課題の解決策を答申し、承認を得たものを、再度精査を行い策定したものである。

本書の取り扱いについては「取引ガイドライン第二版」(VER.1)とし、上記課題の解決を図るための具体策について追加・補足をしたものである。今後の「取引ガイドライン第二版」の取り扱いについては、平成25年4月以降、今回の「取引ガイドライン第二版」(VER.1)を使用するものとする。

今回、追加・補足される取り決め事項は以下の通りである。

(追加・補足された項目は取り決めた年月日順に沿って記載している。)

- 1.TA-百貨店(法人外商部門)間のユニフォーム商品取引に係わる「共有する計画情報項目」及び「業務条件の取り決め項目」
- 2.TA-量販店間の商品取引に係わる「業務条件の取り決め項目」及び「品質に関する責任範囲」
- 3.OEM取引に係わる「業務条件の取り決め項目」
- 4.間接取引に係わる「TAプロジェクト間接取引モデル契約書(例A)」
- 5.「仕入・納品伝票に係わるフォーマットの取り決め」及び「SCM統一伝票」

平成25年4月1日

繊維産業流通構造改革推進協議会

TA プロジェクト「取引ガイドライン第三版」について

平成19年(2007年)10月に取り決めた「取引ガイドライン第二版」を策定してから10余年が経過し、繊維産業のビジネスモデルも変化してきている。一つには、人々のライフスタイルが変化したことによるEコマースのビジネスが大きなインパクトを与えていること。二つには、長きに亘るデフレ経済が人々の価値観を変化させ、その行動が生活の隅々まで浸透してきたことなどである。

繊維産業に関わる企業の姿も、ファッション一辺倒の時代は過ぎ、新たな価値創造を求めて、航空機事業、自動車事業等のあらゆる産業の主素材を提案し構造変化を積極的に起こすなど、繊維産業の立つ位置も大きく変化してきている。

ファッション産業についてみれば、グローバル競争の中、海外進出の重要性を理解しながらも、アパレル業を中心に国内市場での競争に注力している企業が大半である。市場も百貨店やGMSの衰退に歯止めが掛かることはなく、不動産事業者によるアウトレットマーケットの創出やSPA企業、ファクトリーブランドを掲げて進出している企業群など、市場は限りなく拡がり続けているのが実情である。

一方では、AI(人工知能)開発等次世代の産業に大きなインパクトを与える開発が急ピッチに進められている。これは今から30年前にIT活用による産業の構造変化を生み出した状況に似ているものがあるが、現在の状況は、将来の姿を想定することが困難なくらいのスピード感があり、これからの製造業の在り方は、誰にも想像することが出来ない程、大きく変化することは間違いない。

しかしながら、ビジネスモデルや生産に関わる構造変化があっても、取引の環境は大きく変わることはなく、それぞれの企業が関連ある商材について需要と供給をもちあわせ中では、買い手・売り手の立場は存在するのである。即ち、時代は変われども、取引慣行は存在し、その時代に必要な適正取引のルールとしての「ガイドライン」の重要性は変わるものではない。

繊維産業は裾野が広く、伝統的な商材を提供する産地は全国各地に点在している。産業構造を改革するためのサプライチェーンの例は幾つか見受けられるが、こと情報共有については、繊維産業全体が共通インフラを活用している訳ではない。情報共有基盤活用の重要性を認識しながらも、結果的には各企業独自の情報に関する基盤が優先され今日に至っている。

「経営トップ合同会議」では取引適正化の活動をさらに進めるため、平成22年(2010年)に「歩引き」取引廃止を取り決め「経営トップ合同会議」参加企業(以下「参加企業」という)は自ら実践し成果を上げてきたが、繊維産業に関わる多くの企業では「歩引き」取引が行われ、現在に至っている。

そのようなことから、改善されない「歩引き」取引について、平成29年(2017年)3月に日本繊維産業連盟と連名で「『歩引き』取引廃止宣言及び要請のお願い」と経済産業省製造産業局長名の「繊維ファッション産業における『歩引き』取引廃止宣言へのご協力依頼について」を繊維企業4,600社に郵送し、さらなる廃止強化に努めてきた。この「歩引き」取引について「取引ガイドライン」では一切行ってはいけない取引としている。

平成28年(2016年)12月に公正取引委員会及び中小企業庁から示された下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という)に関する運用基準、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という)に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達などを踏まえ、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し、繊維産業の適正取引を浸透させるべく取り組みを進めてきた。

そして、企業の社会的責任(CSR:corporate social responsibility)³については、消費者が厳しく監視しており、最も基本的なCSR活動として挙げられる企業活動について、企業は利害関係者に対して説

³ CSRは企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者:消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をする責任を指す。CSRは企業経営の根幹において企業の自発的活動として、企業自らの持続性を実現し、また、持続可能な未来を社会とともに築いていく活動である。企業の行動は利益追求だけでなく多岐にわたるため、企業市民という考え方もCSRの一環として主張されている。(出典:ウィキペディア)

明責任を果たさなければならないのである。企業の社会的責任は、環境(対社会)はもちろん、労働安全衛生・人権(対従業員)、雇用創出(対地域)、品質(対消費者)、取引先への配慮(対顧客・外注)など、幅広い分野に拡大している。国連では、このうちの「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」などに関する10原則をグローバル・コンパクトとして提唱し、世界中の企業・団体に参加を呼びかけている。

欧米におけるテキスタイル&アパレルのサステナビリティ(持続可能性)の流れについては、サプライチェーンの社会的責任や使用制限化学物質監査項目の公開とガイドラインなどが策定されている。特に、平成25年(2013年)のバングラデシュにおける「ラナ・プラザ」ビル崩壊事故を契機に国際的なサプライチェーンを有する企業に対して新興国・途上国の受注企業における人権や労働環境等の問題に関わる責任が厳しく問われることとなっている。

このように、「責任あるサプライチェーン」に関する国際的な潮流も踏まえつつ、発注企業は自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について十分な確認と考慮すべき社会的責任を有するものである。また、発注企業は自社におけるサプライチェーンに対する責任を積極的に果たすことにより、「エシカル(論理的)」や「サステナビリティ」といった要請に対応する必要がある。今後もCSRについては、各企業が国際標準に照らし合わせた活動を続けていくことが重要である。

このようなことから、「経営トップ合同会議」に参加している企業は、サプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境の確保等について、十分な確認と考慮すべき社会的責任を果たす役割を有しているといえる。

例えば、発注企業が、自社におけるサプライチェーンにおいて、人権侵害、過酷な労働環境、労働関係法令違反等技能実習の適正な実施について問題がある可能性が認められた場合には、受注者に対して問題の確実な是正を求めることや、問題解決について実施されない場合には発注の停止等の検討も考慮しなくてはならない。

この度、「取引ガイドライン第二版」改定の検討を進めるにあたり、新たにTA-縫製業間のガイドラインを取り決め、「取引ガイドライン第三版」では、従来の「取引モデル編」と「取り決めを行う項目・内容の解説編」を一つに取りまとめ、直接取引と間接取引についても区分し「計画情報項目」や「業務条件標準項目」「発注書に記載すべき項目」等の標準を記載している。特に、取引条件となる「業務条件標準項目」については、今までの「業務条件項目」と「協議・確定すべき標準的内容」に加えて、その内容についての具体的説明を記載している。

取引対象商品別編では、「生地取引編」を「生地取引・染色加工編」とし、染色加工に関わる生機の染色加工に関わる取り決めを行う「業務条件項目」を記載している。また、取引対象商品別編の最後には、今回取り決めた縫製業と関わりある業種(アパレル・商社・副資材業など)で策定された「ガイドライン」を記載している。

第二版までの「取引ガイドライン」では、サプライチェーンを構成する多くの業種が参加する中で、唯一、縫製業との取り組みが行われておらず、今回の第三版で策定されたことは、日本の繊維産業が安心・安全を基軸に、新たなサプライチェーンを構築する絶好の機会を得たものといえる。

今般の「取引ガイドライン第三版」は今までの発刊された「取引ガイドライン」や新たなビジネスモデル、染色加工業等で行われていた業務かサービスか不明で曖昧な業務、OEM取引を含む間接取引などについて検証し、更には縫製業と関連する業種との取り組みについて策定したものである。

なお、平成21年(2009年)10月の「経営トップ合同会議」で取り決められたTAG業務条件標準項目(TA-量販店)は、GMS各社が取引の適正化について課題解決に取り組んできた結果、TAプロジェクトで取り決めた内容と差異はなくなったとの判断から今回の第三版では記載から除くことを付け加える。

平成30年11月16日

繊維産業流通構造改革推進協議会

目次

TAプロジェクト「取引ガイドライン」について.....	1
なぜ、TAプロジェクト取引ガイドラインが必要なのか？	2
TAプロジェクト「取引ガイドライン第二版」(VER.1)について	4
TAプロジェクト「取引ガイドライン第三版」について.....	5
I.取引モデル編・標準項目と内容の解説編	7
1.TAプロジェクトが提唱する取引モデルとは？	8
1.1「取引ガイドライン」における取引とは？	8
1.2「取引ガイドライン」における契約プロセス・発注プロセスについて	11
2.誰と誰が取り決めをするのか？ 直接取引における発注者・受注者の役割と責任	14
2.1 取引を開始する際に取り決めをする内容	15
2.1.1 基本契約書.....	15
2.1.2 共有する計画項目	16
2.1.3 直接取引における業務条件標準項目	18
2.1.4 発注書に記載すべき項目	27
3.誰と誰が取り決めをするのか？ 間接取引における発注者・受注者の役割と責任	28
3.1 間接取引に関する業務条件標準項目及び「間接取引確認書(例)」等について	30
3.2 間接取引に関する業務条件標準目	31
3.3 OEM取引に関する業務条件の取り決め項目	33
3.4 発注書に記載すべき項目	37
4.繊維業界における知的財産権の扱いについて.....	38
II.取引対象商品別編.....	40
1.生地取引・染色加工編.....	41
2.副資材取引編.....	48
3.ニット製品取引編.....	54
4.製品取引編(布帛製品)	59
5.ユニフォーム商品取引編.....	63
5.1 TA-百貨店間の「共有する計画情報項目」.....	76
6.TA-縫製業取引編.....	80
III.導入手順編.....	94
1.「取引ガイドライン」導入手順について	95
1.1「取引ガイドライン」導入のステップの考え方	95

1.2「取引ガイドライン」にあたって注意すべき点	96
1.3 企業内における役割分担の考え方	96
2.導入手順における各ステップの検討内容	98
2.1 実態調査における自社の状況把握	98
2.2 取引先との調整	105
2.3 パイロットプロジェクトの実施(例)	105
2.4 本格的導入	108
IV.「取引ガイドライン」における用語の定義	109
参考資料	112
1.基本契約書サンプル(例1・例2)	113
2.TA プロジェクト間取引モデル契約書(例)	119
3.間取引確認書(例)	123
4.ユニフォーム商品取引個別契約書(例1・例2)	125
5.計画情報共有シート・サンプル	139
6.業務条件確認シート・サンプル	142
7.品質試験要領と品質試験成績報告書	145
8.委託加工契約書(例)	149

I.取引モデル編・標準項目と内容の解説編

1.TA プロジェクトが提唱する取引モデルとは？

TA プロジェクト取引ガイドライン(以下「取引ガイドライン」という)は、取引を行う上で「下請法」「独占禁止法」等の法令遵守や「企業の行動指針」の順守及び CSR(企業の社会的責任)の推進、企業価値の向上のための具体的な実行策である。

1.1「取引ガイドライン」における取引とは？

(1) 既存の取引慣行下における課題

1) 契約内容が不明確なままの取引業務の実施

取引の中には、担当者間の口約束や暗黙知に基づく商慣習によって行われているものもあった。このような、曖昧な取引の下においては、商品の受発注・納品が問題なく運用されている段階では、取引の歪みが表面化せず、担当者の日常の業務において適切な処理がなされている。

しかし、発注者の一方的な発注取り消し・受け取り拒否・返品、サンプル費用・配送費等の商品取引に関する諸費用の負担押しつけ、特急オーダーと称される突発的な商品の発注・数量変更依頼、受注者の一方的な都合と見なされる商品納期の遅延、品質保証実施の不履行等の問題が発生すると、それが曖昧な取引の歪みとして顕在化し、相互の業務環境の圧迫を招くことになる。

このような取引の課題の根本要因としては、以下の2つの点があげられる。

・責任の主体および責任内容が不明確

取引条件、確定数量などを明文化した根拠や資料がなく、担当者間の口約束や思惑だけで各企業が活動を行っている。

・契約内容に関する認識の差異

確約する(した)数量、納品条件(品質、納期など)に対する当事者間の認識が異なるため、一方は「契約内容は、完全に履行している」と考えているが、一方から見ると「契約履行がなされていない」と考えられている。

このため、一定の取引当事者同士が合意した取引ルールにのっとった、取引内容の明文化とその内容に基づく確実な履行を実現する環境づくりが必須である。

2) 高度な要求対応へのインセンティブが無い取引条件

受注者が、発注者からの要求等(色・数量などの発注内容の変更対応、特急オーダー対応等)について、生地や生機、縫製工場のライン確保等のリスクを取って、きめ細かく対応できる体制を整備したとしても、自社のメリット(対応内容によって変更される価格体系の設定等)が明確に存在しているわけではない。そのため、発注内容の変更・特急オーダー等への対応は、受注者にとっては単なるコストアップにしかならず、対応を行うインセンティブが発生する構造には必ずしもなっていない。

このため、高度な対応を実施するためには、インセンティブを明確化した取引形態を整備し、繊維産業サプライチェーン全体最適に向けた各主体の対応が図られる環境構築が必要となる。

(2)「取引ガイドライン」における基本的な考え方

「取引ガイドライン」では、既存の取引慣行下における課題を解消し、「取引における公平性・平等性の担保」、「繊維産業全体の成長に向けたサプライチェーン全体の最適化を目指す緊密なコラボレーション(協働活動)の実現」を目的としている。

この目的を達成するために、「取引ガイドライン」は、以下の取組を促すものである。

- ・発注者・受注者の定義を行い、相互の役割・責任を明確にする

- ・商取引において、口約束・暗黙知として捉えられてきた内容も含めて「商取引に関する項目・内容」を、事前に取り決め、書面で取り交わす
- ・リスクをとることが付加価値の源泉となる取引条件を明確にする

(3) 「取引ガイドライン」における取引の構成要素

1) 基本契約書

「取引ガイドライン」の基本は、「3つの約束」を規定した基本契約書の締結である。

基本契約書は会社としての取組の意思表示、経営トップが「取引ガイドライン」にのっとった取引を行うことを合意するものである。

この基本契約書において、以下の3つの約束を遵守することを規定する。

- ・「計画情報」を共有すること
- ・「業務条件標準項目」を事前に取り決めること
- ・「発注書」を発行すること

2) 取引における3つの約束

① 計画情報の共有

ファッション性の高い商品であればあるほど、需要の不確実性は高く、当該商品の店頭投入前の数ヶ月に1つの数量を確定するというは現状では不可能に近い。しかしながら、店頭投入数ヶ月前においても、ある不確実性の下で「幅を持った数量」(以下計画値という)で検討を進めていることが多く、大凡の数値を共有することは十分可能であると考えられる。

発注者は、この計画値を提示することで、変更余地のない数量を確約するというリスクを回避することができる。

受注者は、仕入計画もしくは生産計画立案時に、自社の商品ポートフォリオ、他商品における幅の大きさ、発注者から提示された幅の大きさの比較を行い、生産への投入順序の指標として活用することで、有意義な情報となる。

後に、発注者は計画値から発注数を確定する時には、事前に共有されている計画値を基として行うことが必要である。このためには、強い信頼に基づいた緊密なコラボレーションを行うことが必要不可欠であることは言うまでもない。「取引ガイドライン」では、発注者及び受注者が、自社の企業活動の計画的な取組のために共有すべき計画情報について項目を列挙し、その内容について、解説を加えている。

② 「業務条件標準項目」の取り決め

取引の中には、「口約束、暗黙知」といった形で、取引に関連するさまざまな条件が、明文化されないまま、取引業務が行われていることも多い。この不明瞭な条件設定は、さまざまなトラブルを発生させる危険性をはらんでいる。トラブル発生の防止、業務上の無駄の削減、無理・無茶な要求の抑制等の対応を実施するために、業務条件を明文化・定量化することが必要となる。

また、「取引ガイドライン」における取引形態では、リスクをとることが付加価値の源泉となる取引条件の設定も必要となる¹。

「取引ガイドライン」では、こうした取引条件については、業務条件標準項目として、項目案を列挙し、その内容について解説を加えている。これらの業務条件標準項目は、取引当事者同士の合意の下で、内容が事前に明文化されることを前提としている。

¹ 自社のリスクが大きく、取引先が有利になる条件を提示しても最終的にはより利益を得るような取引条件とする。リスクテイクの内容によっては、同じ商品であっても価格が異なることが前提となる。但し、必ずしも異なる価格とすることが必須ではなく、他の取引条件によって、リスクテイクをした企業がより利益を得るような仕組みとすることが必要である。

③「発注書」の発行

商品の発注については、必ず、取引対象となる商品について、数量、納期、単価からなる発注書を発行することが必須である。

発注者は、発注書に記載した内容に対して、業務条件内で購買責任が発生する。一方、受注者は、発注書に記載された内容に対して、納品義務が発生する。この様に、発注書発行は、債権・債務が発生する行為である。

「取引ガイドライン」における個別商品の発注に関する契約行為は、単なる発注書の発行だけのプロセスの行為として整理するのではなく、発注に該当する商品の、共有されている計画情報、業務条件、発注書の 3 つの組み合わせで履行されることを規定している。また、「取引ガイドライン」では、発注書に最低限記載する項目を列挙し、その内容について解説を加えている。

1.2「取引ガイドライン」における契約プロセス・発注プロセスについて

「取引ガイドライン」では、商品の取引について、2つのプロセスから構成されるとしている。

(1) 経営トップ間における契約プロセス

1) 基本契約書の締結

これまでの曖昧な取引慣行を改善し、計画情報の共有を前提とした商品供給を実現するためには、商品の生産供給・販売に至る全ての工程に係る企業間の信頼関係が前提となる。

このため、取引関係にある企業間においては、「『取引ガイドライン』に則った取引の実施」について、企業としての意志を経営トップ間の基本契約書として交わしておくことが効果的であると考えられる。

この基本契約書では、

- 経営トップ間における「取引ガイドライン」に則った取引を行うことの合意
- 計画情報の共有とその項目
- 業務条件標準項目（事前に取り交わしておく取引条件等）
- 発注書の発行（個別契約）

について、契約内容として合意する。²

(2) 実務担当者間における業務・発注プロセス

1) 数量確定までのプロセスの考え方

発注は、取引対象となる商品の生産、加工、出荷等の作業を行うための「1つ」の数字を確定することを示す。発注数として取引先に提供する数量は、「100反～200反」という幅を持った数量ではなく、「100反」というように確定した数量である。

この確定した数量は、発注書を発行する段階において初めて提示されるものではなく、発注者・受注者間での計画情報等の事前情報の共有が前提となる。発注者・受注者は、事前の企画情報や調達計画・生産供給計画等を共有し、各社がその情報を活用しながら、需要の不確実性への対応を考慮し、発注段階までその計画数量をお互いに精査していくことで、最終的に確定した数量が提示される。

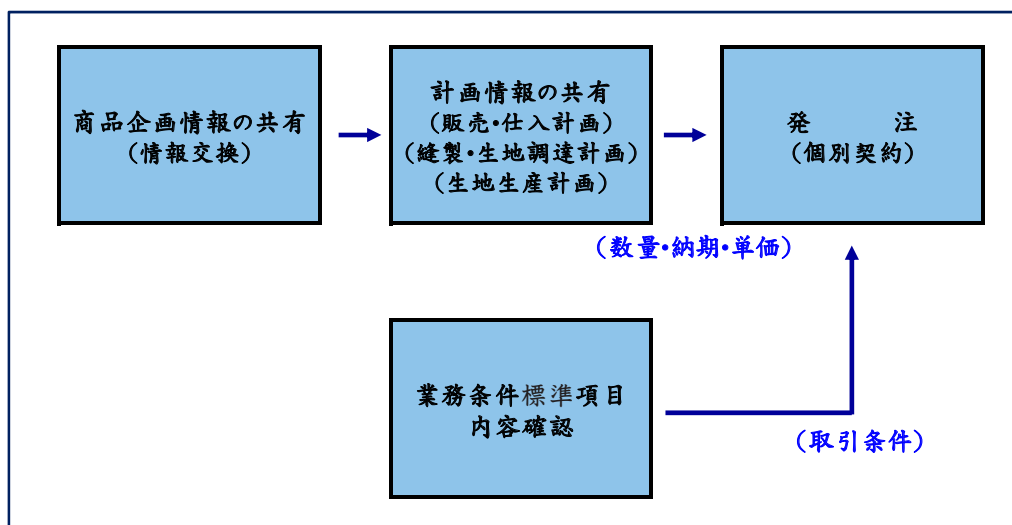
しかしながら、曖昧な取引条件・業務条件の下では、発注者が、事前に共有した計画情報に則した「確定した数量」を作り込むことへのインセンティブがそがれるため、発注精度向上に向けた取組が機能しない可能性が考えられる。

このため、基本契約書および発注行為の裏付けとなる業務条件標準項目の内容について、発注者・受注者双方があらかじめ合意しておくことが必須となる。

なお、計画情報と業務条件については、曖昧な取り決めに許容しないために、計画情報と業務条件の決定内容の履歴と、発注に至るまでの過程について、発注者・受注者が共有しておくことが必要となる。

² 「基本契約書」に記載すべき項目・内容については、《取り決めるを行う項目・内容の解説編》で整理する。「基本契約書(例)」は参考資料113ページに提示している。

契約プロセスの概要



2) 各プロセスにおける業務概要

① 商品企画情報共有:「つぶやき・ささやき」による情報交換

内見会や展示会は、受注者が主体者及び発注者との情報交換、意見交換、当該シーズンの見通しを推し量る位置づけにある。ここで得た主体者及び発注者からの「意向」や「感触」は、例えば、

- ・糸手配や糸の絞り込み、先行生産の指標となる。
- ・新しく開発した素材についての反応を探る。

といった取引先企業双方にとって重要な情報交換の要素が強い。ただし、これらの情報をもとに生産数量が確定されることはない。「つぶやき・ささやき」による情報交換は、次シーズンにおけるトレンド確認、主体者及び発注者の意向確認等として活用すべき情報内容の交換に相当する。

② 計画情報の共有:より発注に近い「情報」の共有³

この段階は、商品発注の数量確定に至るプロセスと考えられ、情報共有が最も重要な要素である。そこで、必要となる商品数量とその変動可能性を織り込んだ商品発注量と納期、各種加工指図書を発行できるタイミング等について、「具体的な数字」として情報を共有し、「計画情報共有シート」に記入し合意しておく。（計画情報共有項目は基本契約書において規定される）この「具体的な数量」が、商品発注における数量確定のベースとなる。

これらの情報は確定発注に至るまでの計画数量であり、履行責任のない数量ではあるが、これらの情報を共有することにより、受注者・主体者及び発注者双方にとって、自社業務の効率化を促すものである。

- ・受注者から見れば、この計画数量は、仕入計画もしくは生産計画立案時に、自社商品の展開戦略や他の商品との間における計画の幅を比較検討することで、生産資源の効率的稼働確保、生産への投入順序の指標や原料手配等へと活用することが可能となるため、事前段取り段階において有意義な情報となる。
- ・主体者及び発注者にとっては、この「幅を持った数量」の計画値を提供することで、変更余地のない数量のみを確約するというリスクを回避することができるとともに、対象商品確保、納期や品質確保にお

³ 「計画情報共有項目」の具体的な項目・内容については《取り決めを行う項目・内容の解説編》で整理する。「計画情報共有シート(例)」は参考資料139ページに提示している。

いてメリットが生じる。

③業務条件標準項目の内容確定

取引を行う企業及び担当者間では、基本契約書において規定された業務条件標準項目と各項目に関する具体的な条件等について発注書を発行する前に確認を行い、「業務条件確認シート」に記入した上で合意しておく。

④発注書の発行

業務条件に定められた商品の発注書発行の期日までに、「予定納期と変動可能性を織り込んだ商品必要数量(計画情報)」から「商品発注量」へと移行する。

- ・発注者は、確定した内容を提示する。発注者は、発注内容に対して、業務条件内で購買責任が発生する。

- ・受注者は、受注した内容に対して、業務条件内で納品義務が発生する。

個別商品の発注に関する契約行為は、発注に該当する商品の計画情報、業務条件、発注書の3つの組み合わせで履行される。

商品の特性によっては、発注数量の変更に関して、その余地を考慮することが、実業務上望ましい場合がある。例えば、確定した数量を発注する生機発注でも、受注者(テキスタイル)は、その数量を一気に生産をするわけではない。従って、受注者は発注者に対し、修正期間と数量の幅(いつまでなら修正が可能か、またそのときの修正可能な数値の幅)を提示するオプションを付加することも可能であると考えられる。この対応をすることで、必要な生機の生産追加、無駄な生機の生産削減が期待できる。修正できる数量幅は、受注者・発注者の双方の話し合いで変更できるものとする。また、修正期間を過ぎてからの修正はペナルティの対象となり、事前にそのときの対応を取り交わしておくことで後々のトラブルを防止することができる。

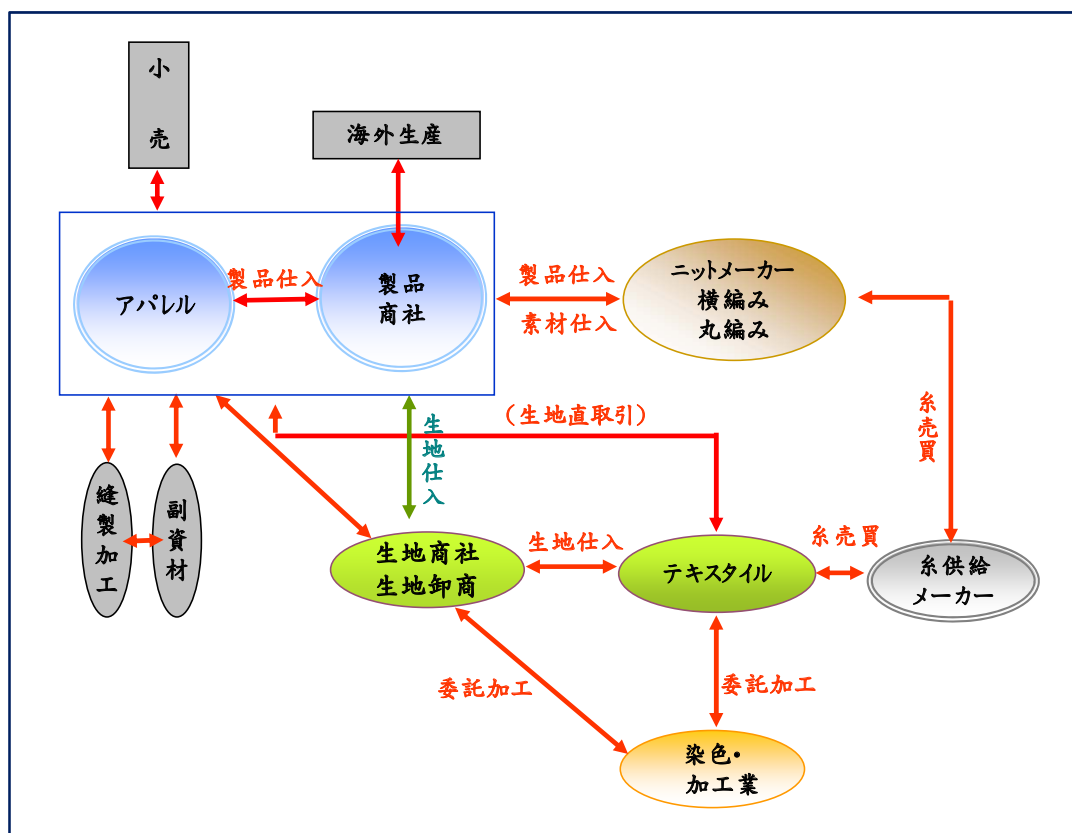
2. 誰と誰が取り決めをするのか？ 直接取引における発注者・受注者の役割と責任

繊維関連商品の取引においては、多種多様な企業が商取引上のプロセスに存在し、商品特性ごとに多様な取引パターンがある。そのため、発注者と受注者の関係が、その役割と責任の観点から分かりにくい状況にある。「取引ガイドライン」では、この複雑な取引関係を、商品取引の発注者・受注者という観点から、以下のように整理する。

発注者: 確定した内容を提示する。発注内容に対して、業務条件内で購買責任が発生する。

受注者: 受注した内容に対して、業務条件内で納品義務が発生する。

繊維関連商品を生産・販売するプレイヤーによる
繊維ファッション産業機能別 SCM 図



取引における発注者と受注者の関係



2.1 取引を開始する際に取り決めをする内容

2.1.1 基本契約書

(1) 基本契約の目的

基本契約書では、企業対企業の取組について、大きい視野での契約を締結することが目的である。

基本契約書では、「情報共有を通じた協働活動により、サプライチェーンマネジメント全体の利益の拡大を目標とし、その目標達成に向けて、双方ともに、相互の経済効率を高め、最終消費者を満足させるよう最大限努力する」ことを確認し合意をする内容を織り込む必要がある。

(2) 基本合意内容

基本契約書における合意内容は、TA プロジェクトにより提案された「取引ガイドライン」に基づく各種サプライチェーン業務活動を行うことに合意するため、2つの内容に関する合意事項と発注書発行が記載されている必要がある。

- 「取引ガイドライン」に則った取引の導入の合意
- 計画情報共有項目および業務条件標準項目の合意
- 発注書の発行

また、「取引ガイドライン」において規定されるビジネスモデルの実現にあたって、人材や情報システムといった企業資源についても、必要と判断された場合には協議の上、投入することを合意する。

2.1.2 共有する計画情報項目

「取引ガイドライン」では、生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する⁴。これらの情報は、

- ・発注者側からは、「調達計画情報」として受注者に提供する。
- ・受注者側からは、発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として返信する。

ことで、取引関係にある企業間において、情報を共有する。

発注者側からの計画情報:「調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・商品品番 製品品番(ブランド、アイテム、品番) 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) 副資材品番(ブランド、サイズ、品番、品名、色番、仕様条件) ニット原材料品番 等 ・予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、着、キロ、m、反、個、巻、セット) ・納期予定日 ・発注予定日 ・入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報 (出荷先情報)	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報その他、特記的な情報

⁴ なお、実運営上では、この計画情報を、「計画情報共有シート」(参考資料139 ページを参照)に記入し合意しておくこととなる。この「具体的な数字」が、発注における数量確定のベースとなる。

受注者側からの計画情報:「供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要な基本情報 ・商品品番 製品品番(ブランド、アイテム、品番) 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) 副資材品番(ブランド、サイズ、品番、品名、色番、仕様条件) ニット原材料品番等 ・混用率 ・商品規格(生地規格:幅、長さ、目付等、副資材規格:幅、長さ等) ・予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、着、枚、m、反、個、巻、セット) ・納期予定日・納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件等) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画 ・状況に関する情報 ・生産スペースの確保状況 ・生産・加工期間(生産リードタイム) ・使用素材(原料)の手配予定 ・状況・生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報その他、特記的な情報

2.1.3 直接取引における業務条件標準項目

直接取引における標準的な業務条件としては、発注関連・価格関連・サンプル関連・品質関連・納期関連・在庫関連・配送関連・その他の 8 項目に分類し、項目ごとに細分化した業務条件標準項目とそれぞれの取引企業間において協議・確定する内容及び説明について整理を行っている。

(1) 発注関連

1) 発注単位及び引取単位について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注単位、引取単位について事前に取り決めを行う。	発注単位については、それぞれの業種によって呼称や発注の単位が異なる場合がある。一例として、織物に関する取引では、発注単位はm・反・疋等である。副資材では個・缶・巻等品種によって発注単位が異なり、発注者と受注者では発注単位や数量等についての取り決めには事前に協議が必要である。

2) ミニмум生産ロットの取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者が受注者の基本とするミニмум生産ロット以下の発注を行う場合には、受注する意思を確認の上、価格、製品の品質、納期等について事前に取り決めを行う。	発注者が、受注者の基本とするミニмум生産ロットを下回る数量の発注を行う場合には、最初に受注の意思を確認しなければならない。また、受注が出来る場合には、価格についての協議や製品の品質等に関する取り決めを行わなければならない。生産工程で生じる製品の不安定さ等から生じる問題点についても事前に協議し責任範囲等についても取り決めておくことが重要である。

3) 発注書発行について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注取り決め後、直ちに発注書を発行しなければならない。また、発注書の内容は、ガイドラインで取り決めている全ての項目が記載されていなければならない。	メモやメール等で発注書の代替えとしている場合もある。また、発注書の記載内容には、ガイドラインで取り決めた項目が記載されていない場合もある。このことは、価格が不明朗な形で生産を余儀なくされることに繋がり、結果的には受注者が望む適正な価格に至らないことになる。 但し、発注書発行時における不確定な項目について事前に受注者の了解を得た場合には、発注書に関わる内容を記載した補充書面を取り交わさなければならない。

4) 発注書発行後の変更について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注書発行後は理由の如何を問わず、受注者の納品、発注者の引取を100%遵守することが前提となる。但し、発注者が発注書発行後に数量・色・追加等の内容についての変更を申し出た時は、受注者は変更内容等について、認める場合の条件(納期・価格・品質等)を明確にした上で協議し取り決めを行なう。</p>	<p>無駄な在庫及び販売機会損失の削減の目的に立った場合、生産計画の変更が可能な素材(生地、副資材)に関しては、数量・色変更等を行う方が効果的である。そのため、発注者が発注書発行後に数量・色・追加等についての変更を申し出た時は、受注者は生産計画の変更が可能か確認した上で協議を行うことが望ましい。変更を認める場合には、新たな条件(納期・価格・品質等)を明確にした上で協議し取り決めを行なう。発注書発行後の変更は、受注者の意向を反映すべき事項である。発注者は新たな条件をもって合わないことを理由に発注を取りやめることは出来ない。但し、発注者が事業計画上、どうしても取りやめる意思が明確な場合には、受注者の生産工程が大幅に変更することも考えられるので、補償等について協議を行わなければならない。</p>

5) 追加発注について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>追加発注を行う際は、発注者は追加発注後、ただちに新たな発注書を発行し、受注者はこれを確認する。</p>	<p>追加発注(同一商材を新たに複数回発注すること)は、初回発注の際に発行した発注書記載の内容について全て完了した後、または、受注において初回投入が進行し、発注書記載の内容の変更が叶わない場合、同一商材であっても新規での発注とし、改めてただちに発注書を発行しなければならない。なお、追加発注の際は、初回発注時に取り決めた単価、納期等をそのまま適用してはならず、改めて当事者間でその都度協議して決定するものとする。</p>

(2) 価格関連

1) 価格の交渉について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者及び受注者は、経済情勢の大きな変化(エネルギーコストの上昇、材料費の大幅な変動、人手不足による最低賃金及び労務費の引上げ、運送費のアップ等)の要因に伴い、価格改定の必要性があると判断し場合には、交渉についての要請を行うことが出来る。要請があった場合には、双方は、これらの影響を勘案し、十分に協議をした上で取引価格を取り決める。</p>	<p>消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。特に、エネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加に関わる対応については、ルール等を踏まえ、取引企業間で十分に協議を行った上、価格を決定することが望ましい。</p>

2) 割引価格の条件について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>早期発注、大量発注、閑散期における発注は、受注者にとっては生産計画の効率化を促進する。このようなことから、発注者から割引価格の要請があった場合には、受注者は発注者に割引価格等に関するインセンティブを明確にした上で協議し取り決めを行う。但し、取り決めた数量、単価・仕様・納期等の変更は不可とする。</p>	<p>受注者にとっては、早期に発注を受けることや、大量発注、閑散期を利用した発注は、生産計画の効率化に繋がると共に、製品の安定、品質の向上にも良い影響を与えると考えられる。従って、受注者は安定した生産を行うためには、上記の環境下での受注を積極的に受けることが出来る。その際には、自社における具体的な割引価格の条件を提示し、十分に協議を行うことで双方にとってメリットが生じる可能性がある。但し、発注者は一度提示した数量等の大幅な変更は買いたたきの行為となることから、数量変更等の条件についても十分な協議が必要である。</p>

3) 割増価格の条件について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者の意向で、ミニマム生産ロット以下の数量の発注や通常納期を短縮した特急仕上げ指示等を発注する場合には、受注者は発生するコストを明確にし、事前に割増条件を提示した上で協議し取り決める。</p>	<p>発注者は販売効率を上げるため、最低限必要な数量の発注や売上動向を検討し通常の工程日数より短い特急仕上げを要求する場合がある。受注者は、これらについての発注を受けることにより、予定していた生産工程の変更等を余儀なくされる。従って、受注者は発注内容の検討を行った上で、受注するか否かの判断を行うと共に、受注に関する具体的な条件を提示した上で協議し取り決めることが望ましい。但し、受注者側が受けることが出来ないと判断し、その旨を発注者に伝えたことにより継続してきた信頼関係を壊すことは出来ない。</p>

(3) サンプル関連

1) サンプルの費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者から依頼された商品及び開発に関わる全てのサンプルについては、使用目的や状況に応じて費用分担を行うこと等を事前に協議し、取り決めを行なう。</p>	<p>発注者から依頼された商品及び開発に関わるサンプルについては、取引上のこともあり受注者は要請を断ることも出来ないことが多く、結果としてサンプルを提供し負担している場合が多い。受注者にとっては、販売先が多ければ多い程、費用負担は重くなる。そのため、発注者から要請を受けたサンプルについては、使用目的や状況に応じて費用分担を行うこと等について事前に協議し、取り決めを行なうことが望ましい。但し、受注者が新商品の販売拡大を目的として提供することについてはこの限りではない。</p>

2) 型代・版代等の費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者が自社のオリジナル商品を開発するにあたり、別途、型や版等を作成する場合には、その費用分担及び保管、知的財産権等について事前に協議し取り決めを行う。</p>	<p>発注者が自社オリジナル商品を作成する場合には、素材、柄、付属品等の開発を受注者に依頼する。しかしながら、開発された商品については、採用される場合もされない場合も有る。採用された場合には、量産価格に含める場合や受注したことにより受注者の負担となることがある。不採用の場合にもその費用について曖昧なままにされることが多い。</p> <p>このようなことから、型・版等の作成及び開発に関する費用については、その内容を明確にした上で、事前に協議し取り決めることが重要である。</p>

(4) 品質関連

1) 品質に関わる責任範囲について

① 発注者に関わる責任範囲について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者に関わる責任範囲について以下の通り取り決めを行う。</p> <p>① 品質に関する試験項目（追加項目含む）と自社管理基準値の明確な提示</p> <p>② 取引対象となる商材を利用する商品についての企画仕様情報（デザイン特性や使用方法等について）の受注者への提供・開示</p> <p>③ 発注者が採用した商材に関するクレームに対する責任</p> <p>④ 提供された商材が発注者の提示（要求）した管理基準値を満たしていた場合に発生したクレームに対する責任は発注者が負う</p> <p>⑤ 提供された商材が発注者の提示（要求）した管理基準値を満たしていない場合でも、その商材の採用を発注者が承認した場合に発生したクレームに対する責任は発注者が負う</p> <p>⑥ 決めた内容に変更が生じた場合の速やかな連絡と協議の実施</p>	<p>品質に関わるクレームが生じた場合、原則、製品を製造した企業が責任を負うことになっている。しかしながら、繊維製品については、各段階での工程により製品の瑕疵が生じることもあり、製造責任について発注者、受注者側それぞれの言い分が大きく異なる場合が多い。そのため、事前に、それぞれの責任範囲を確認した上で、取引を行うことが必要である。</p> <p>但し、最終製品に関するクレームが生じた場合には、顧客に対する説明責任及び補償等については、製造責任者が負うものである。</p>

②受注者に関わる責任範囲について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>受注者に関わる責任範囲について、以下の通り取り決めを行う。</p> <p>①品質に関する試験項目(追加項目含む)の確認および商材特性・使用方法についての事前打合せの実施</p> <p>②アパレル(商社)の展示会用「量産見本反」提供時に「試験成績報告書」の提出</p> <p>③発注者から品質に関する試験項目および管理基準値の提示(要求)を受け、責任を持った生産の実施</p> <p>④提供した商材に関し、発生したクレームに対する責任</p> <p>⑤発注者から提示(要求)された管理基準値に対し、満たされていないことを要因に発生した商材に関するクレームに対する責任</p> <p>⑥「量産見本反成績報告書」の数値(データ)より「本生産(バルク)試験成績報告書」の数値(データ)が下回り、発生したクレームに対する責任</p> <p>⑦取決め内容に変更が生じた場合の速やかな連絡と協議の実施</p>	<p>品質に関わるクレームが生じた場合、原則、製品を製造した企業が責任を負うことになっている。しかしながら、繊維製品については、各段階での工程により製品の瑕疵が生じることもあり、製造責任について発注者、受注者側それぞれの言い分が大きく異なる場合が多い。そのため、事前に、それぞれの責任範囲を確認した上で、取引を行うことが必要である。</p> <p>但し、最終製品に関するクレームが生じた場合には、顧客に対する説明責任及び補償等については、製造責任者が負うものである。</p>

2) 品質保証に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>取り決められた品質管理条件(規格値、外観管理基準、堅牢度・物性管理基準値)を満たさないことを要因として、クレーム・損害が発生した場合には、製造物責任法を前提に当事者間で補償を含む対応について協議する。</p>	<p>発注者・受注者に関わる責任範囲及び左記に記した内容等によりクレームや販売機会損失及び消費者に対する補償等が生じた場合には、製造物責任法を前提に当事者間で協議することが望ましい。</p> <p>なお、これらの解決にあたっては基本契約書を締結しておくことが重要である。</p>

3) 品質検査管理基準について

①試験要領及び試験成績報告書について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>試験要領および試験成績報告書については、平成29年12月改訂の(一社)日本アパレル・ファッション産業協会と各検査協会を取りまとめた「品質試験要領と品質試験成績報告書」を採用し運用する事を基本とするが、個々の内容等については該当者間で事前に協議し取り決めを行なう。(参考資料145ページ参照)</p>	<p>「品質試験要領と品質試験成績報告書」における試験方法や必須項目については技術の進歩、品質管理の考え方の高度化によって、常に更新されていくことが必要である。</p> <p>但し、以降の点については運用する段階で、「品質試験要領と品質試験成績報告書」に付加して業務を進める。</p> <p>①商材特性、当該商材を利用して縫製するアイテム、必要な機能等によっては追加項目を設定する</p> <p>②ニット製品の製品試験については、(一財)日本繊維製品品質技術センター(QTEC)策定の「品質検査報告書」も参考にしながら運用する。</p>

②品質検査機関について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
テキスタイルメーカー、副資材メーカーおよび染色加工企業所有の検査所・部門が試験要領(試験方法)に準拠していることが、取引を行う企業間で確認・合意された場合は検査機関を自社内検査所・部門(委託加工先含む)でも可とし、公的検査機関による検査を必須とはしないこととする。	製造物責任法(PL法)が制定されていることから、各企業では、自社製品に関する検査をJIS基準以上の評価で実施している企業が多くなってきている。そのようなことから、自社での検査について発注者の合意を得れば可とするものである。 なお、発注者より公的検査機関での検査を要求された場合、公的検査機関の選択については受注者に一任することを基本とする。

③試験成績報告書の提出時期について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
試験成績報告書の提出は、発注者(アパレル・商社)が依頼したサンプル作成用の見本反提示時を原則とする。また発注者が発注した量産反(バルク・本生産)については該当者間で協議し、必要な場合は試験成績報告書を提出する。	新素材の場合には予め品質試験を行い、その情報を提供することが望ましい。

④品質管理に関わる費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
品質試験測定等(試験測定項目、検査機関等)、品質に関わる費用の分担については、予め当事者間で事前に協議し取り決めを行なう。	品質試験測定等の品質に関わる検査内容については、それぞれの段階で提出を求められることある。従って、受注者にとっては多くの費用負担をしなければならない。そのため、品質検査等に関わる費用については、予め、当事者間で費用負担について協議することが望ましい。

(5)納期関連

1)納期の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
納期は当事者間で予め協議し取り決める。また、発注書発行時には取り決めた期日を必ず発注書に記載しなければならない。	現況の納期確定に至るプロセスは、市場の状況を分析した上で、ギリギリまで投入の時期、数量等の判断を行っている。従って、当事者間では十分な打合せを経て取り決められていると判断するのが妥当である。 発注書記載項目に一部記載されない場合には、補充書面を取り交わし齟齬のないようにしなければならない。 また、納期については、販売先が必要とする時期や場所に到着する日をもって納品日としていることから、納期は最終引取期日とする。

2) 納期の変更の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>仕様の変更や原副材料の納期遅れ、品質の問題発生等により、納期の遅れが生じると判断した場合には、納期の変更について改めて当事者間で協議し新たな納期の取り決めを行う。</p>	<p>昨今の取引では、発注者・受注者間での打合せをした上で納期が設定されている場合が多い。しかしながら、原副資材等の納期遅れ、品質問題が生じ納期の変更を余儀なくされる場合には、当事者は納期の変更を申し出ると共に迅速に当該者と協議しなければならない。</p> <p>なお、発注者はこの事案についてキャンセルをする場合には、受注者の大幅な生産計画及び工程の変更が生じるため、その補償等について協議を行わなければならない。</p>

3) 納期遅れ、欠品時の対応及び損害等が発生したときの補償について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>納期を明確にした上で、納期遅延及び欠品をした場合の対応、及び損害等が発生した場合の補償について、その都度、協議し取り決めを行なう。</p>	<p>発注行為は納期遅延や欠品を前提として行われるものではなく、納期遅延及び欠品に関する対応、損害が発生した場合の補償に関する取り決めは行われていない。しかしながら、その様な状況・状態が生じる可能性も否定し難く、受注者の諸事情から生じた納期遅れ及び生産工程の問題から生じた欠品により、発注者に損害が発生したときには、その補償について当事者間で協議し取り決めを行う。</p> <p>なお、発注者の事由により生じた納期遅れ等に関する補償はこの限りでない。</p>

(6) 在庫関連

1) 納期内の全量引取について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者は発注書に記載された商品について、受注者の瑕疵による事由以外は記載された指定納期日を最終引取期日とし、全量引き取りの義務を遵守しなければならない。</p>	<p>最終引取期日とは発注書に記載された納期である。発注者は、自ら発行した最終引取期日以内には全量引取をしなければならない。</p> <p>また、発注者は予め製品に関する検品期間を受注者と協議し取り決め、製品に関する瑕疵等の検査を行う義務がある。</p>

2) 最終引取期日の延長について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者の事情により最終引取期日を延長して、全量引取及び分割納品による残在庫の引取りを要請する場合には、最終引取期日前に受注者に要請し、保管に関する費用、期間、品質の維持方法等について協議し取り決めなければならない。</p>	<p>発注者は、自社の意向で全量引取に関する最終引取期日を変更したいときには、事前に要請しなければならない。</p> <p>受注者は発注者の意向に添うことが出来るか否かの判断を速やかに伝えなければならない。</p> <p>最終引取期日の変更を受け付ける場合には、製品の保管に関する費用、期間、品質の維持方法、保険等について協議し取り決めを行うことが必要となる。</p> <p>但し、受注者が発注者の意向に添うことが出来ない場合には、発注者は速やかに全量を引き取らなければならない。</p>

(7) 配送関連

1) 運賃負担条件の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
少量配送、遠隔地への配送、海外向けエア配送、チャーター便を利用した配送等に掛かる費用については、取引価格に含まれていないか取り決めを行っていない場合が多い。そのため、上記の内容に関する運賃等について予め当事者間で協議し取り決めを行う。	一般的に、取引価格には、予め取り決めた納品方法（納品場所・数量・運搬方法等）により掛かる配送費等も含まれている場合が殆どである。しかしながら、左記に記載した通常配送以外の配送料負担については、受注者側の問題発生による事由を除いて、掛かる費用負担については協議が必要となる。

2) 分割納品の対応の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者が納品方法について分割納品を要請した場合には、分割納品で生じる運賃の費用負担について事前に協議し取り決めを行う。	現況では、分割納品の比率が高まり運賃の費用負担が増加傾向にある。運賃は一般的には取引価格に含まれており、当初取り決めた取引価格では利益の損失を生じることになるため、予め、分割納品についても、回数、数量等を協議し、運賃負担分を当事者間で確認することが重要である。

(8) その他

1) 印字表示について(組成表示・取扱い表示・サイズ表示・ケア表示等)

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
各印字表示に関する記載内容の確認および印字する使用材質等について、事前に協議し取り決める。	組成表示・取扱い表示・サイズ表示・ケア表示等の印字表示については、販売先によって表示方法が異なることがある。そのため、事前に協議し確認することが必要である。

2) 印字タグ関連の在庫管理及び廃棄処理について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
印字タグ関連(ブランドネーム、ブランドタグなど)の在庫管理、廃棄処理方法について、事前に取り決めを行う。	ブランドネーム、ブランドタグ等については、ブランド継続等に関する情報を共有することにより、在庫の状況や管理及び廃棄に関する方法や発生する費用等について、事前に確認することが必要である。

3) 不良品の在庫管理及び廃棄処理方法等について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について、事前に取り決めを行う。	不良品が市場に出ることは、発注者の販売機会損失を生じさせることやブランドイメージの毀損に繋がることになる。そのため、不良品の管理方法、廃棄方法等について確認する必要がある。

4) 業務条件標準項目の新規項目の追加・修正等について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>相対する個々の取引において、上記業務条件項目以外の項目及び内容等についての必要性が生じた場合は該当者間で協議し、新たな項目および内容を設定、追加する。</p>	<p>業務条件標準項目で取り決めた以外の取引に関する取り決めや現行の標準項目の運用で修正が必要な場合には、事前に繊維産業流通構造改革推進協議会に報告した上で、当事者間で協議し新たな取引項目を設定し内容等を取り決める。 修正した取り決め内容及び新規で取り決めた項目等については、協議会事務局に届けなければならない。</p>

(9) 生機の染色加工に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>生機の加工依頼等については、予め生機の保管期限、数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地保管期限等について、掛かる保管料等を含めて事前に協議し取り決めを行う。</p>	<p>発注者(テキスタイル・コンバーター等)が生機の染色加工を受注者(染色加工業)に依頼する場合、色加工指図書の発行をもって発注となる。しかしながら、一部の生機については色加工指図書の発行無しに、近い将来、色加工指図書を発行するとの事由を下に、受注者の加工場に送り付ける場合が多い。モノによっては半年や一年を超えるものもあるという。 このような事態を解決するには、生機の染色加工依頼については、予め、生機の保管期限、加工する数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地の保管期限等について、掛かる保管料等を含め事前に協議して取り決めを行い、原則、これら取り決めが無いものや、色加工指図書の発行が無いものについては一切受け付けることは出来ないものとする。</p>

2.1.4 発注書に記載すべき項目

発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る⁵。

次表において、発注書における必須項目を整理する。

ただし、必須項目及び記載内容は、取引対象商品ごとによって異なる場合がある。また、付帯項目は、取引対象商品の特性より項目が提示されており、出荷可能日、原産国、生産工場情報、サンプル関連情報等があげられている。(取引対象商品別の発注書に記載する内容については、(Ⅱ.取引対象商品別編 40 ページ以降を参照のこと)

発注書に記載すべき必須項目一覧

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者) 注1
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	取引対象商品特定情報	商品品番、ブランド、品名、サイズ 等
	発注数量	反数、m数、個数、枚数 等
	納期	日付 (分割納品の場合はそれぞれについて単位ごとの納期を設定) 注2
	納品先	発注者の指定場所を明記
	単価	商品単価
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サト、締日、起算日
	最終引取期日	日付
	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件の記載
	知的財産権	商標権取得及び登録の有無 等

(注 1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注 2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

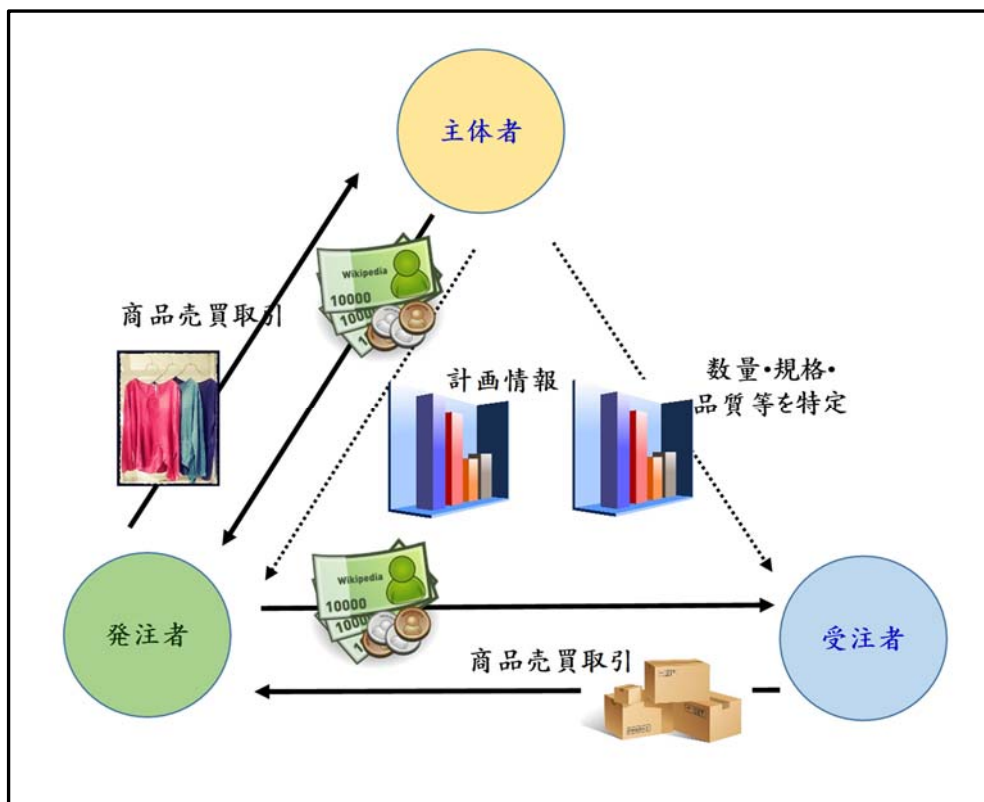
⁵ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

3.誰と誰が取引をするのか？ 間接取引における主体者と発注者・受注者の役割と責任

(1) 間接取引について

「間接取引」とは、事前の計画情報、商品の選定等を提示する主体者と、実際にその商品を発注する発注者が異なる取引を指す。

間接取引における主体者と発注者・受注者の関係



間接取引は、商品の生産・供給のサプライチェーンの中で、複雑に絡む各企業が、これまでの企業活動の範疇にとらわれず、新たなコアビジネス分野を定め、戦略的パートナーリングを行い、業務を円滑に行うために新たなサプライチェーンを構築した結果、発生している取引形態と考えられる。

間接取引においては、各社ともメリットを享受するケースが多く、間接取引が商品の取引において、悪影響を与えているわけではなく、むしろ、時代に対応した合理性と機動性を考えたビジネスモデルとなっている。

間接取引における企業の機能とメリット・デメリット

関連業種	注力機能	メリット	デメリット
アパレル	企画・販売機能への注力	発注業務の簡略化 事務作業の削減 素材調達における在庫リスクの削減 スピード感	コスト構造の不透明化 社内ノウハウの蓄積の欠如
商社	生産・供給分野への資源集中	業務手続き等の合理化	利益確定時期が不定 情報の二重構造
生地卸商 生地メーカー 副資材卸商 副資材メーカー	素材供給への注力	トレンドやニーズの早期入手 取引条件の集約化 資金回収の安定化	情報の二重構造 取引先が確定できない場合がある 情報伝達の不確実性

(2) 間接取引における課題発生要因について

従来の取引においては、これまでの商慣行に則ったルール(口約束、思惑、阿吽の呼吸)で、各社が運用・対応している。このため、一旦、問題が発生した場合には、

- 責任の主体および責任内容が不明確
- 契約内容に関する認識の差異の発生

等が露呈し、取引上のトラブルが発生しているケースが少なくない。

間接取引をより高度に活用していくには、情報共有を具体的な形で行うことが重要である。このことは、取引関係にある企業間の共通の認識として醸成されているが、情報を共有する各企業の役割が不明確となっており、情報共有が確実な形で行われているとは言い難い。さらに、共有すべき情報項目・内容についても精緻に議論をされているわけではない。

最初に出した情報が正確かつ的確な情報ではないと、多段階に及ぶサプライチェーンの中での伝達途上で乖離が生じ、結果的には各段階で不必要なモノが在庫として残り、最終的に責任主体が曖昧となり、トラブルの要因となる。

また、計画段階で提示された取引条件が、実際には売買当事者を想定した取引条件となっていないことも、主体者及び売買当事者間の役割・責任を曖昧にしている要因の1つであると考えられる。

(3) 「間接取引」を効果的に行うための取り決め

間接取引では、計画情報の立案・修正等の情報の提示を行う主体者が重要な位置づけにある。特に、計画段階で主体者より提示された数量・納品計画が、的確かつ速やかに実際の売買取引当事者へと適切に引き継がれることが重要である。

このプロセスが疎かになると、その後の売買取引当事者間での業務条件や発注が的確に行われたとしても、納期遅れ・欠品が発生し、不良在庫の削減はなされない。

このため、「取引ガイドライン」において、以下の2点

- 1) 主体者と取引当事者の責任の範囲
- 2) 情報共有について

についての業務条件の取り決めを行う。この業務条件を設定することで、「取引ガイドライン」導入後には、売買取引当事者間だけでなく、主体者を含めた間接取引関係者間の役割・責任範囲を明確にし、間接取引を効果的に利用できる環境を担保する。

3.1 間接取引に関する業務条件標準項目及び「間接取引確認書(例)」等について

繊維業界の生産供給に関わる現状のビジネスモデルの主流的な取引形態である間接取引において、取引を効果的、円滑に行うために、業務条件標準項目及び補完するための「確認書(案)」⁶を以下の考えに基づき整理する。

(1) 間接取引の問題点

間接取引には受注者に対して直接、半製品や原材料などの調達を行う主体者と、受注者から実際に半製品や原材料を購入する発注者とが一致していないという構造上の問題がある。

- 1) 受注者が主体者からの指示に基づき発注者に納品したにも拘わらず、発注書に記載した数量との乖離が生じ、余剰品等について受領拒否や返品を受ける。また調達数量と商品の引き取り期限についても主体者との指示と発注者との間に差異があり保管を強いられるというリスクを受注者が抱える。このことは、主体者と発注者間での最終数量・単価・納期等が決まるまで受注者には情報が共有されていないことから起こる場合が多い。
- 2) 受注者は主に主体者の信用力をあてにして受注しているという実態がある。主体者から指名された発注者については、過去の取引状況や財務状況も不明なままに取引を行わなければならない実態がある。最悪の場合には、発注先企業の与信リスクまで負わなければならないのである。

(2) 間接取引における業務条件標準項目及び「間接取引確認書(例)」策定に関する考え方

1) 主体者と発注者間の契約にて「発注者」が「主体者」に発注代理権を付与する

「主体者」の受注者に対する発注を以て「発注者」による発注(意思表示)としての効力を付与することで、受注者は、主体者との折衝において確定した発注内容を履行すれば、「発注者と受注者」間の契約の履行であると信頼することができる。

但し、主体者が過剰発注をしたため、発注者の製造後、資材に余剰が生じたといった場合、発注者が受注者から引き取った上で余剰リスクを最終的に負担するということが公平ではない。従って、主体者の過剰発注リスクを抑止し得ない問題が生じる。

2) 余剰について、主体者に発注者からの買取義務を定める

発注者は主体者に対して発注代理権を付与することで、主体者は発注に際しては自ら余剰の最終リスクを負担することがないように十分注意すると考えられる。

但し、受注者は主体者が発注者との間での契約に基づき、発注代理権を本当に有しているのか否かは見えない。また、受注者の立場では契約書を閲覧及び確認を求めることは難しく、主体者からの発注が効力を有しないものであったら、間接取引のリスクをかぶることになる。

3) 受注者から主体者に対し、確認書を発行する

受注者は主体者に対して「間接取引に関する業務条件標準項目に基づく発注である」こと及び「確認書」に記載された発注内容を確認させ、一定期間内に異議がなければ、認めたものとして取り扱うことができる。ただ、発注内容の確定に至るフローに関しては、実務の実態に即した柔軟な対応、調整が必要である。

⁶ 「間接取引確認書(例)」は参考資料123ページに提示している。

3.2 間接取引に関する業務条件標準項目

間接取引に関する業務条件については、主体者と当事者間の責任範囲を明確にいた上で、それぞれの立場にいる当事者間での業務が遅滞なく進めることにより、生産性の向上に繋がることを前提に内容等の整理を行っている。なお、間接取引に関する業務条件項目の協議・確定すべき標準的内容については、「取引ガイドライン第二版」の「TA プロジェクト間接取引モデル契約書(例 A)」を基本に策定している。

(1) 責任所在について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
主体者と関連する取引当事者間では、予め責任所在についての取決めを行う。	取引契約では存在しない主体者との責任所在を明確にするため、主体者・発注者・受注者を確認した上で、「間接取引確認書(例)」(参考資料 123 ページ参照)を取り交わすことで問題が生じたときの責任所在が明確となる。

(2) 発注代理権について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
主体者と発注者間の契約に際し、発注者が主体者に発注代理権を付与することについての取決めを行う。	間接取引では、主体者は受注者に対して必要とされる材料について確保するよう要請している。しかしながら、一般的に見れば発注行為にも関わらず取引関係は成立していない。このようなことから、主体者は、受注者に対し、発注者に代わり、発注者の個別の同意を得ずして、発注者が受注者から調達すべき原副材料等の仕様、数量、納期、対価その他調達条件(以下、「調達条件」という。)を直接協議し合意することで、発注等ができる。 発注者は、主体者に対し、係る調達条件を決定しかつ発注等を行う代理権を授与する。

(3) 引取義務について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
主体者は、受注者との個別契約の対象となる原副材料等を発注した場合、受注者が発注者に納品した数量を全て購入しなければならない。	個別契約に基づき発注者に納品された原副材料等の全部または一部が、結果的に発注者による主体者のための製造に使用されず余剰が生じた場合には、主体者は、当該余剰の全てを個別契約において定めた対価にて発注者から買い受けなければならない。

(4) 不適切発注について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>個別契約における主体者の受注者に対する発注内容が不適切発注を原因として履行遅滞または履行不能が発生した場合、発注者は主体者に対し、一切の債務不履行責任を負わないものとする。</p>	<p>製品契約債務につき、不適切発注を原因として履行遅滞が発生した場合、主体者は、発注者からの製品受領の拒絶はできない。また、履行不能が発生した場合、主体者は、履行不能に至るまでに発注者が製品契約債務履行に関し負担した費用を負担しなければならない。</p> <p>個別契約により発注された原副材料等につき、不適切発注を原因として、その全部または一部が、発注者の製品契約債務履行のために使用されなかった場合も、主体者は、当該材料等の全てを個別契約において定めた対価にて発注者から買い受けなければならない。</p>

(5) 監督責任及び危険負担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者は、製品契約債務の履行につき、自己の過失の有無にかかわらず、受注者の過失を原因として履行遅滞または履行不能が発生した場合にも、主体者に対し製品契約債務に関わる不履行責任を負うものとする。</p>	<p>但し、当該受注者の過失が、主体者の指示の誤り等主体者の過失に起因するものである場合には、この限りで免責されるものとする。天災その他の発注者及び受注者の責めに帰することができない事由により、製品契約債務につき債務不履行が発生した場合、発注者は主体者に対し、一切の債務不履行責任を負わないものとする。なお、製品契約債務が履行不能となった場合、発注者は主体者に対し反対給付を受ける権利を有しない。</p>

(6) 調達情報の通知について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>主体者が受注者との間で発注に関する協議や合意を受注者との間で行う場合には、主体者は、発注者に対し、遅滞なく、当該受注者の名称、所在地、連絡先、調達条件を、書面、FAXまたはメールにて通知しなければならない。</p>	<p>個別契約が成立した場合には、主体者は、遅滞なく、発注者に対し、当該個別契約の内容を、書面、FAXまたはメールにて通知しなければならない。</p>

(7) 情報共有について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>主体者は関連する取引当事者間と予め下記の取決め事項について情報の共有化を行う。</p> <p>① 共有する項目の内容について</p> <p>② 情報を発信・受信するタイミングの確認について</p> <p>③ 情報共有項目の内容変更等に関する取決めについて</p> <p>④ 事前調達数量の提示から発注書発行に至る期間と発行日について</p>	<p>間接取引では主体者を中心に関連する取引当事者間の情報の共有が重要である。主体者は関連する取引当事者間と予め情報共有に関する事項について取り決め等を行い、綿密な情報の共有化を図ることで生産性向上に繋げる必要がある。</p>

3.3 OEM 取引に関する業務条件の取り決め項目

OEMビジネスについて、受注者(商社等)の立場である商品供給者が、安全・安心な商品を安定的に発注者(アパレル・小売業等)に供給することや「ロスやムダ」を削減・排除した取引の在り方等を行動指針として、「消費者・買い手・売り手」の三者が満足を得られる取引を目的として、間接取引業務条件標準項目に照らし合わせて整理している。

(1) 責任所在について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
製品に関する責任所在については完成品組み立て製造会社とその納入業者に有するものとする。	アパレルが発注者の場合における相対する取引においては、受注者が商社の場合、その責任は商社に存在することになる。また、ODM取引における企画提案が発注者(アパレル、等)に採用された後は、取引における業務条件はOEM取引に準ずる。 発注者と受注者の関係(例) ・発注者:アパレル、小売業(量販店・百貨店・専門店、等) ・受注者:商社、等

(2) 品質検査基準について

1) 品質検査機関について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
相対する取引先より、公的検査機関での検査を要求された場合には、公的検査機関の選択は受注者に一任することを基本とする。	品質検査機関の選択は業務条件標準項目で定めた内容を基本とするが、取引先によっては公的機関を指定する場合がある。その場合には当事者間で協議することになるが、費用や時間等を考えると受注者がメリットがある通常利用している検査機関を使用することが望ましい。

2) 試験要領及び試験成績報告書について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
試験要領および試験成績報告書については、平成29年12月改訂の(一社)日本アパレル・ファッション産業協会と各検査協会を取りまとめた「試験要領と試験成績報告書」を採用し運用する事を基本とするが、個々の内容等については該当者間で事前に協議し取り決めを行う。(参考資料145ページ参照)	外衣類及び中衣類の表生地規格(染色堅牢度、寸法変化率、物性)については、日本工業規格である「JIS L 4107(一般衣料品)」の評価項目、基準値及び試験方法に準拠し、管理することが望ましい。

(3) 製品管理基準に関する取り決めについて

1) 確認サンプル品(製品管理基準)について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者は事前に品質基準書(品質・縫製基準書)及び品番毎の仕様書を受注者に提出しなければならない。また、受注者は製品管理基準や仕様書に基づき量産確認サンプルを提出し、合否についての確認をしなければならない。	発注者は事前に品質基準書及び品番毎の仕様書を受注者に提出しなければならない。発注者と受注者は受注者が提出した量産仕掛り前に確認サンプル品の製品管理基準に基づいた確認をしなければならない。なお、確認サンプル品とは量産に仕掛かる前に作成した先上げの製品を示す。

(4) 第三者検品に関する取り決めについて

1) 検品方法に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
製品に関する検品方法について、予め、当事者間で協議し取り決める。	発注者の指定による検品機関での検品、及び検品検査官の縫製工場への派遣による検品、また受注者に一任する検品等、検品方法について該当者間で事前に協議し取り決めを行う。

2) 検品範囲(検品対象品)に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
製品に関する検品の範囲については、予め、当事者間で協議し取り決める。	全量検品、抜き取り検品等、検品を必要とする検品範囲について、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。なお、取り決め条件があるにも関わらず、受注者が不良品の流失防止等を目的に自主的に検品を行うことについては受注者の裁量に一任する。

3) 検針に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
製品に関する検針については、必要とする検品範囲や検針の実施方法、記録保持等について事前に当事者間で取り決める。	検針に関わる責任主体は基本的には製造者及びその商品の納入業者に有する。検針方法等について該当者間で事前に協議し取り決めを行うことが必要である。また、製造者及び製品納入業者は検針実施の内容について記録し、保管する義務を負わなければならない。なお、保管期間等は該当者間で取り決める。

4) 第三者検品(検針含む)に関する費用分担の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
第三者検品に関わる費用については、事前に当事者間で費用分担について協議し取り決めを行う。	第三者検品(検針含む)に関わる発生する費用の分担について、それぞれの機能・役割に応じた費用分担を基本とし、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。

5) 製品のクレーム等に関する損害補償の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者から製品の品質等について合格判定をうけた製品が、小売業等に納品後外観や縫製等のクレームが発生した場合には、当事者間で対応や補償等について協議し取り決める。</p>	<p>合格品の判定を受け、その後の流通段階等で外観および縫製を要因としてクレーム・損害が発生した場合には該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>

(5) 品質表示に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者は製品に表示する内容について、国が定めた法律規制を遵守し表示しなければならない。また、受注者は表示に関わる品質データ等を発注者に事前に提供し、表示内容について該当者間で協議し取り決めを行う。</p> <p>なお、受注者の不正行為、不適正な表示に関する品質データ等の提供を要因にクレーム・損害が発生した場合には、該当者間で補償を含む対応について協議する。</p> <p>法律規制は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法 ・不当景品類および不当表示防止法・薬事法 	<p>発注者は発注者の責任において製品に表示する内容(原産国表示・組成表示・絵表示・サイズ表示・ケア表示等)について法令、規制を遵守しなければならない。なお、品質表示に関し、受注者は表示に関わる品質データ等を発注者に事前に提供する義務を有するものとし、表示内容について該当者間で協議し取り決めを行う。</p> <p>受注者の不正行為や不適正な表示に関わる品質データ等の提供をしたことで生じたクレーム・損害が起こった場合には、受注者の責任を前提に該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>

(6) 製品の安全性に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者及び受注者はそれぞれの責任において、製品の安全性には法律規制を遵守し製品管理を行わなければならない。</p> <p>なお、法律規制に対する違反等を要因にクレーム・損害が発生した場合には、その発生要因の主たる行為をした該当者の責及び該当者間で補償を含む対応について協議する。</p> <p>法律規制および行政指導とは次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律規制「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 ・行政指導「有害物質：①ホルムアルデヒド(樹脂加工)、②蛍光増白加工、③柔軟加工、④衛生加工」 	<p>発注者は発注者の責任において製品の安全性に関し、国が定めた法律規制、および行政指導を遵守し、製品管理を行わなければならない。同様に、受注者は受注者の責任において製品の安全性に関し、国が定めた法律規制、および行政指導を遵守し、製品を製造しなければならない。</p> <p>法律規制および行政指導に対する違反行為を要因にクレーム・損害が発生した場合には、その発生要因の主たる行為をした該当者の責に帰する事を前提に、該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>

(7) 契約数量に関する増減産数の許容範囲について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>契約数量を基準にした増減産数の許容範囲について、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。</p>	<p>契約数量を基準にした増減産数の許容範囲について、該当者間で事前に協議し取り決めるが、契約数量の多寡により許容範囲については契約数量の±5%以内を目処に取り決めることが望ましい。</p> <p>受注者は表生地のカットが完了した時点や各生産工程において生産予定数量の把握に努め、適時発注者にその状況を報告することとし、受発注者双方の販売機会損失の防止や不良在庫(ムダ・ロス)の削減、排除に努める。</p>

(8) 不合格品の取扱いについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>検品工程他において補修を必要とする商品及び合否に関し、最終決定を発注者に委ねなければならない商品等を検出した場合には、その該当商品を発注者に提示し、該当者間で当該商品の取扱い等について協議し取り決めを行う。</p>	<p>不合格品の取扱い等に関する協議・取り決めの際に、納入不可(不合格品)となった商品の取扱いについては、発注者である企業の信用・信頼およびブランド価値を損なわないことが必要である。また、当該商品の破棄・処理等については、省資源・地球環境保護等を考慮し環境負荷の少ない処理方法を採用することが望ましい。</p>

3.4 発注書に記載すべき項目

発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る⁷。

次表において、発注書における必須項目を整理する。

ただし、必須項目及び記載内容は、取引対象商品ごとによって異なる場合がある。また、付帯項目は、取引対象商品の特性より項目が提示されており、出荷可能日、原産国、生産工場情報、サンプル関連情報等があげられている。(取引対象商品別の発注書に記載する内容については、II.取引対象商品編 40 ページ以降を参照のこと)

発注書に記載すべき必須項目一覧

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者) 注1
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	取引対象商品特定情報	商品品番、ブランド、品名、サイズ 等
	発注数量	反数、m数、個数、枚数 等
	納期	日付 (分割納品の場合はそれぞれについて単位ごとの納期を設定) 注2
	納品先	発注者の指定場所を明記
	単価	商品単価
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サト、締日、起算日
	最終引取期日	日付
	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件の記載
知的財産権	商標権取得及び登録の有無 等	

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

⁷ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

4. 繊維業界における知的財産権の扱いについて

知的財産権については、既に法令が整備され、法令の範囲内において業務を遂行することが重要である。当ガイドラインでは、知的財産権に関わる内容について業務条件項目として取り扱ってきたが、内容が法令の範囲であり、業務条件項目ではないと判断し、今般の改定に伴い業務条件項目からは除外している。

しかし、近年、商標権の登録(取得)の有無により、海外で生産・縫製した製品を国内に持込めないなどの問題や、特許権、意匠権等に関わる、特許権の抵触、デザインの模倣などの問題が発生し、大きな問題となっている。

知的財産権の侵害問題については、個々の企業の取り組み姿勢(モラル)に委ねることになるが、問題発生を事前に防止するためには、国内外の知的財産権の調査および確認を行う役割・責任、知的財産権に関する問題が発生した場合に生じる損害の補償問題について事前に協議し、取り決めを行う必要がある。

このようなことから、下記に繊維業界における知的財産権に関する留意点を記載する。

(1) 知的財産権(特許権、商標権、実用新案権、意匠権など)の出願について

「権利の保護」の観点から、可能な範囲で出願を申請(および取得)することを推奨。

(2) 知的財産権に関わる侵害について

特許や実用新案取得商品が第三者に無断で模倣使用されないよう発注者・受注者は十分に注意を払う。万一模倣された場合の対応策について事前に協議しておくこと。

(3) 直接取引における知的財産権の帰属先について

知的財産権については、素材、付属品、副資材、デザイン、仕様面等により、それぞれの位置付けが異なる。例えば

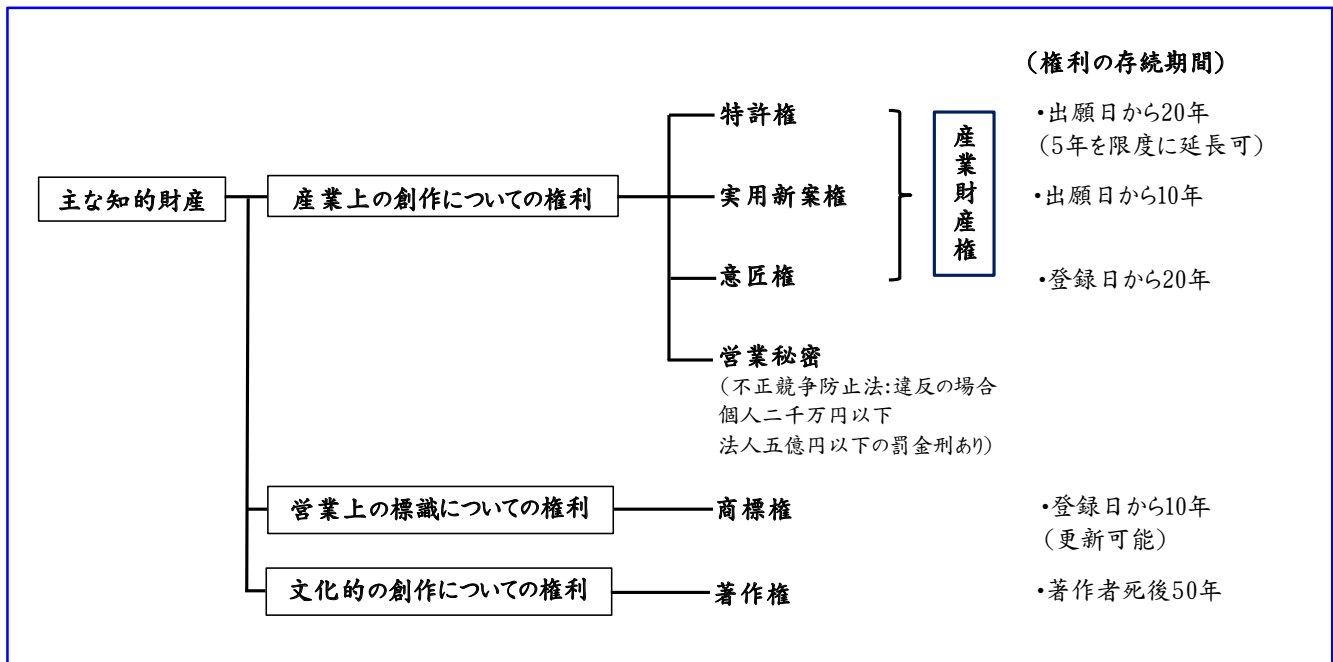
- 1) 素材メーカーがその製法で特許を有している生地
- 2) 付属メーカーが特許、実用新案を有するような特長をもった付属品
- 3) アパレルメーカーが意匠、実用新案を有するような特長をもったデザイン・仕様等

について採用時における帰属先について事前に十分な協議をし、帰属先や免責条項等を記載した取引基本契約書または覚書等の書面を交わしておくことが望ましい。

(4) 間接取引における知的財産権の帰属先について

海外を含むOEM等の間接取引において、主体者、発注者、受注者のいずれに知的財産権が帰属するかについて事前に十分な協議を行い、帰属先や免責条項等を記載した取引基本契約書または覚書等の書面を交わすことが望ましい。

知的財産権の分類



(平成30年4月1日現在)

Ⅱ.取引対象商品別編

1. 生地取引・染色加工編

(1) 生地の提案特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

生地の提案特性を考慮した生地発注・色加工指図書発行の各発注者・受注者について、以下に整理する。

生地提案特性に対応した生地取引モデル分類(例)

発注プロセス	(Ⅰ)アパレルリスクモデル (アパレルオリジナル)		(Ⅱ)生地卸商リスクモデル (生地卸商オリジナル)		(Ⅲ)テキスタイルリスクモデル (テキスタイルオリジナル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者
生地発注	アパレル	テキスタイル	生地卸商	テキスタイル	テキスタイル	テキスタイル
色加工指図書発行	テキスタイル	染色加工業	テキスタイル	染色加工業	テキスタイル	染色加工業
納品依頼書発行	アパレル	テキスタイル	アパレル	生地卸商	アパレル	テキスタイル
色加工後 生地在庫リスク	アパレル		生地卸商		テキスタイル	
色加工後 生地品質保証	テキスタイル 染色加工業		生地卸商 テキスタイル 染色加工業		テキスタイル 染色加工業	

注) (色加工後生地在庫責任) = (色加工指図書数量) - (実納品数量) を示す。

(2) 共有する計画情報項目

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。

これらの情報は、

- ・ 主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
- ・ 受注者側からは、発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するかの計画情報を「供給計画情報」として、返信する。

ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、着、m、反) ・ 納期予定日 ・ 発注予定日 ・ 入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、受注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> • 商品品番 • 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) • 混用率 • 商品規格(生地規格:幅、長さ、目付等) • 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、着、m、反) • 納期予定日 • 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画・状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> • 生産スペースの確保状況 • 生産・加工期間(生産リードタイム) • 使用素材(原料)の手配予定・状況 • 生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

(3) 業務条件の取り決め項目

業務条件としては、発注関連、価格関連、サンプル関連、品質関連、納期関連、在庫関連、配送関連、その他の8項目について、それぞれの取引企業間において協議・確定する。

また、染色加工においては、生機の染色加工に関する取り決めとして以下の内容について協議しなければならない。

1) 生機の染色加工等に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>生機の加工依頼等については、予め生機の保管期限、数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地保管期限等について、掛かる保管料等を含めて事前に協議し取り決めを行う。</p>	<p>発注者(テキスタイル・コンバーター等)が生機の染色加工を受注者(染色加工業)に依頼する場合、色加工指図書が発行をもって発注となる。しかしながら、一部の生機については色加工指図書の発行無しに、近い将来、色加工指図書を発行するとの事由を下に、受注者の加工場に送り付ける場合が多い。モノによっては半年や一年を超えるものもあるという。</p> <p>このような事態を解決するには、生機の染色加工依頼については、予め、生機の保管期限、加工する数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地保管期限等について、掛かる保管料等を含め事前に協議して取り決めを行い、原則、これら取り決めが無いものや、色加工指図書の発行が無いものについては一切受け付けることは出来ないものとする。</p>

なお、業務条件項目における協議・確定すべき標準的内容については、前章「I . 取引モデル編・標準項目と内容の解説編 2.1.3 直接取引における業務条件標準項目」を参照のこと。

項目	業務条件項目
① 発注関連	発注単位および引き取り単位について
	ミニマム生産ロットの取り決めについて
	発注書発行について
	発注書発行後の内容等の変更について
	追加発注について
② 価格関連	価格の交渉について
	割引価格の条件について
	割増価格の条件について
③ サンプル関連	サンプルの費用分担について
	型代・版代等の費用分担について
④ 品質関連 品質等に関する責任範囲について	発注者に関わる責任範囲について
	受注者に関わる責任範囲について
品質検査管理基準について	品質保証に関わる取り決めについて
	試験要領及び試験成績報告書について
	品質検査機関について
	試験成績報告書の提出時期について
⑤ 納期関連	品質管理に関わる費用分担について
	納期の取り決めについて
	納期の変更等の取り決めについて
⑥ 在庫関連	納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について
	納期内の全量引取について
	最終引取期日の延長について
⑦ 配送関連	生機の染色加工等に関する取り決めについて
	運賃負担条件の取り決めについて
⑧ その他	分割納品の対応の取り決めについて
	印字表示について(組成表示・取扱い絵表示・サイズ表示・ケア表示など)
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄処理方法について
	不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について

(4)発注書に記載すべき項目

発注書(生地発注書、色加工指図書)に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る¹。

1) 生地発注書

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者) (注1)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	取引対象生地特定情報	生地品番
	生地発注数量	反数又はm数
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 (注2)
	単価	生地単価
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サイト、締日、起算日
	最終引取期日	日付 生地発注した数量の最終出荷予定日
付帯項目	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件(指定色等級等)の記載
	その他の情報	出荷可能日

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

¹ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

2) 色加工指図書

記載項目		記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	加工対象生機品番	生機品番
	仕上がり生地品番	生地品番
	色別発注数量	反数又はm数
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 納期は最終引取期日とする
	単価	加工単価
	最終引取期日	日付
	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件(指定色等級等)の記載

3) 委託サービス契約書(倉庫保管・配送サービス等)

記載項目		記載概要
必須項目	デリバリー条件	一括/分納 出荷先(遠隔地運賃負担内容含む)
	引取期日以降の保管費用	保管費用単価(1反・1日あたりの保管費用)

2.副資材取引編

(1)副資材の提案特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

副資材の発注・受注は、その商品特性というよりも、縫製・生産加工工程に関連した取引に依存した特性に対応していることが多い。

副資材の提案の取引特性を考慮した副資材発注の各発注者・受注者について、以下に整理する。

- ・(Ⅰ)アパレル/商社 手配・発注モデルでは、アパレル、商社から副資材卸商・副資材メーカーに副資材を発注し、縫製工場に副資材を支給、販売するモデルをまとめたものである。
- ・(Ⅱ)副資材間取引モデルでは、アパレル、商社が指定した副資材を縫製工場が、直接、副資材卸商・副資材メーカーに発注するモデルを間取引の例として整理している。

副資材の提案特性に対応した副資材取引モデル分類(例)

発注プロセス	(Ⅰ)アパレル/商社 手配・発注モデル		(Ⅱ)副資材間取引モデル (縫製工場発注オリジナル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者
副資材手配	アパレル/商社	副資材卸商・ 副資材メーカー	アパレル/商社	副資材卸商・ 副資材メーカー
副資材発注	アパレル/商社	副資材卸商・ 副資材メーカー	縫製工場	副資材卸商・ 副資材メーカー
出荷指図書発行	アパレル/商社	副資材卸商・ 副資材メーカー	縫製工場	副資材卸商・ 副資材メーカー
副資材在庫責任	アパレル/商社		アパレル/商社 縫製工場	
副資材品質保証	副資材卸商・ 副資材メーカー		副資材卸商・ 副資材メーカー	

なお、(Ⅱ)副資材間取引モデルにおいては、アパレル/商社、縫製工場および副資材卸商・副資材メーカー間において、副資材の発注に関する計画提示、業務条件に関する主体者、発注者、受注者の役割・責任に関して、業務条件に基づき、協議し対応する。

(2) 共有する計画情報項目

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。

これらの情報は、

- ・ 主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
 - ・ 受注者側からは、主体者もしくは発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として、返信する。
- ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 ・ 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キロ、m、反、個、巻、セット) ・ 納期予定日 ・ 発注予定日 ・ 入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 混用率 ・ 商品規格(生地規格:幅、長さ、目付等、副資材規格:幅、長さ等) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キ、m、反、個、巻、セット) ・ 納期予定日 ・ 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画・状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産スペースの確保状況 ・ 生産・加工期間(生産リードタイム) ・ 使用素材(原料)の手配予定・状況 ・ 生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

(3) 業務条件の取り決め項目

業務条件としては、発注関連、価格関連、サンプル関連、品質関連、納期関連、在庫関連、配送関連、その他の8項目について、それぞれの取引企業間において協議・確定する。

なお、業務条件項目における協議・確定すべき標準的内容については、前章「I. 取引モデル編・標準項目と内容の解説編 2.1.3 直接取引における業務条件標準項目」を参照のこと。

項目	業務条件項目
① 発注関連	発注単位および引き取り単位について
	ミニマム生産ロットの取り決めについて
	発注書発行について
	発注書発行後の内容等の変更について
	追加発注について
② 価格関連	価格の交渉について
	割引価格の条件について
	割増価格の条件について
③ サンプル関連	サンプルの費用分担について
	型代・版代等の費用分担について
④ 品質関連 品質等に関する責任範囲について	発注者に関わる責任範囲について
	受注者に関わる責任範囲について
品質検査管理基準について	品質保証に関わる取り決めについて
	試験要領及び試験成績報告書について
	品質検査機関について
	試験成績報告書の提出時期について
⑤ 納期関連	品質管理に関わる費用分担について
	納期の取り決めについて
	納期の変更等の取り決めについて
⑥ 在庫関連	納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について
	納期内の全量引取について
⑦ 配送関連	最終引取期日の延長について
	運賃負担条件の取り決めについて
⑧ その他	分割納品の対応の取り決めについて
	印字表示について(組成表示・取扱い絵表示・サイズ表示・ケア表示など)
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄処理方法について
	不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について

(4) 発注書に記載すべき項目

発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る²。

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者) (注1)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	展開ブランド名 アイテム・製品品番
	取引対象商品特定情報	品名(ファスナー、芯地、裏地等) 及びその品番、色番、サイズ
	発注数量	m、反、個、巻、セット等
	生産工場関連情報	使用する縫製工場名を明記
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 (注2)
	単価	副資材単価
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サ仆、締日、起算日
	出荷先	主体者・発注者の指定場所を明記
付帯項目	その他の情報	出荷可能日

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

² この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

発注書発行時に縫製工場、出荷先が未確定の場合には後報とし、出荷手配に支障を来さないように確定後速やかに連絡するものとする。締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

なお、副資材の内、ネーム、下げ札等の印字の発注書には次の項目を付加する。

	記載項目	記載概要
必須項目	サイズ	記号・区分(サイズテーブルとの紐付け) 三元表示(サイズ体型をテキストにて表現)
	カラー	カラー番号、色名称
	品質表示	製品アイテム別(品質表示をテキストにて表現)
	副資材種別	種別・コード(JAFIC副資材分類の商品呼称コード表に準拠) タグ種(印字レイアウトを意味するタグ種)
	原産国	日本語・英語表記がタグ、または、ケアラベルにて異なる
	表示社名	社名、住所、電話番号 (洗濯ネームへの社名&住所、もしくは電話番号を表記)
	シーズン	
	LOT番号	製品生地LOT番号
	本体価格	(下げ札に印字するため)
	税込価格	
	取扱い絵表示	絵表示JISコード
	附記用語	JAFIC「取扱注意ガイド」に準じる

3.ニット製品取引編

(1)ニット製品の提案特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

ニット製品の提案特性を考慮したニット製品の発注書発行の各発注者・受注者について、以下に整理する。

下記の取引形態の類型では、アパレル・商社・ニットメーカー間の各段階間における直接取引について整理を行っている。この分類以外に、アパレルが指定した原材料素材をニットメーカーが購入し製品として納品する間接取引のケースがあるが、今回の分類には記載していない。

また、原材料品質保証についても、アパレル・商社・ニットメーカー間の直接取引について整理を行っているため、直接取引関係の中での責任主体を記載している³。

ニット製品の提案特性に対応した取引モデル分類⁴(例)

発注プロセス	(Ⅰ) アパレルリスクモデル (アパレルオリジナル)		(Ⅱ) 商社リスクモデル (商社オリジナル)		(Ⅲ) ニットメーカーリスクモデル (ニットメーカーオリジナル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者
製品発注	アパレル	商社 ニットメーカー	商社	ニットメーカー	ニットメーカー	ニットメーカー
色加工指図書発行	商社 ニットメーカー	染色加工業	テキスタイル	染色加工業	ニットメーカー	染色加工業
納品依頼書発行	アパレル	商社 ニットメーカー	商社	ニットメーカー	ニットメーカー	ニットメーカー
原材料在庫責任	アパレル		商社		ニットメーカー	
製品在庫責任	アパレル		商社		ニットメーカー	
原材料品質保証	アパレル・商社・ニットメーカー (原材料素材メーカー)		商社・ニットメーカー (原材料素材メーカー)		ニットメーカー (原材料素材メーカー)	
製品品質保証	商社 ニットメーカー		ニットメーカー		ニットメーカー	

³ 本来は、原材料素材メーカーが品質保証を行うべきであるが、原材料素材メーカーとアパレル・商社・ニットメーカーとの取引に関する検討を行っていないため、原材料品質保証の欄に責任ある業種として参考までに(原材料素材メーカー)と記載している。

⁴ 原材料に関する在庫責任、品質保証については、アパレルから発注を受けた商社・ニットメーカーが原材料を仕入れ、製品化している場合が多いため記載している。

(2) 共有する計画情報項目

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。

これらの情報は、

- ・ 主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
- ・ 受注者側からは、発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として、返信する。

ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 ニット原材料品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キロ、着、m、反) ・ 納期予定日 ・ 発注予定日 ・ 入庫予定日 色加工作業に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 納期予定日 ・ 色加工指図書発行予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要なとなる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 ニット原材料品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 混用率 ・ 商品規格(ニット地規格:幅、長さ、目付等) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キロ、着、m、反) ・ 納期予定日 ・ 納品予定日 色加工作業に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画・状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産スペースの確保状況 ・ 生産・加工期間(生産リードタイム) ・ 使用素材(原料)の手配予定・状況 ・ 生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

(3) 業務条件の取り決め項目

業務条件としては、発注関連、価格関連、サンプル関連、品質関連、納期関連、在庫関連、配送関連、その他の8項目について、それぞれの取引企業間において協議・確定する。

なお、業務条件項目における協議・確定すべき標準的内容については、前章「I. 取引モデル編・標準項目と内容の解説編 2.1.3 直接取引における業務条件標準項目」を参照のこと。

項目	業務条件項目
①発注関連	発注単位および引き取り単位について
	ミニマム生産ロットの取り決めについて
	発注書発行について
	発注書発行後の内容等の変更について
	追加発注について
②価格関連	価格の交渉について
	割引価格の条件について
	割増価格の条件について
③サンプル関連	サンプルの費用分担について
	型代・版代等の費用分担について
④品質関連 品質等に関する責任範囲について	発注者に関わる責任範囲について
	受注者に関わる責任範囲について
品質検査管理基準について	品質保証に関わる取り決めについて
	試験要領及び試験成績報告書について
	品質検査機関について
	試験成績報告書の提出時期について
	品質管理に関わる費用分担について
⑤納期関連	納期の取り決めについて
	納期の変更等の取り決めについて
	納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について
⑥在庫関連	納期内の全量引取について
	最終引取期日の延長について
⑦配送関連	運賃負担条件の取り決めについて
	分割納品の対応の取り決めについて
⑧その他	印字表示について(組成表示・取扱い絵表示・サイズ表示・ケア表示など)
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄処理方法について
	不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について

(4) 発注書に記載すべき項目

ニット製品に関する発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る⁵。

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)(注1)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	展開ブランド アイテム・製品品番(アパレルが使用している製品品番)
	取引対象原料特定情報	素材名及びその品番、色番、サイズ
	発注数量	SKU単位(品番別、色番別、サイズ別)の数量
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 (注2)
	単価	製品単価 (参考価格として流通での販売価格を提示)
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サイト、締日、起算日
	出荷先	主体者・発注者の指定場所を明記
	最終引取期日	日付
	品質	試験結果の添付の有無 製品混用率の明示 品質に関して特筆すべき条件の記載
	知的財産権	商標権取得及び登録等の有無
付帯項目	その他の情報	出荷可能日 原産国(原産国検討委員会の表示基準に準ずる) サンプル品番 デザイン品番 絵型

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

⁵ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

発注書発行時に縫製工場、出荷先が未確定の場合には後報とし、出荷手配に支障を来さないように確定後速やかに連絡するものとする。

締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

4. 製品取引編(布帛製品)

(1) 製品の提案特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

製品の提案特性を考慮した生地発注・布帛製品発注の各発注者・受注者について、以下に整理する。

- 1) 商社 製品提案モデルでは、商社が、アパレルに対し、製品提案を行い、生地卸商・テキスタイルに生地を発注し、アパレルに製品を販売するモデルをまとめたものである。
- 2) アパレル 製品提案モデルでは、アパレルが、製品企画を行い、生地卸商・テキスタイルに生地を発注し、その生地を商社に供給し、製品を商社から購入するモデルをまとめたものである。
- 3) 製品間取引モデルでは、アパレルが、製品企画を行い、生地の指定までを行うが、商社が生地卸商・テキスタイルに生地の購入・製品化を行い、アパレルは製品だけを商社から購入するモデルを間取引の例として整理している。

なお、(Ⅲ)製品間取引モデルにおいては、アパレル、商社、生地卸商・テキスタイル間において、生地の発注に関する計画提示、業務条件に関する主体者、発注者、受注者の役割・責任に関して、業務条件に基づき、協議し対応する。

製品特性に対応した取引モデル分類(例)

発注プロセス	(Ⅰ)商社提案モデル (商社が生地を指定)		(Ⅱ)アパレル提案モデル (アパレルが生地を指定)		(Ⅲ)間取引モデル (アパレル生地指定 商社発注モデル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者
生地指定	商社	生地卸商 テキスタイル	アパレル	生地卸商 テキスタイル	アパレル	生地卸商 テキスタイル
生地発注	商社	生地卸商 テキスタイル	アパレル	生地卸商 テキスタイル	商社	生地卸商 テキスタイル
製品提案	商社	染色加工業	アパレル	商社	アパレル	商社
製品発注	アパレル	商社	アパレル	商社	アパレル	商社
生地在庫責任	商社		アパレル		商社	
製品在庫責任	アパレル		アパレル		アパレル	
製品品質保証	商社		商社		商社	

(2) 共有する計画情報項目

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。
これらの情報は、

- ・ 主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
- ・ 受注者側からは、発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するかの計画情報を「供給計画情報」として、返信する。

ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量) ・ 納期予定日 ・ 発注予定日 ・ 入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の希望単価に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的所有権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 生地品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 混用率 ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量) ・ 納期予定日 ・ 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

(3) 業務条件の取り決め項目

業務条件としては、発注関連、価格関連、サンプル関連、品質関連、納期関連、在庫関連、配送関連、その他の8項目について、それぞれの取引企業間において協議・確定する。

なお、業務条件項目における協議・確定すべき標準的内容については、前章「I. 取引モデル編・標準項目と内容の解説編 2.1.3 直接取引における業務条件標準項目」を参照のこと。

項目	業務条件項目
① 発注関連	発注単位および引き取り単位について
	ミニマム生産ロットの取り決めについて
	発注書発行について
	発注書発行後の内容等の変更について 追加発注について
② 価格関連	価格の交渉について
	割引価格の条件について
	割増価格の条件について
③ サンプル関連	サンプルの費用分担について
	型代・版代等の費用分担について
④ 品質関連 品質等に関する責任範囲について	発注者に関わる責任範囲について
	受注者に関わる責任範囲について
品質検査管理基準について	品質保証に関わる取り決めについて
	試験要領及び試験成績報告書について
	品質検査機関について
	試験成績報告書の提出時期について 品質管理に関わる費用分担について
⑤ 納期関連	納期の取り決めについて
	納期の変更等の取り決めについて
	納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について
⑥ 在庫関連	納期内の全量引取について
	最終引取期日の延長について
⑦ 配送関連	運賃負担条件の取り決めについて
	分割納品の対応の取り決めについて
⑧ その他	印字表示について(組成表示・取扱い絵表示・サイズ表示・ケア表示など)
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄処理方法について
	不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について

(4) 発注書に記載すべき項目

布帛製品に関する発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る⁶。

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)(注1)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	展開ブランド アイテム・製品品番(アパレルが使用している製品品番)
	取引対象原料特定情報	素材名及びその品番、色番、サイズ
	発注数量	SKU単位(品番別、色番別、サイズ別)の数量
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 (注2)
	単価	製品単価 (参考価格として流通での販売価格を提示)
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サト、締日、起算日
	出荷先	主体者・発注者の指定場所を明記
	最終引取期日	日付
	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件の記載
	知的財産権	商標権取得及び登録等の有無
付帯項目	その他の情報	出荷可能日 原産国(原産国検討委員会の表示基準に準ずる) 工場

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

⁶ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

5. ユニフォーム商品取引編

(1) ユニフォーム商品の提案特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

ユニフォーム商品の提案特性を考慮した生地発注・副資材発注の各発注者・受注者について、以下に整理する。

- ・(Ⅰ) 備蓄モデルは、アパレルが発行しているカタログ掲載による製品販売を示したモデルである。
- ・(Ⅱ) 別注モデルは、企業を対象とした、各々の企業向けのオリジナルデザインによる製品販売を示したモデルである。

ユニフォーム商品の提案特性に対応した生地取引モデル分類⁷(例)

発注プロセス	(Ⅰ) 備蓄モデル (アパレルオリジナルモデル)		(Ⅱ) 別注モデル (ユーザーオリジナルモデル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者
生機生産 依頼書発行	アパレル	生地卸商	アパレル/製品商社	生地卸商
	生地卸商	テキスタイル	生地卸商	テキスタイル
生機発注 (編織生産指図書)	テキスタイル	テキスタイル (編織加工業)	テキスタイル	テキスタイル (編織加工業)
生地発注	アパレル	生地卸商	アパレル/製品商社	生地卸商
	生地卸商	テキスタイル	生地卸商	テキスタイル
染色加工発注 (染色加工指図書)	テキスタイル	テキスタイル (染色加工業)	アパレル/製品商社	テキスタイル (染色加工業)
出荷指図書発行 (納品依頼書)	アパレル	生地卸商	アパレル/製品商社	生地卸商
	生地卸商	テキスタイル	生地卸商	テキスタイル
生機在庫責任	アパレル		アパレル/製品商社	
生地在庫責任	アパレル		アパレル/製品商社	
生地品質保証	テキスタイル (染色加工業)		テキスタイル (染色加工業)	

ユニフォーム商品の提案特性に対応した副資材取引モデル分類

発注プロセス	(Ⅰ) 備蓄モデル (アパレルオリジナルモデル)		(Ⅱ) 別注モデル (ユーザーオリジナルモデル)	
	発注者	受注者	発注者	受注者
副資材発注	アパレル	副資材卸商	アパレル/製品商	副資材卸商
	副資材卸商	副資材メーカー	副資材卸商	副資材メーカー
出荷指図書発行 (納品依頼書)	アパレル	副資材卸商	アパレル/製品商	副資材卸商
	副資材卸商	副資材メーカー	副資材卸商	副資材メーカー
副資材在庫責任	アパレル		アパレル/製品商社	
副資材品質保証	副資材卸商 副資材メーカー		副資材卸商 副資材メーカー	

⁷ (生機在庫責任) = (生機発注数量) - (色加工作業・実数量)

(生地在庫責任) = (色加工指図書数量) - (実納品数量)

生地発注プロセスには、アパレルからテキスタイルに対して、直接の生地発注形態も存在するが稀少である。

(2) 共有する計画情報項目

1) 生地発注に係わる計画情報項目について

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。

これらの情報は、

- 主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
- 受注者側からは、主体者もしくは発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として、返信する。

ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「生地調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要となる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> • 商品品番 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) • 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、m、反) • 納期予定日 • 発注予定日 • 入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報 (出荷先情報)	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「生地供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、受注に必要なとなる基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 混用率 ・ 商品規格(生地規格:幅、長さ、目付等) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、m、反) ・ 納期予定日 ・ 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画・状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産スペースの確保状況 ・ 生産・加工期間(生産リードタイム) ・ 使用素材(原料)の手配予定・状況 ・ 生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

2) 副資材発注に係わる計画情報項目について

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。
これらの情報を、

- ・主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
 - ・受注者側からは、主体者もしくは発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として、返信する。
- とすることで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「副資材調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キロ、m、反、個、巻、セット) ・ 納期予定日 ・ 発注予定日 ・ 入庫予定日
品質情報	取引される商品の品質に関して、特記すべき情報、品質基準など 品質試験結果 受領希望日
調達価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産場所情報	取引される商品を、特定の工場へと配送する場合に、その工場を特定するための情報(指定縫製工場名等)
納品先情報 (出荷先情報)	取引される商品の納品場所、仕向地(国内、海外)、出荷先に関する情報
その他情報	出荷条件(分割・一括) 指定する原産国 指定する工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「副資材供給計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品品番 副資材品番(ブランド、アイテム、仕様条件、品番) ・ 混用率 ・ 商品規格(生地規格:幅、長さ、目付等、副資材規格:幅、長さ等) ・ 予定数量、生産数量(色・サイズ別数量、キロ、m、反、個、巻、セット) ・ 納期予定日 ・ 納品予定日
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件など) 品質試験結果提出予定日
供給価格情報	取引される商品の予定単価、加工単価等に関する情報
生産計画情報	対象商品の工場等における生産計画・状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産スペースの確保状況 ・ 生産・加工期間(生産リードタイム) ・ 使用素材(原料)の手配予定・状況 ・ 生産の仕掛かり予定・状況
その他情報	出荷条件(分割・一括) 生産予定原産国 生産予定工場 知的財産権(原産国での商標権取得状況など) モデルチェンジ・廃番情報 その他、特記的な情報

(3) 業務条件の取り決め項目

業務条件としては、発注関連、価格関連、サンプル関連、品質関連、納期関連、在庫関連、配送関連、その他の 8 項目について、それぞれの取引企業間において協議・確定する。なお、ユニフォーム商品の特殊性もあり、品質関連及びサンプル関連の業務条件は標準項目以外に下記の内容が付加される。

なお、業務条件項目における協議・確定すべき標準的内容については、前章「I.取引モデル編・標準項目と内容の解説編 2.1.3 直接取引における業務条件標準項目」を参照のこと。

業務条件標準項目

項目	業務条件項目
① 発注関連	発注単位および引き取り単位について
	ミニマム生産ロットの取り決めについて
	発注書発行について
	発注書発行後の内容等の変更について
	追加発注について
② 価格関連	価格の交渉について
	割引価格の条件について
	割増価格の条件について
③ サンプル関連	サンプルの費用分担について
	型代・版代等の費用分担について
④ 品質関連 品質等に関する責任範囲について	発注者に関わる責任範囲について
	受注者に関わる責任範囲について
	品質保証に関わる取り決めについて
品質検査管理基準について	試験要領及び試験成績報告書について
	品質検査機関について
	試験成績報告書の提出時期について
	品質管理に関わる費用分担について
⑤ 納期関連	納期の取り決めについて
	納期の変更等の取り決めについて
	納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について
⑥ 在庫関連	納期内の全量引取について
	最終引取期日の延長について
⑦ 配送関連	運賃負担条件の取り決めについて
	分割納品の対応の取り決めについて
⑧ その他	印字表示について(組成表示・取扱い絵表示・サイズ表示・ケア表示など)
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄処理方法について
	不良品の在庫管理、廃棄処理方法等について
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について

ユニフォーム商品特別業務条件編:

品質関連:品質管理基準等について

1) 品質に関わる損害補償について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
1.品質管理基準(条件)を満たした上で発生したクレーム 発生要因が明確な(特定できる)場合には(例えば異常着用環境など)、受注者(製造者)に補償責任は原則ないものとする。 発生要因が不明確(特定できない)場合には(例えば経年劣化・変化など複合的な要因)、該当者間で補償を含む対応について協議する。	品質に関わる問題については、その補償等について事前に取り決めることが望ましい。 特に、品質管理基準については、発注者と受注者側で予め詳細について取り決めることが必要である。また、通常の品質管理基準(条件)に対し、不適合にも関わらず、発注者(ユーザー)の自己の要求・意志により、展開した商品(嗜好的な商品など)において発生したクレーム、及び事前に開示され、確認・合意された(確認された)仕様(使用)条件と異なる仕様(使用)により(不的確な仕様:使用)発生したクレームの場合には、発注者(ユーザー)の自己責任とし、補償を含むクレームは受け付けられないことが原則である。 なお、仕様条件の設定については、受注者は発注者に事前に仕様条件および素材特性を開示し、確認・合意を得ておくことが必須条件(前提条件)である。
2.品質管理基準(条件)を満たさないことで発生したクレーム 受注者責任(製造者責任)を前提に該当者間で補償を含む対応について協議する。	

2) 色相管理について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
1.管理基準色と色相管理について 受発注者間で管理基準色(基本色)を事前に取り決め、色相管理(追加生産など含む)を行うことを基本とする。	取り決められた管理基準色は一定の面積(確認が出来る面積)を有した色相見本を受発注者、双方で確認し管理・保管することが望ましい。なお、この行為に関わる一連の作業は受注者が行わなければならない。
2.色相測定について 色相管理については、相対する個々の取引において事前に協議し、管理基準(測定方法含む)を取り決める。なお色相管理範囲については、個々の取引の過程において取り決めるものとする。	色相測定(測定方法・光源)等は本来ならば業界標準化することが望ましい。色相管理については、各企業とも企業秘密に属することもあり、この取引においては事前に取り決めることが必要である。

3) 品質管理機関について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>テキスタイルメーカー、副資材メーカーおよび染色加工企業所有の検査所・部門が試験要領(試験方法)に準拠していることが、取引を行う企業間で確認・合意された場合は検査機関を自社内検査所・部門(委託加工先含む)でも可とし、公的検査機関による検査を必須とはしないこととする。</p>	<p>製造物責任法(PL法)が制定されていることから、各企業では、自社製品に関する検査をJIS基準以上の評価で実施している企業が多くなってきている。そのようなことから、自社での検査について取引先の合意を得れば可とするものである。</p> <p>なお、取引先より公的検査機関での検査を要求された場合、公的検査機関の選択については受注者に一任することを基本とする。</p>

4) 品質検査に関わる費用について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>必要最低限の試験項目に係わる測定費用、および発注者の提示による必要最低限の試験項目外の試験測定(オプションの試験項目)については、相対する個々の取引において協議し取り決める。</p> <p>指定された特定試験機関での試験測定(一般的に公的機関と言われる各検査協会など)に関わる費用分担については、相対する個々の取引において協議し取り決める。</p>	<p>品質試験測定等の品質に関わる検査内容については、それぞれの段階で提出を求められることある。従って、受注者にとっては多くの費用負担をしなければならない。そのため、品質検査等に関わる費用については、予め、当事者間で費用負担について協議することが望ましい。</p>

5) 試験成績報告書の提出時期について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者に対する試験結果データの提出は初回発注分および新規展開色分を基本とする。</p> <p>但し、アパレル・商社の展示会サンプル用に供給した商品などにおいても試験結果データの提出を要求される場合も考えられ、試験結果データの提出は相対する個々の取引において事前に協議し取り決める。</p>	<p>新素材の場合には予め品質試験を行い、その情報を提供することが望ましい。</p>

6) 品質管理基準値及び試験測定方法の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者の提示による品質管理基準値については、相対する個々の取引において事前に協議し取り決める。</p> <p>試験測定方法は個々の取引において、事前に協議し取り決める事とするが、測定方法はJIS規格に準ずるものとする。</p>	<p>必要最低限の試験項目は以下の通り</p> <p>* (必要最低限の試験項目には使用素原料の特性により必要としない項目もあり、相対する個々の取引において必要とする試験項目を事前に協議し取り決める)</p> <p>① 堅牢度 : 耐光、洗濯、汗、摩擦 ② 寸法変化: 寸法変化率 ③ 物性 : ピリング、スナッグ、引裂強さ、滑脱抵抗力</p>

サンプル関連等

1) 別注品に関わるサンプルの費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
別注品のサンプル費用については、関係する各段階の該当者間で事象、状況等に応じた費用の分担について事前に協議し取り決めを行う事とする。	新規案件に対応した取り組みは、素材供給者から最終の製品供給者に至る各段階が連携し、チームとしての一体感を持った取組みが不可欠である。従って、当該案件に関わり発生したサンプル費用の分担については各段階の役割・機能に応じて分担することが望ましい。なお、当該案件の受注（落札）また失注等の事象、状況により、サンプル費用の分担の枠組みが変動することも考えられる。

2) 備蓄品に関わるサンプルの費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
使用、未使用（不必要になった商品）等のサンプル品の費用分担を事前に協議し取り決めを行う。	備蓄商品生産事業者から、最終の販売者となる事業者へ供給、提供した商品（試供品含む）の費用分担等について事前に取り決めておく必要がある。

3) その他サンプルの費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
費用分担については様々な事象や使用目的に応じて、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。	一般的なサンプルの事例には素材メーカー（テキスタイルメーカー、副資材メーカー）及び縫製品メーカー（アパレル、製品商社）が自らの販売促進を目的に発注者側（買い手側）に供給するものや、発注者側（買い手側）から要求されて供給するもの等がある。後者については販売先を多く持つ受注者にとってはサンプル費用が大きな負担となっていることが多い。そのため、サンプルについては事前に取り決めておくことが重要である。

4) 取扱説明書について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>安心・安全な商品を発注者に供給する事を目的に、受注者による「取扱説明書」の作成・発行は個々の企業に委ねる。</p> <p>当該商品の取扱い等に関わる行為は受注者が製造責任者としての主体性を持ち、相対する個々の取引において、当事者間で事前に協議し取り決めを行う。</p> <p>参考例</p> <p>①ユーザーの購買窓口責任者に対して事前に商品の取扱い等に係わる申し入れを行い、説明をする。</p> <p>②ケアラベル（デメリット表示含む）を商品に表示する。</p> <p>③「取扱説明書」等を商品に添える。</p>	<p>取扱説明書とは、制服を着用する際又は洗濯、アイロン掛け等の管理方法等について、事故の起こらぬように事前に取り扱い方について記載したものである。</p> <p>特に、最終ユーザーには、取扱説明書を具体的に示すことで、品質の維持や未然にクレームを防ぐことにも繋がる。</p>

(4) 発注書に記載すべき項目

1) 生地発注に関わる発注書に記載すべき項目

発注書(生機生産依頼書、生地発注書)に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とからなる⁸。

生機生産依頼書

記載項目		記載概要
必須項目	指図書 NO	
	発行日	日付
	依頼当事者	依頼者(アパレル担当者) 依頼者(商社担当者) 依頼請者(テキスタイル担当者)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	取引対象生機特定情報	生機品番
	生地関連情報	当該生機を使用した生地に関する情報 生地品番 生地発注計画数量 生地納期
付帯項目	その他の情報	当該生機を使用した生地単価 生地の仕向地(出荷先が明確な場合) その他特記事項

⁸ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

生地発注書

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者（企業名、担当者） 受注者（企業名、担当者） 主体者（企業名、担当者）（注1）
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号 生機生産依頼書・指図書NO
	取引対象生地特定情報	生地品番
	生地発注数量	生地基本長の倍数のm数 発注色別数量
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 （注2）
	出荷先	発注者の指定場所を明記
	単価	生地単価
	決済条件（期日・方法）	現金、手形、サイト、締日、起算日
	最終引取期日	日付 生地発注した数量の最終出荷予定日
	品質	試験結果の添付の有無 品質に関して特筆すべき条件（指定色等級等）の記載
付帯項目	その他の情報	原産国 出荷可能日

（注1） 契約当事者の欄に主体者を記載しなくてもどちらでも良い

（注2） 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

なお、発注書発行時に色別数量・単価等が未確定の場合には、補充書面を発行する。

2) 副資材発注に関わる発注書に記載すべき項目

発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る⁹。

記載項目		記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)(注1)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	展開ブランド名 アイテム・製品品番
	取引対象商品特定情報	品名(ファスナー、芯地、裏地等) 及びその品番、色番、サイズ
	発注数量	m、反、個、巻、セット等
	生産工場関連情報	使用する縫製工場名を明記
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期は最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定 (注2)
	単価	副資材単価
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サ仆、締日、起算日
	出荷先	主体者・発注者の指定場所を明記
	最終引取期日	日付
付帯項目	その他の情報	出荷可能日

(注1) 契約当事者の欄に主体者を記載してもなくてもどちらでも良い

(注2) 通常、受注者は配送料については単価設定に組み込んでおり、分割納品については、回数と回数ごとの納期について、発注書発行時に十分な協議をすることが重要である。

⁹ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補充して頂くことを想定している。

発注書発行時に納期・単価・縫製工場、出荷先等が未確定の場合には補充書面を発行しなければならない。

締結した基本契約書において、決済条件について明記している場合は「基本契約書」の内容に準じるものとし、発注書には新たに明記する必要は無い。

なお、副資材の内、ネーム、下げ札等の印字の発注書には次の項目を付加する。

記載項目		記載概要
必須項目	サイズ	記号・区分(サイズテーブルとの紐付け) 三元表示(サイズ体型をテキストにて表現)
	カラー	カラー番号、色名称
	品質表示	製品アイテム別(品質表示をテキストにて表現)
	副資材種別	種別・コード(JAFIC副資材分類の商品呼称コード表に準拠) タグ種(印字レイアウトを意味するタグ種)
	原産国	日本語・英語表記がタグ、または、ケアラベルにて異なる
	表示社名	社名、住所、電話番号 (洗濯ネームへの社名&住所、もしくは電話番号を表記)
	シーズン	
	LOT番号	製品生地LOT番号
	本体価格	(下げ札に記載するため)
	税込価格	
	取扱い絵表示	絵表示JISコード
附記用語	JAFIC「取扱注意ガイド」に準じる	

5.1 TA-百貨店間の「共有する計画情報項目」

エンドユーザーの近い立場に位置する百貨店（法人外商部門）を交えたユニフォーム商品のサプライチェーンにおける業務効率化やムダ・ロスの削減等の取引環境の整備を図るために、TA-百貨店間の「共有する計画情報項目」を整理する。

(1) 新規物件に関わる共有する計画情報項目

主体者・発注者側からの計画情報:「商品調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
ユーザー情報	・エンドユーザー名
発注先情報	・発注先名
商品情報	・製品品番(ブランド、アイテム、デザインNO.等) ・素材品番(生地品番、副資材品番)
調達計画情報	・予定数量(初年度) ・希望納期日 ・発注予定日 ・製品アイテム別サイズ明細 ・素材展開色(生地、副資材)
調達価格情報	・予定価格
品質情報	・着用条件(着用環境含む) ・着用期間 ・洗濯条件(家庭洗濯、工業洗濯等を明記) ・配色関連(製品の配色仕様) ・品質要求基準(堅牢度値、物性値、規格値等) ・試験データの提出の必要性有無
納品情報	・納品場所(仕向地、出荷先)
その他情報	・素材(生地、副資材)の付帯加工の有無 ・出荷条件(一括、分割等) ・次年度以降の計画予定数量 ・その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「商品供給計画情報項目」一覧

供給者	共有する情報項目	概 要
アパレル 製品商社	製品情報	・製品品番(ブランド、アイテム、デザインNO.等)
	供給計画情報	・予定数量 ・納期予定日
	供給価格情報	・予定価格
	供給条件情報	・見積条件(生産ロット、品質、納期、出荷条件等)
	供給背景情報	・生産期間(リードタイム)
	品質情報	・要求品質に対する回答(要求品質測定データ)
	その他情報	・縫製工場状況(サンプル品縫製工場含む)
	その他情報	・競合引合先の有無 ・その他、特記的な情報
テキスタイル 副資材 生地卸商	素材情報	・生地品番、副資材品番
	供給計画情報	・予定数量 ・納期予定日
	供給価格情報	・予定価格
	供給条件情報	・見積条件(生産ロット、品質、納期、出荷条件等)
	供給背景情報	・生産期間(リードタイム)
	品質情報	・要求品質に対する回答(要求品質測定データ)
	生産進捗情報	・素材の加工進捗状況報告(先上げ、中間、最終)
	その他情報	・競合引合先の有無 ・その他、特記的な情報

(2) 追加(リポート)物件に関わる共有する計画情報項目

主体者・発注者側からの計画情報:「商品調達計画情報項目」一覧

共有する情報項目	概 要
商品情報	<ul style="list-style-type: none"> ・製品品番(ブランド、アイテム、デザインNO.等) ・素材品番(生地品番、副資材品番)
調達計画情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定数量(初年度) ・希望納期日 ・発注予定日 ・製品アイテム別サイズ明細 ・素材展開色(生地、副資材)
調達価格情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格
品質情報	<ul style="list-style-type: none"> ・試験データの提出の必要性有無
納品情報	<ul style="list-style-type: none"> ・納品場所(仕向地、出荷先)
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷条件(一括、分割等) ・その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「商品供給計画情報項目」一覧

供給者	共有する情報項目	概 要
アパレル 製品商社	製品情報	<ul style="list-style-type: none"> ・製品品番(ブランド、アイテム、デザインNO.等)
	供給計画情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定数量 ・納期予定日
	供給価格情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格
	供給条件情報	<ul style="list-style-type: none"> ・見積条件(生産ロット、品質、納期、出荷条件等)
	供給背景情報	<ul style="list-style-type: none"> ・生産期間(リードタイム) ・製品および素材(生地、副資材)の在庫状況
	品質情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要求品質に対する回答(要求品質測定データ)
	その他情報	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、特記的な情報
テキスタイル 副資材 生地卸商	素材情報	<ul style="list-style-type: none"> ・生地品番、副資材品番
	供給計画情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定数量 ・納期予定日
	供給価格情報	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格
	供給条件情報	<ul style="list-style-type: none"> ・見積条件(生産ロット、品質、納期、出荷条件等)
	供給背景情報	<ul style="list-style-type: none"> ・生産期間(リードタイム) ・素材(生機、生地、副資材)の在庫状況
	品質情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要求品質に対する回答(要求品質測定データ)
	生産進捗情報	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の加工進捗状況報告(先上げ、中間、最終)
	その他情報	<ul style="list-style-type: none"> ・競合引合先の有無 ・その他、特記的な情報

(3) 緊急時に関わる共有する情報項目

主体者・発注者側からの「商品情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
商品情報	<ul style="list-style-type: none"> 再貸与(更改) 更新(廃番、モデルチェンジ)
	<ul style="list-style-type: none"> 新入社員採用計画人数 新規出店計画
クレーム発生情報	<ul style="list-style-type: none"> クレーム発生内容 (発生日、対象品番、発生現場、苦情内容、発生枚数/総枚数、着用期間、洗濯方法・回数等)
	<ul style="list-style-type: none"> 対処方(代品交換、損害補償等)
	<ul style="list-style-type: none"> 対応策(再納品日回答含む) *(生地設計・縫製仕様見直し、再生産、再加工、補修等)

受注者側からの「商品情報項目」一覧

共有する情報項目	概要
商品情報	<ul style="list-style-type: none"> 更新(製品、生地、副資材の廃番、モデルチェンジ) 生地、副資材のロット変更(使用系、生産工場) 展開商品(製品、生地、副資材)の在庫状況 新規素材、新規機能商品(生地、副資材)の情報
生産工場情報	<ul style="list-style-type: none"> 生産工場(生地、縫製)の生産環境(生産キャパ等)
クレーム対策情報	<ul style="list-style-type: none"> 要因解析結果報告 対応策(再納品日回答含む) *(生地設計・縫製仕様見直し、再生産、再加工補修等) 対処内容(代品交換、損害補償等)

6.TA-縫製業取引編

(1) 縫製加工賃等の支払いによる特性に対応した発注プロセスの受発注者の整理

縫製加工賃等の支払いによる特性を考慮した原材料・副資材発注の各発注者・受注者についての役割と責任を以下に整理する。

1) 純工:

発注者が受注者(縫製工場)に対して原材料・副資材すべてを無償で供給し受注者(縫製工場)が縫製の加工料金を加工を請負うこと

2) 属工:

発注者が受注者(縫製工場)に対して主たる原材料を無償で供給し受注者(縫製工場)は縫製の加工料金と副資材の調達費用をもって請負うこと

3) 有償支給:

発注者が主たる原材料を有償で供給し受注者(縫製工場)は縫製の加工料金と原材料の費用を加えた製品単価で売ること

縫製に関わる受発注の役割と責任

発注プロセス	(I) 純工		(II) 属工		(III) 有償支給	
	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者
原材料発注	アパレル/商社	テキスタイル生地卸商	アパレル/商社	テキスタイル生地卸商	アパレル/商社	テキスタイル生地卸商
					売 買(注1) (アパレル/商社)⇔縫製業)	
副資材発注	アパレル/商社	副資材卸商	縫製業	副資材卸商	縫製業	副資材卸商
縫製仕様書発行	アパレル/商社	縫製業	アパレル/商社	縫製業	アパレル/商社	縫製業
委託加工書発行	アパレル/商社	縫製業	アパレル/商社	縫製業	-	-
発注書	-	-	-	-	アパレル/商社	縫製業
生地在庫責任	アパレル/商社		アパレル/商社		アパレル/商社	
副資材在庫責任	アパレル/商社		縫製業		縫製業	
製品在庫責任	アパレル/商社		アパレル/商社		アパレル/商社	
製品品質保証	縫製業		縫製業		縫製業	

(注1) 発注者(アパレル/商社)が受注者(テキスタイル・生地卸商)より原材料を購入し、縫製業(縫製工場)に有償で支給(売却)

(2) 共有する計画情報項目

生産・販売計画情報について、最低限共有すべき情報について、以下の表に整理する。

これらの情報は、

- ・主体者もしくは発注者側からは、「調達計画情報」として、受注者に提供する。
- ・受注者側からは、発注者からの調達計画における要求事項に対してどのように対応するか計画情報を「供給計画情報」として、返信する。

ことで、取引先関係にある企業間において、情報を共有する。

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報一覧」 〈貸加工(純工/属工)〉

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・商品品番(ブランド、アイテム、サンプルNO) ・絵型(デザイン画) ・予定数量(投入ロット、色、サイズ数量) ・発注予定日 ・納期予定日(一括納品・分割納品)
生産計画情報	商品を作るために必要となる情報 <ul style="list-style-type: none"> ・原材料・副資材(品名、品番、規格、予定投入日、混用率、予定要尺、単価^{*1}) ・縫製仕様書予定投入日 ・型紙(CADデータ)予定投入日 ・ネーム、下げ札、洗濯表示、品質表示 (品名、品番、予定投入日)
品質情報	取引される商品の品質に関して 特記すべき情報 品質基準、検査基準 <ul style="list-style-type: none"> ・原材料品質試験データ 提出予定日 ・特記事項
調達価格情報	取引される商品の希望加工料金、予定上代 受注者が手配する副資材単価に関する情報 ^{*2}
納品先情報	取引される商品の納品場所、納品形態
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権 ・その他、特記的な情報

*1*2 属工時に必要

受注者側からの計画情報:「供給計画情報一覧」 〈貸加工(純工/属工)〉

共有する情報項目	概要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・商品品番(ブランド、アイテム、サンプルNO) ・絵型(デザイン画) ・予定数量(投入ロット、色、サイズ数量) ・納期予定日(一括納品・分割納品)
生産計画情報	発注者からの調達計画における要求事項に対する生産計画情報 <ul style="list-style-type: none"> ・生産スペース ・生産・加工期間 ・原材料・副資材入荷予定状況 ・生産仕掛り予定状況 ・原材料・副資材使用要尺 ・裁断予定報告、裁断報告
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件) <ul style="list-style-type: none"> ・原材料品質試験データ 受領状況
供給価格情報	取引される商品の予定加工料金に関する情報 受注者が手配する副資材の単価に関する情報 *1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権 ・その他、特記的な情報

*1 属工時に必要

主体者・発注者側からの計画情報:「調達計画情報一覧」 〈有償支給〉

共有する情報項目	概 要
調達基本情報	取引される商品の特定、発注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・商品品番(ブランド、アイテム、サンプルNO) ・絵型(デザイン画) ・予定数量(投入ロット、色、サイズ数量) ・発注予定日 ・納期予定日(一括納品・分割納品)
生産計画情報	商品を作るために必要となる情報 <ul style="list-style-type: none"> ・原材料・副資材(品名、品番、規格、予定投入日、混用率、予定要尺、単価) ・縫製仕様書予定投入日 ・型紙(CADデータ)予定投入日 ・ネーム、下げ札、洗濯表示、品質表示(品名、品番、予定投入日)
品質情報	取引される商品の品質に関して 特記すべき情報 品質基準、検査基準 <ul style="list-style-type: none"> ・原材料品質試験データ 提出予定日 ・特記事項
調達価格情報	取引される商品の希望加工料金、希望単価、予定上代
納品先情報	取引される商品の納品場所、納品形態
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権 ・その他、特記的な情報

受注者側からの計画情報:「供給計画情報一覧」 〈有償支給〉

共有する情報項目	概 要
供給基本情報	取引される商品の特定、受注に必要な基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・商品品番(ブランド、アイテム、サンプルNO) ・絵型(デザイン画) ・予定数量(投入ロット、色、サイズ数量) ・納期予定日(一括納品・分割納品)
生産計画情報	発注者からの調達計画における要求事項に対する生産計画情報 <ul style="list-style-type: none"> ・生産スペース ・生産・加工期間 ・原材料・副資材入荷予定状況 ・生産仕掛り予定状況 ・原材料・副資材使用要尺 ・裁断予定報告、裁断報告 ・見積書
品質情報	取引される商品の品質回答(要求品質に対する回答、特記すべき条件) <ul style="list-style-type: none"> ・原材料品質試験データ 受領状況
供給価格情報	取引される商品の予定加工料金、予定製品単価に関する情報
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権 ・その他、特記的な情報

(3) 縫製業に関するガイドラインの業務条件標準項目

1) 発注関連

① 生産ロットの取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者が受注者の基本とするミニマム生産ロット以下の発注を行う場合には、受注する意思を確認の上、価格、製品の品質、納期等について事前に取り決めを行う。	発注者が、受注者の基本とするミニマム生産ロットを下回る数量の発注を行う場合には、最初に受注の意思を確認しなければならない。 また、受注が出来る場合には、価格についての協議や製品の品質等に関する取り決めを行わなければならない。

② 発注書発行について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注取り決め後、直ちに発注書を発行しなければならない。また、発注書の内容は、ガイドラインで取り決めてある全ての項目が記載されていないと認められない。	メモやメール等で発注書の代替としている場合もある。また、発注書の記載内容には、ガイドラインで取り決めた項目が記載されていない場合もある。このことは、価格が不明朗な形で生産を余儀なくされることに繋がり、結果的には受注者が望む適正な価格に至らないことになる。 但し、不確定な内容について事前に受注者の了解を得た場合には、発注書に関わる内容を記載した補充書面を取り交わさなければならない。

③ 発注書発行後の内容等の変更について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注書発行後は理由の如何を問わず、受注者の納品、発注者の引取を100%遵守することが前提となる。発注者が発注書発行後にサイズアソート・数量・色変更・追加等の内容についての変更を申し出た時は、受注者は変更内容等について、変更を認める場合の条件(納期・価格・品質等)を明確にした上で協議し取り決めを行う。	無駄な在庫及び販売機会損失の削減の目的に立った場合、生産計画の変更が可能な場合には、サイズアソート・数量・色変更等を行う方が効果的である。 そのため、発注者が発注書発行後にサイズアソート・数量・色変更・追加等について申し出た時は、受注者は生産計画の変更が可能か確認した上で協議を行うことが望ましい。変更を認める場合には、新たな条件(納期・価格・品質等)を明確にした上で協議し取り決めを行う。 発注書発行後の変更は、受注者の意向を反映すべき事項であり、発注者は新たな条件が合わないことを理由に発注を取りやめる場合には、受注者の生産工程が大幅に変更することも考えられるので、補償等について協議を行わなければならない。

④追加発注について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
追加発注を行う際は、発注者は追加発注後、ただちに新たな発注書を発行し、受注者はこれを確認する。	追加発注（同一商材を新たに複数回発注すること）は、初回発注の際に発行した発注書記載の内容について全て完了した後、または、受注者において初回投入が進行し、発注書記載の内容の変更が叶わない場合、同一商材であっても新規での発注とし、改めてただちに発注書を発行しなければならない。 なお、追加発注の際は、初回発注時に取り決めた単価、納期等をそのまま適用してはならず、改めて当事者間でその都度協議して決定するものとする。

2) 価格関連

①基本加工料金の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
基本加工料金の取り決めについては、発注者が要求する生産数量、納期、品質（製品のグレード）等について、受注者と協議し取り決める。	基本加工料金算出方法については、予め、受注者は具体的な算出方法を示し、発注者の要求する内容について見積もり加工料金を提示する必要がある。但し、提示した見積価格について、発注者と要求する数量・品質（グレード）等について協議し取り決めることが望ましい。 また、下請工場、孫請け工場を使用する場合にも発注者と協議し取り決める必要がある。 なお、属工の場合の基本加工料金の取り決めについては、受注者が手配する副資材の数量のロス率や副資材発注・管理に対する掛かる作業の費用等を十分に協議し取り決めを行うことが重要である。

②価格の交渉について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者及び受注者は、経済情勢の大きな変化（エネルギーコストの上昇、材料費の大幅な変動、人手不足による最低賃金及び労務費の引上げ、運送費のアップ等）の要因に伴い、価格改定の必要性があると判断し場合には、交渉についての要請を行うことが出来る。要請があった場合には、双方は、これらの影響を勘案し、十分に協議をした上で取引価格を取り決める。	消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。特に、エネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加に関わる対応については、ルール等を踏まえ、取引企業間で十分に協議を行った上、価格を決定することが望ましい。

③ 割引価格の条件について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>早期発注、大量発注、閑散期における発注は、受注者に取っては生産計画の効率化を促進する。このようなことから、発注者から割引価格の要請があった場合には、受注者は発注者に割引価格等に関するインセンティブを明確にした上で協議し取り決めを行う。但し、取り決めた数量、単価・仕様・納期等の変更は不可とする。</p>	<p>受注者にとっては、早期に発注を受けることや、大量発注、閑散期を利用した発注は、生産計画の効率化に繋がると共に、製品の安定、品質の向上にも良い影響を与えると考えられる。従って、受注者は安定した生産を行うためには、上記の環境下での受注を積極的に受けることが出来る。その際には、自社における具体的な割引価格の条件を提示し、十分に協議を行うことが双方にとってメリットが生じる可能性がある。但し、発注者は一度提示した数量等の大幅な変更は買いたたきの行為となることから、数量変更等の条件についても十分な協議が必要である。</p>

④ 割増価格の条件について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者の意向で、ミニマム生産ロット以下の数量の発注や通常納期を短縮した特急仕上げ指示等を発注する場合には、受注者は発生するコストを明確にし、事前に割増条件を提示した上で協議し取り決める。</p>	<p>発注者は販売効率を上げるため、最低限必要な数量の発注や売上動向を検討し通常の工程日数より短い特急仕上げを要求する場合がある。受注者は、これらについての発注を受けることにより、予定していた生産工程の変更等を余儀なくされる。従って、受注者は発注内容の検討を行った上で、受注するか否かの判断を行うと共に、受注に関する具体的な条件を提示した上で協議し取り決めることが望ましい。但し、受注者が受けることが出来ないと判断し、その旨を発注者に伝えたことにより継続してきた信頼関係を壊すことは出来ない。</p>

3) サンプル関連

① サンプルの費用分担について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者から依頼された商品及び開発に関わる全てのサンプルについては、使用目的や状況に応じて費用分担を行うこと等を事前に協議し、取り決めを行う。</p>	<p>発注者から依頼されたサンプルについては、取引上のこともあり受注者は要請を断ることも出来ないことが多く、結果としてサンプルを提供し負担している場合が多い。受注者にとっては、販売先(ブランド数)が多ければ多い程、費用負担は重くなる。そのため、発注者から要請を受けたサンプルについては、使用目的や状況に応じて費用分担を行うこと等について事前に協議し、取り決めを行なうことが望ましい。受注者が新商品を提供することについては、受注者の販売拡大を目的としているためこの限りではない。</p>

4) 品質関連

① 品質に関わる責任範囲について

i . 発注者に関わる責任範囲について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者に関わる責任範囲について以下の通り取り決めを行う。</p> <p>① 品質に関する自社管理基準値の明確な提示、及び商材特性・使用方法についての事前打合せの実施</p> <p>② 取引対象となる商材を利用する商品についての企画仕様情報（デザイン特性や使用方法等について）の受注者への提供・開示</p> <p>③ 発注者が採用、支給した商材に関するクレームに対する責任</p> <p>④ 決めた内容に変更が生じた場合の速やかな連絡と協議の実施</p>	<p>品質に関わるクレームが生じた場合、原則、製品を製造した企業が責任を負うことになっている。また、繊維製品については、各段階での工程により製品の瑕疵が生じることもあり、製造責任について発注者、受注者それぞれの言い分が大きく異なる場合が多い。そのため、事前に、それぞれの責任範囲を確認した上で、取引を行うことが必要である。</p> <p>実際にクレームが発生した場合には、その対応によって生じた受注者の費用（スポンジ加工料金等を含む）については、発注者はその分担について責任をもって関係者と協議をしなければならない。</p> <p>但し、最終製品に関するクレームが生じた場合には、顧客に対する説明責任及び補償等については、製造責任者が負うものである。</p>

ii . 受注者に関わる責任範囲について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>受注者に関わる責任範囲について、以下の通り取り決めを行う。</p> <p>① 品質に関する発注者側の品質管理基準の確認及び商材特性・使用方法についての事前打合せの実施</p> <p>② 発注者から管理基準値の提示（要求）を受け、責任を持った生産の実施</p> <p>③ 品質管理基準に満たされていないことを要因に発生したクレームに対する責任</p> <p>④ 「量産見本品」より「本生産品（バルク）」の品質等が発注者側の管理基準を下回り、発生したクレームに対する責任</p> <p>⑤ 取決めた内容に変更が生じた場合の速やかな連絡と協議の実施</p>	<p>品質に関わるクレームが生じた場合、原則、製品を製造した企業が責任を負うことになっている。また、繊維製品については、各段階での工程により製品の瑕疵が生じることもあり、製造責任について発注者、受注者それぞれの言い分が大きく異なる場合が多い。そのため、事前に、それぞれの責任範囲を確認した上で、取引を行うことが必要である。</p> <p>実際にクレームが発生した場合には、その対応によって生じた発注者の費用については、受注者はその分担について責任をもって関係者と協議をしなければならない。</p> <p>但し、最終製品に関するクレームが生じた場合には、顧客に対する説明責任及び補償等については、製造責任者が負うものである。</p>

③ 品質保証に関する取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>取り決められた品質管理条件を満たさないことを要因として、クレーム・損害が発生した場合には、製造物責任法を前提に当事者間で補償を含む対応について協議する。</p>	<p>発注者・受注者に関わる責任範囲及び左記に記した内容等によりクレームや販売機会損失及び消費者に対する補償等が生じた場合には、製造物責任法を前提に当事者間で協議することが望ましい。</p> <p>なお、これらの解決には基本契約書を締結することが重要である。</p>

5) 納期関連

① 納期の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>納期は当事者間で予め協議し取り決める。また、発注書発行時には取り決めた期日を必ず発注書に記載しなければならない。</p> <p>なお、発注者と受注者間で取り決める納期は、発注者が提供する原材料及び副資材等が受注者側と取り決めた到着日からの取り決めた納期でなければならない。</p>	<p>現況の納期確定に至るプロセスは、市場の状況を分析した上で、ギリギリまで投入の時期、数量等の判断を行っている。従って、当事者間では十分な打合せを経て取り決められていると判断するのが妥当である。</p> <p>発注書記載項目に一部記載されない場合には、補充書面を取り交わし齟齬のないようにしなければならない。</p> <p>また、納期については、発注者側が必要とする時期や場所に到着する日をもって納品日としていることから、納期は最終引取期日とする。</p>

② 納期変更の取り決めについて

i . 納期遅れについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>仕様の変更や原副材料の納期遅れ、品質の問題発生等により、納期の遅れが生じると判断した場合には、納期の変更について改めて当事者間で協議し新たな納期の取り決めを行う。</p>	<p>昨今の取引では、取引当事者間での打合せをした上で納期が設定されている場合が多い。しかしながら、原副資材等の納期遅れ、品質問題が生じ納期の変更を余儀なくされる。このような場合には、当事者は納期の変更を申し出ると共に迅速に当該者と協議しなければならない。</p> <p>なお、当事者はこの事案についてキャンセルをする場合には、当該者の大幅な生産計画及び工程の変更が生じるため、その補償等について協議を行わなければならない。</p>

ii . 量産品の先上げについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者の都合により、量産品の先上げを行う場合には、それに伴う追加加工料金(工程変更に関わる費用及び残業代等)について協議し取り決めを行う。</p>	<p>発注者が受注者に量産品の先上げを要請した場合には、受注者は生産工程の状況を判断した上で受諾の可否を伝えなければならない。受諾する場合には、その生産状況に応じて先上げに関わる費用も変わるようになることから、その都度、掛かる費用について協議し取り決める必要がある。</p>

iii. 納期遅れ、欠品時の対応および損害等が発生した場合の補償について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
納期を明確にした上で、納期遅延及び欠品をした場合の対応、及び損害等が発生した場合の補償について、その都度、協議し取り決めを行う。	発注行為は納期遅延や欠品を前提として行われるのではなく、納期遅延及び欠品に関する対応、損害が発生した場合の補償に関する取り決めは行われていない。しかしながら、その様な状況・状態が生じる可能性も否定し難く、受注者の諸事情から生じた納期遅れ及び生産工程の問題から生じた欠品により、発注者に損害が発生したときには、その補償について当事者間で協議し取り決めを行う。 なお、発注者の事由により生じた納期遅れ等に関する補償はこの限りでない。

6) 在庫関連

① 納期内の全量引取について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者は発注書に記載された商品について、受注者の瑕疵による事由以外は記載された指定納期日を最終引取期日とし、全量引き取りの義務を遵守しなければならない。	最終引取期日とは発注書に記載された納期である。発注者は、自ら発行した最終引取期日以内には全量引取をしなければならない。 また、発注者は予め製品に関する検品期間を受注者と協議し取り決め、製品に関する瑕疵等の検査を行う義務がある。

② 最終引取期日の延長について

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
発注者の事情により最終引取期日を延長して、全量引取及び分割納品による残在庫の引取りを要請する場合には、最終引取期日前に受注者に要請し、保管に関する費用、期間、品質の維持方法等について協議し取り決めなければならない。	発注者は、自社の意向で全量引取に関する最終引取期日を変更したいときには、事前に要請しなければならない。受注者は発注者の意向に添うことが出来るか否かの判断を速やかに伝えなければならない。最終引取期日の変更を受け付ける場合には、製品の保管に関する費用、期間、品質の維持方法、保険等について協議し取り決めを行うことが必要となる。 但し、受注者が発注者の意向に添うことが出来ない場合には、発注者は速やかに全量を引き取らなければならない。

③ 縫製加工後に残った原副材料の取扱いについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
縫製加工後に残った原材料及び副資材については、発注者は速やかに引取を行わなければならない。引取が出来ない場合には、保管又は破棄についての取り決めを行う。なお、保管する場合には保管に掛かる費用や廃棄する場合の費用についても取り決めを行う。	縫製加工後に残った原材料及び副資材については、予め、納品後何日以内と期日を取り決め、発注者が引きとらなければならない。 その上で、保管や廃棄をお願いする場合にはその掛かる費用については、原則、発注者が負担する。 但し、受注者のミスにより生じた残在庫についてはこの限りではない。

7) 配送関連

① 運賃負担条件の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>少量配送、遠隔地への配送、チャーター便を利用した配送等に掛かる費用については、縫製加工料金に含まれていないか取り決めを行っていない場合が多い。そのため、上記の内容に関する運賃等について予め当事者間で協議し取り決めを行う。</p>	<p>一般的に、縫製加工料金には、予め取り決めた納品方法(納品場所・数量・運搬方法等)により掛かる配送費等も含まれている場合が殆どである。しかしながら、左記に記載した通常配送以外の配送料負担については、受注者の問題発生による事由を除いて、掛かる費用負担については協議が必要となる。</p>

② 分割納品の対応の取り決めについて

協議・確定すべき標準的内容	内容についての説明
<p>発注者が納品方法について分割納品を要請した場合には、分割納品で生じる運賃の費用負担について事前に協議し取り決めを行う。</p>	<p>現況では、分割納品の比率が高まり運賃の費用負担が増加傾向にある。運賃は一般的には取引価格に含まれており、当初取り決めた取引価格では利益の損失を生じることになるため、予め、分割納品についても、回数、数量等を協議し、運賃負担分を当事者間で確認することが重要である。</p>

(4) 発注書に記載すべき項目

発注書に記載すべき項目は、取引対象商品を特定する必須項目と数量、納期、単価、及び取引対象商品の特性に起因する付帯項目とから成る¹⁰。

次表において、発注書における必須項目を整理する。

ただし、必須項目及び記載内容は、取引対象商品ごとによって異なる場合がある。また、付帯項目は、取引対象商品の特性より項目が提示されており、出荷可能日、原産国、生産工場情報、サンプル関連情報等があげられている。

発注書に記載すべき項目 〈貸加工(純工/属工)〉

記載項目		記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	(1)展開ブランド (2)アイテム・製品品番(アパレルが使用している製品品番)・サンプルNO (3)縫製仕様書予定投入日 (4)型紙(CADデータ)予定投入日 (5)原材料・副資材(品名、品番、規格、予定投入日、混用率、予定要尺) (6)ネーム、下げ札、洗濯表示、品質表示 (品名、品番、予定投入日)
	発注数量	SKU単位(品番別、色番別、サイズ別)の数量
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期とは最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定
	単価	加工料金、副資材単価 *1 (参考として流通での販売価格を提示)
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サト、締日、起算日
	納品先	主体者、発注者の指定場所を明記
付帯項目	品質	試験データの添付の有無 品質に関して特筆すべき条件の記載
	知的財産権	商標権取得及び登録等の有無
	その他の情報	原産国、出荷可能日、生産工場、サンプル情報

*1 属工時に必要

¹⁰ この発注書に記載すべき項目及び内容に関しては、既存の取引に際して利用している発注書、発注 EDI における項目を否定するものではなく、現行システムとの比較から不足している内容を補完して頂くことを想定している。

発注書に記載すべき項目 〈有償支給〉

	記載項目	記載概要
必須項目	発注書 NO	
	発行日	日付
	契約当事者	発注者(企業名、担当者) 受注者(企業名、担当者) 主体者(企業名、担当者)
	関連シート番号	計画情報共有シート番号/業務条件確認シート番号
	製品関連情報	(1)展開ブランド (2)アイテム・製品品番(アパレルが使用している製品品番)・サンプルNO (3)縫製仕様書予定投入日 (4)型紙(CADデータ)予定投入日 (5)原材料・副資材(品名、品番、規格、予定投入日、混用率、予定要尺) (6)ネーム、下げ札、洗濯表示、品質表示 (品名、品番、予定投入日)
	有償支給原料情報	有償支給原材料・副資材 ^{*1} の到着日 品名、品番、規格、予定投入日、混用率、要尺、数量、単価、金額 決済期日及び決済方法
	発注数量	SKU単位(品番別、色番別、サイズ別)の数量
	納期	日付 納期とは発注者の指定場所到着日とする 納期とは最終引取期日とする 分割納品の場合はそれぞれロットごとの納期を設定
	単価	製品単価 (参考として流通での販売価格を提示)
	決済条件(期日・方法)	現金、手形、サト、締日、起算日
	納品先	主体者、発注者の指定場所を明記
	品質	試験データの添付の有無 品質に関して特筆すべき条件の記載
	知的財産権	商標権取得及び登録等の有無
付帯項目	その他の情報	原産国、出荷可能日、生産工程、サンプル情報

*1 現在の取引では、有償支給される副資材は殆どないといわれているが、ごく希に支給される取引もあるため記載した。

Ⅲ.導入手順編

1. 「取引ガイドライン」導入手順について

本編は、「取引ガイドライン」の導入を検討している繊維産業関連企業に対して、

①導入までの手順 ②「取引ガイドライン」を段階的に導入する考え方 ③「取引ガイドライン」を導入後の業務の流れ

について取りまとめたもので、「取引ガイドライン」の導入を円滑に進めるための参考資料として活用されることを目的としている。

1.1 「取引ガイドライン」導入のステップの考え方

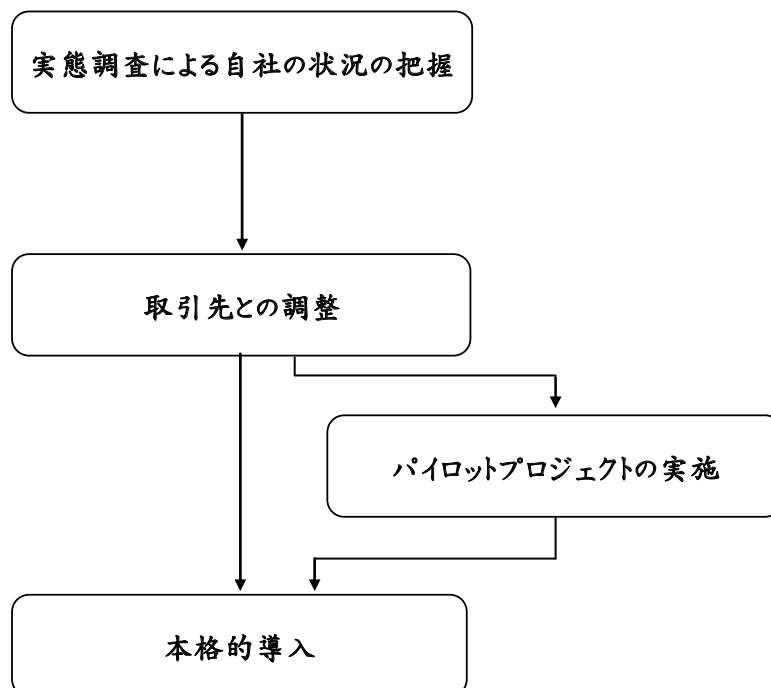
「取引ガイドライン」の導入については、以下の検討ステップにより、その導入に向けた検討を進める。

「取引ガイドライン」の導入についての議論は、社内の状況を正確に把握することから始め、社内の状況を把握した後に、取引先との調整を行い、導入に向かうこととなる。

導入については、最初から広範囲の商品にわたって本格的導入に向かうステップをとるケースと、先駆的な取引先と導入の範囲を限定したパイロットプロジェクトを実施した後に、適用範囲を拡大していくステップをとるケースとに分類される。

本ガイドラインでは、各ステップにおける検討内容を整理していく。

導入検討ステップ



1.2「取引ガイドライン」導入にあたって注意すべき点

(1) 導入前の十分な関係者間のコミュニケーション

導入開始前に、取引関係者間で十分なコミュニケーションを行い、実施段階までに、誤解や疑問点が残らないようにしておくこと。

(2) 中長期的な視野に立った取り組み

短期的には成果が出ることを期待せず、中長期的視点に立って取り組む必要があるということを、双方で合意しておくことが必要である。

(3) トップマネジメントの積極的なコミットメント

当初の円滑な導入には、取引関係にある企業のトップマネジメントが積極的にリーダーシップを発揮してトップダウン方式で行うことが必要である。

(4) 無理のないオペレーション条件の設定

当初は、双方に無理の無いオペレーション条件によりスタートすること。

第一段階としては、現行取引条件の明文化から始めるなどの双方にとって、あまり負担の無いレベルから活動を開始することとする。

但し、中長期的には、本格的な生産計画・販売計画情報の共有とその市場動向に即した機敏な修正と対応を視野に入れて活動を継続していくことが重要である。

1.3 企業内における役割分担の考え方

「取引ガイドライン」の導入に当たっては、トップマネジメントから現場担当者までが、統一された目的意識のもとで、組織上の位置付けに従って、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。次表では、企業内の役職レベルごとの役割分担の参考例を整理している。

また、「取引ガイドライン」の導入の責任者としては、商品企画および営業、情報システム、生産管理等の複数の部門にまたがって関与が可能な部門（本社の経営企画部門など）の取締役、または部室長クラスが担当することが望ましい。さらに、担当者として、商品企画、営業、情報システム、生産管理、主要営業支社・支店の支店長クラスが調整に関与することが望ましい。

取引先との検討調整の責任者としては、各社を代表して交渉するにふさわしいクラスの人材を任命する必要がある。実際の検討や調整は、責任者が任命する人材が担当を行うことになるが、社内での「取引ガイドライン」の導入検討を担当している人材が、そのまま担当することが望ましいと考えられる。

組織上の位置付けと「取引ガイドライン」導入にあたっての役割分担の考え方

組織上の位置付け	期待する役割
トップマネジメント (取締役クラス)	① 導入にあたっての意思決定 ② ミドルマネジメントへの指導、啓発(トップダウンアプローチの場合) ③ 導入に向けたトップマネジメントが中心となるプロジェクトチームの設置 ④ 導入に向けての中長期的計画の立案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の把握 ・ 導入スケジュールの立案 ・ 導入目標の設定 ・ 期待する効果の検討 ・ 担当部署の検討 など ※ 実体的には、トップマネジメントが中心となるプロジェクトチームが計画立案することになると想定される ⑤ 取引先企業のトップマネジメントとの協働 ⑥ プロジェクト遂行にあたっての責任主体
ミドルマネジメント (部長クラス) <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画部門 ・ 営業部門 ・ 販売部門 ・ 生産管理部門 ・ 製造部門 ・ 調達部門 ・ 財務部門 ・ 情報システム部門 	① トップマネジメントへの啓発(ボトムアップアプローチの場合) ② 担当者レベルへの啓発 ③ 「取引ガイドライン」の理解 ④ 導入に向けたプロジェクトチームへの参画 ⑤ 「取引ガイドライン」導入の現場に対するリーダーシップ ⑥ 導入時の現場レベルでの課題に対する意思決定 ⑦ 取引先企業とのミドルマネジメントとの協働
上記各部門の担当者	① 「取引ガイドライン」の理解 ② 導入に向けたプロジェクトチームへの参画 ③ 「取引ガイドライン」導入までに必要な事項の準備 ④ 「取引ガイドライン」に従った業務の実施

2. 導入手順における各ステップの検討内容

2.1 実態調査による自社の状況把握

「取引ガイドライン」の導入にあたって、最初に行うべきことは、現在、どのような取引が行われているかの社内の実態を調査することである。調査としては、最低でも以下の項目について調査することが望ましい。自社の調査によっては、さらなる調査項目の設定を行い、社内の取引状況を確認することが重要である。

なお、実態調査の結果については、必ずトップマネジメント層において共有されるよう、報告を行うことが必須である。

【取引先ごとの社内状況確認項目例¹⁾】

- ・ 取引について自社で収集できる情報の範囲
- ・ 契約内容（基本契約書の有無・内容、取引に係る明文化された条件、担当者間の暗黙知条件の有無・内容）
- ・ 発注書の発行状況（すべての購買商品に対して発注書が事前に発行されているか?）
- ・ 発注書の履行状況（発注した商品は、すべて購入しているか?）
- ・ 受注商品の納品遵守率（受注された商品は約束された期日に納品できているか?）
- ・ 受注商品の未引取残量とその処理
- ・ 取引先とのこれまでの状況（良好な関係を保ってきているか?）
- ・ 取引先との情報共有の有無
- ・ 社内システム環境

実態調査の結果を受けて、「取引ガイドライン」の導入をどのような商品範囲から展開するかを絞り込む。

【商品範囲の例】

- ・ 売上が多い商品
- ・ 毎年の売上が安定している商品
- ・ 受発注において未引取や発注書発行が無いことが多い商品

また、導入範囲絞り込みの基準としては、以下のような視点を総合的に判断して決定することが望ましい。

- ① 導入の容易さ（取引先との関係などから）
- ② 導入後に期待できる効果（短期的効果、中長期的効果）
- ③ 導入コスト（事務的コスト、システムコストなど）

¹⁾ 新ブランド・商品への導入を考えている場合には、そのブランドや商品と類似した商品特性を持つ既存ブランド・商品について調査を行うことで、参照情報を収集する。

(参考)「取引ガイドライン」に関する自己診断シートの記入と結果の評価

次ページから、自社の状況を把握するために利用する自己診断シートのサンプルを記載している。自己診断シートは、自社の状況を把握するために利用するものであるため、「取引ガイドライン」導入時のみに記入・診断するものではない。日頃から自社の状況把握に活用していただきたいと考えている。今回示した自己診断シート・モデルの記入に当たっては、以下の点に留意されたい。

①社内の評価

自己診断シートへの記入に際しては、以下の2つのケースについて、記入を行う事が効果的である。

- 自社の全般的な状況について記入する。
- 「取引ガイドライン」の導入先として特定の企業をイメージし、その取引先との取引状況、協働活動や自社の業務オペレーションの現状を記入する。

この2つの方法で記載されたシートを比較することで、社内の平均水準と取引先ごとの取引状況が比較できる。また、後述の「取引ガイドライン」に基づくパイロットプロジェクトを導入することを前提とする場合には、具体的な適用イメージを持って診断を行うほうが記述を容易にできると考えられる。

②取引先からの評価

「取引ガイドライン」の導入に向けた取引先企業が特定できている場合には、自社で自社の状況を記入するだけでなく、取引先企業から見た自社のレベルを取引先企業に記入してもらう。他社から見た評価を行うことにより

- 外部からみた、自社の取引状況・協働活動に関する評価を把握できる。
- 自社の評価と外部からの認識のギャップが大きい場合には、そのギャップの要因を追求し、解決することで、「取引ガイドライン」への取り組みが、より効果的になる。

などの効果が期待できる。

自己診断シートを記入した結果をもとに、自社(ならびに導入取引先企業)の「取引ガイドライン」の導入タイプを検討する場合には、おおむね次ページのような基準が考えられる。

自己診断シートの記入結果による導入タイプの考え方

概 要	導入タイプの考え方
概ねLEVEL 1～2 である。	取引先との「取引ガイドライン」の導入・協働活動への取り組みは、初期段階にあり、本格導入には時間を要する可能性がある。まずは、取引状況の概略を把握するために「取引先との課題共有」から始めることが現実的であると考えられる。
「(3)取引先との活動状況」は概ねLEVEL 3 以上であるが、「(2)業務オペレーション」は概ねLEVEL 2 以下である。	取引先との「取引ガイドライン」の導入への取り組みは、かなり先進的であるが、業務・協働活動としては改善の余地が大きい。「取引ガイドライン」に則した、計画情報、業務条件、発注書発行を現状業務に適用し、その後、計画情報を自社の業務に効果的に活用する検討を進めることが効果的と考えられる。
「(3)取引先との活動状況」は概ねLEVEL 2 以下であるが、「(2)業務オペレーション」は概ねLEVEL 3 以上である。	業務レベルとしては比較的高い水準にあるため、「取引ガイドライン」に規定されている計画情報を効果的に活用した業務を容易に実現できると期待できる。しかし、取引先企業との取引環境については改善の余地があると考えられる。従って、まずは、取引状況の概略を把握するために「取引先との課題共有」から始めることが現実的であると考えられる。
全ての設問において概ねLEVEL 3 以上である。	「取引ガイドライン」導入のための取引先との環境整備、協働活動及び業務オペレーションの準備は、かなり整っていると判断できる。「取引ガイドライン」に則した、計画情報、業務条件、発注書発行を現状業務に適用すると同時に、計画情報を自社の業務に効果的に活用する検討を進めることが効果的と考えられる。

(参考)「取引ガイドライン」導入に関する自己診断シート・サンプル

(1) 社内体制

NO	評価の視点	LEVEL 記入欄	LEVEL1	LEVEL2	LEVEL3	LEVEL4	LEVEL5
1	企業内におけるトップの関与	[]	組織を動かす権限を持つ者がTAプロジェクト取引ガイドライン導入の推進に関する組織構成、意思決定に関与していない。	組織を動かす権限を持つ者がTAプロジェクト取引ガイドライン導入の推進に関する組織構成、意思決定に関与しているが、即時意思決定ができない状況にある。	組織を動かす権限を持つ者がTAプロジェクト取引ガイドライン導入の推進に関する組織構成、意思決定に関与しており、即時意思決定ができる状況にある。	組織を動かす権限を持つ者がTAプロジェクト取引ガイドライン導入の推進に関する組織構成、意思決定に関与しており、即時意思決定ができる状況にある。	組織を動かす権限を持つ者がTAプロジェクト取引ガイドライン導入の推進に関する組織構成、意思決定に関与しており、即時意思決定ができる状況にある。
2	社内のTAプロジェクト取引ガイドラインの導入に向けた推進組織の存在	[]	TAプロジェクト取引ガイドライン導入に向けた組織設立は行っていない。	TAプロジェクト取引ガイドライン導入に向けた特定部門内の組織は設立したが、まだ十分には機能していない。	TAプロジェクト取引ガイドライン導入に向けた特定部門内の組織は設立し有効に機能している。しかし、部門横断的な組織となっていないため、全体としての有効性までに範囲が及んでいない。	TAプロジェクト取引ガイドライン導入に向けた部門横断的な組織は設立したが、まだ十分には機能していない。	TAプロジェクト取引ガイドライン導入に向けた部門横断的な組織を設立し有効に機能している。
3	社内でのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入に関する議論の実施	[]	取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての社内での議論は行っていない。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入の推進について、社内での議論を、現場の担当者間で必要に応じて実施している。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入の推進について、社内での議論を、現場の担当者間で最低でも月に1回は実施しており、必要に応じて組織を動かす権限を持つ者も月に1回未満であるが、この議論に参加している。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入の推進について、社内での議論を、組織を動かす権限を持つ者および現場の担当者がおよび現場の担当者間で月に1回は実施している。	全取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入の推進について、社内での議論を、組織を動かす権限を持つ者および現場の担当者間で定期的に実施している。

(2) 業務オペレーション

NO	評価の視点		記入欄	LEVEL1	LEVEL2	LEVEL3	LEVEL4	LEVEL5
	自社の活動計画の立案・修正	対象期間		LEVEL1	LEVEL2	LEVEL3	LEVEL4	LEVEL5
4			[]	活動計画の立案は特に行っていない。	オーダーが入ってきたときに、オーダー単位の活動計画をその都度作成し、工場等へ提示している。	自社での見込みで、2～3週間先までの活動計画をその都度作成し、工場へ提示している。	活動計画を2～3週間先まで期間にわたり作成し、これを取引先の調達・供給計画と同期させている。	シーズン全体にわたる週次の活動計画を作成し、これを取引先の調達・供給計画と同期させている。
5		立案に要する時間	[]	活動計画の立案は特に行っていない。	活動計画の立案には数1週間程度の時間を要している。	活動計画の立案には1日程度の時間を要している。	活動計画の立案には数時間程度の時間を要している。	活動計画の立案は1時間以内で完了している。
6		きめ細やかさ	[]	オーダー単位。		SKU単位(オーダーに基づいて作成)。		SKU単位(取引先の調達・供給計画と同期を取って作成)。
7		見直し方法	[]	計画の見直しは行わない。(オーダーの変更に対しては、その場対応)		現場担当者の過去の経験や営業からの定性的な情報により計画の見直しを行う。		SKU単位の実績を基に、取引先の調達・供給計画の見直し情報と同期をとり、全商品の計画の見直しを行う。
8		見直し頻度	[]	一度作成した生産供給計画は原則的に見直さない。		月に1回見直す。		毎週見直す。

(3) 取引先との活動状況

NO	評価の視点	LEVEL 記入欄	LEVEL1	LEVEL2	LEVEL3	LEVEL4	LEVEL5
9	TAプロジェクト取引ガイドラインの導入に関する議論の実施	[]	取引先とTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての議論は行っていない。	主要取引先とTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての議論を、現場レベルの担当者が必要に応じて実施している。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての議論を、現場レベルの担当者が定期的に実施している。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての議論を、現場レベルの担当者が最低でも月に1回は実施しており、かつ、必要に応じて組織を動かす権限を持つ者も月に1回未満であるが、この議論に参加している。	主要取引先とのTAプロジェクト取引ガイドラインの導入についての議論を、組織を動かす権限を持った者および現場の担当者が、最低でも月に1回は実施している。
10	業務条件の設定について	[]	取引先との業務条件については、特に設定していない。	取引先との業務条件については、現場担当者が個別に設定している。しかし、その内容は明文化されておらず、全社として把握が困難である。	取引先との業務条件については、現場担当者が個別に設定している。ただし、その内容は明文化されている。	一部の主要取引先とは、業務条件について合意形成がなされている。明文化されている。	大半の取引先と業務条件について合意形成がなされており、明文化されている。
11	商品企画の共有	[]	取引先とは、商品企画段階での情報共有は実施していない。	主要取引先とは、商品企画段階での情報共有は実施しているが、商品企画の内容の調整は実施しておらず、実質的には、一方の企画を他方が追認する状況である。	主要取引先とは、商品企画段階での情報共有は実施しているが、商品企画の内容の調整は実施している。一方の企画を他方が追認する状況である。	主要取引先とは、商品企画段階での情報共有を実施し、必要に応じて企画内容の調整を実施し、双方の意見交換が活発に行われている。	主要取引先とは、商品企画段階での情報共有を実施し、必要に応じて企画内容の調整を実施し、双方の意見交換が活発に行われている。

NO	評価の視点	LEVEL 記入欄	LEVEL1	LEVEL2	LEVEL3	LEVEL4	LEVEL5
12	調達計画・供給計画情報の共有 情報共有の状況	[]	計画情報の共有は実施していない。	現場担当者が、個別に必要に応じて計画情報の提供を一方的に行っている。しかし、相互の計画情報の共有とはなっていない。	現場担当者が、個別に取引先との計画情報の共有を実施している。但し、会社としての定型業務とはなっていない。	一部の主要取引先と、定義して、計画情報共有を実施している。計画の同期を意識した協働活動を実施している。	大半の取引先と、定型フォーマットを定義して、計画情報共有を実施している。
13	対象期間	[]	計画情報の共有は実施していない。	シーズン全体	シーズン内を2期に区切った前半・後半。	月別	週別
14	頻度	[]	計画情報の共有は実施していない。	シーズン前に1回のみ。	シーズン前およびシーズン中に不定期に情報共有。	シーズン前およびシーズン中に最低でも月1回の頻度で情報共有。	シーズン前およびシーズン中に最低でも週1回の頻度で情報共有。
15	受発注業務 きめ細やかさ	[]	取引先ごとに集約した金額合計で、受発注を行っている。	ブランド別・アイテム別の金額合計を指定する形で、受発注を行っている。	型番別での受発注を行っている。	主要な商品についてはSKU別での受発注を行っている。	全ての商品についてSKU別での受発注を行っている。
16	発注頻度	[]	半期、四半期をまとめて、1回のみ発注	シーズン全体をまとめて1回のみ発注	各月分をまとめて月に1回発注	各週分をまとめて週に1回発注	商品ごとに発注を行っている。
17	発注書の発行	[]	発注にあたって、特に発注書を発行せず、口頭、メモでの依頼を行っている。		取引先ごとに、一定期間をまとめた金額合計での発注書を行っている。その明細については、必ずしも明確ではない。		個別商品ごとの発注書を発行している。

2.2 取引先との調整

(1) 取引先企業への提案

「取引ガイドライン」導入に共同で取り組みたいと考える相手先企業(1社または複数社)に対して、以下のような項目について第1次提案を行う。

- 取組の目的
- 取組の概要
- 成果目標
- 展開規模(対象商品、時期)
- 想定される負荷、負担
- 想定される業務手順

(2) 担当者の任命

提案先企業が検討に値すると判断した場合には、今後の検討調整に当たっての責任者及び実務担当者の任命を依頼する。

担当者としては、自社と同様に、商品企画、営業、情報システム、生産管理など必要とされる人材の任命を依頼する。

2.3 パイロットプロジェクトの実施(例)

(1) 実施準備

1) 相互での検討

① 「取引ガイドライン」導入を試行することを前提として、検討を進める。

検討に当たっては、検討期間(最長で6ヶ月など)を限定し、その間に定期的にミーティングを持つなど相互の緊張感が持続できる形式で検討を進めることが重要である。

検討は責任者レベル、担当者レベルで並行的に実施し、

- 責任者レベルによる方向性の確認
- 担当者レベルでの実務に関する検討調整

という形式で検討を進める。

② 実施への基本的合意²

パイロットプロジェクトの実施を前提として検討を進めることが決定した場合には、検討をより具体化するために、以下の項目について合意形成を図る。

- 対象の具体化:対象とするブランド、商品、展開時期等の具体化
- パイロットプロジェクトにおける取り組み成果目標値の具体化
- 相互の情報開示

このフェーズでは、双方が、お互いの事情を十分に考慮し、コラボレーションを前提とする取組であることを意識することが重要であり、自らの事情のみを強調し過ぎないことが必要となる。

2) 実施チームの結成

² 情報開示の面などで必要性があれば、この時点で、「取引ガイドライン」導入の取組に関する覚書を取交わすことも考えられる。

双方で実施内容の大枠について合意が形成できた段階で、パイロットプロジェクト実施チームを結成する。

今後、パイロットプロジェクト実施に向けての実務レベルでの活動は、社内的にも対外的にも、このパイロットプロジェクト実施チームが中心となって活動を実施していく。

パイロットプロジェクト実施チームの責任者としては、検討段階での責任者が継続して担当することが望ましい。

3) 実施内容の詳細の検討

パイロットプロジェクト実施チームは、パイロットプロジェクトの詳細な内容までを詰めてチーム内での合意形成ならびにチーム外の関係各社への説明、調整を実施する。

決定すべき内容としては、以下に項目例を示す。

- ・対象ブランド
- ・対象商品
- ・展開時期
- ・双方の役割
- ・業務フロー
- ・システム開発内容(発注書発行関連など必要な場合)
- ・実施までのコスト負担(必要な場合)

実施チームでの検討結果および各社の社内調整の結果として、パイロットプロジェクトの実施内容を正式に決定する。

(2) 実 施

全ての準備が整いスタート時期が到来したらパイロットプロジェクトを開始する。

プロジェクトを開始した段階で、関係者に対して再度プロジェクト開始のアナウンスを行い、意識を徹底する。

プロジェクト進行過程で、定期的な情報共有とミーティングの実施によりパイロットプロジェクトの実施状況をモニタリングする。取引先との進捗状況を確認する主要な項目として、以下に項目例を示す。

- 1) 契約状況(業務条件の設定)
- 2) 業務条件に則した計画情報の共有、発注書の発行の実施
- 3) 発注状況(実数および計画情報との差分)
- 4) 受注状況(実数および計画情報との差分)
- 5) 発注・受注に関する履行率

(3) 実施結果の評価、分析及び本格導入に向けた課題抽出及び対応策の検討

パイロットプロジェクト実施期間中のモニタリングに加え、実施期間が終了した段階で、実施結果についての総括的な評価を実施する。ここでは、プロジェクトの評価を実施する場合に行うポイントを記述する。

1) 結果の評価

実施結果の評価については、取引数量・金額、納品率、納期遵守率、収益への寄与といった定量的な評価と、社員の意識改革、モチベーション強化、取引先との信頼感の育成など定性的な効果の両面について評価を行う。

◇定量的評価	◇定性的評価
<ul style="list-style-type: none"> • 発行書の発行率の変化 • 発注書に対する履行率の変化 • 納期遵守率の変化 • 未引取在庫の変化 • キャッシュフローの改善 • 販売機会損失の低減 	<ul style="list-style-type: none"> • 担当者インタビュー/アンケート 意識の変化 業務の評価 積極的に評価できる点 問題であると感じたこと

2) 課題の抽出と対応方針の検討

実施結果を総括し、今後、さらにプロジェクトを進めていくに当たって解決すべきと考えられる課題を抽出する。

課題を抽出する視点としては、以下の視点が考えられる。

- 契約上の課題
- 組織上の課題
- 業務オペレーション上の課題
- 情報システム上の課題
- コスト面での課題

また、前述でリストアップした課題の対応について検討を行う。

- 対応策案
- 対応に要する時間と費用
- 組織的対応

そして、総合的な評価を実施し、今後、プロジェクトを継続するかについての意思決定を、実施チームで行う。

2.4 本格的導入

「取引ガイドライン」の導入を本格的に導入する(対象商品を広げる、など)ための検討を実施する。ここでの検討では、以下に示すテーマを中心として検討を行う。

- ① 導入対象商品範囲
- ② 導入時期及び他商品範囲への展開
- ③ 導入後の組織体制
- ④ 業務フロー(商品特性別に業務フローが異なる場合は、各ケース別に想定)
- ⑤ 導入によるメリット、デメリット
- ⑥ 必要となる契約事項の確認
- ⑦ 本格的に導入するに当たって想定される課題とその対応策

(1) 本格的導入の準備

本格的導入(導入範囲の拡大)についての意思決定がなされた場合には、実施に向けての準備を進める。準備自体は、パイロットプロジェクトの実施準備と大きく異なるものではないが、範囲が拡大することから、以下の点については、特に注意して準備を進める必要がある。

- ・契約内容の検討
- ・契約書の締結
- ・業務マニュアルの整備
- ・社員教育(意識改革と業務フローの徹底)
- ・会社間のコミュニケーションの強化

(2) 本格的導入実施

本格的導入の準備が整った段階で導入を実施する。このとき、実施前に、前述の「本格的導入の準備」が終了していることの確認が必要である。

(3) 本格的導入実施と実施状況のモニタリング

本格的導入の段階でもパイロットプロジェクト段階と同様に、実施状況について、以下の点を中心に情報共有を行い、進行状況をモニタリングする。

- ① 契約状況(業務条件の設定)
- ② 業務条件に則した計画情報の共有、発注書の発行の実施
- ③ 発注状況(実数および計画情報との差分)

(4) 実施成果の分析と次のフェーズへのフィードバック

実施成果についても、パイロットプロジェクト実施段階と同様のレベルで評価、分析を行う。更に、導入が進むにつれて情報が蓄積されていくため、蓄積された情報による時系列的な視点による分析も行うことが望ましい。

また、実施成果の分析結果を、次のフェーズ(シーズン、年度)へ活用するために、関係者および経営幹部層に対してフィードバックを継続的に実施する。

IV.「取引ガイドライン」における用語の定義

IV. 「取引ガイドライン」における用語の定義

これまでの商取引においては、取引の際に使用する用語をそれぞれ利用する立場に立って解釈をしてきた。結果として、用語をそれぞれの立場で異なった解釈をすることにより、取引上で課題が発生したことがある。

このため、「取引ガイドライン」内で取り決めを行う項目・内容等においては用語を一意に解釈するよう以下のように定義する。

【用 語】	【定 義】
取引ガイドライン	相互の役割・責任を明確にし、取引の公正化を図るために策定した繊維産業における商品取引のルールブック。取引において用いられている用語の定義や考え方、「取引ガイドライン」における取引プロセスの考え方について規定している。
基本契約書	経営トップ間における「取引ガイドライン」に則った取引を行うことを合意した契約書。契約内容としては、目的、基本合意内容、基本契約および発注に関する3つの内容を含んでいることが必須である。
計画情報共有項目	主体者・発注者・受注者間で共有する計画情報の項目。共有する項目については、発注者・受注者双方の経営トップ間で、基本契約書において事前に取り交わされる。各項目の具体的な数値は、実際の商談において、現場担当者間で決定される。
計画情報共有シート	基本契約書において、主体者・発注者・受注者間で事前に合意した計画情報項目からなるシート。各項目の具体的な数値は、実際の商談において、現場担当者間で決定される。
業務条件標準項目	発注者・受注者間で共有する業務条件の項目。共有する項目については、発注者・受注者双方の経営トップ間で、基本契約書において事前に取り交わされる。各項目の具体的な条件、数値等は実際の商談の中で、現場担当者間で決定される。
業務条件確認シート	基本契約書において、発注者・受注者間で事前に合意した業務条件標準項目からなるシート。各項目の具体的な条件、数値等は実際の商談の中で、現場担当者間で決定される。
生 機	色加工前の素材
生 地	色加工後の素材。(原反、反物、染め上がり生地等と表現されるものを包括する)
試作反	テキスタイルメーカーや生地卸商の内見会・展示会でのハンガー見本や通称スワッチのこと。
量産見本反	アパレル(商社)が展示会用にテキスタイルメーカーや生地卸商に依頼する着分や見本反のこと
量産反	受注を受けて本生産するもの。

【用 語】	【定 義】
副資材	服飾資材および印字資材を含めた総称。
ニット製品	セーターやカットソーを含めた総称。
製 品	完成品を指す。
商 品	市場で取引されるもの全ての総称。
納 期	指定場所に商品が到着する期日。なお、納期は発注者と受注者間で取り決めた期日であるため、「取引ガイドライン」では納期日を最終引取期日と定めている。 なお、分割納品における最終納期は最終引取期日でなければならない。
出荷可能日	工場において生産および梱包等が全て完了し、工場から指定場所への出荷が可能となった期日。
出荷日	工場から指定場所への出荷を実施する期日。
つぶやき・ささやき	内見会や展示会時点での当該シーズンの見通しの数量で履行責任は発生しない。
事前調達計画数量	発注の3～1ヶ月前時点の商談等において取り交わされる発注前段階の目安の数量。履行責任は発生しない。
発 注	基本契約書に基づいて取り交わされる個別契約。(債権・債務が発生する行為)
追加発注	同一商材を複数回にわたり新たに発注する事。
間取引	事前に計画情報や商品の選定等を提示する主体者と実際にその商品を発注する発注者が異なる取引。
主体者	事前に計画情報や商品の選定等の提示を行い、仕様書を策定し、取引当事者に履行責任を求める者。
製品契約債務	製品契約に基づき発注者が主体者に対して負う製品引渡債務をいう。
不適切発注	間取引における個別契約における主体者の受注者に対する発注内容が製品契約債務の履行内容に適さないこと。
調達条件	発注者が受注者から調達すべき材料等、仕様、数量、納期、対価、その他を調達条件という。
純工	発注者が受注者(縫製工場)に対して原材料・副資材全てを無償で供給し、受注者が縫製の加工料金で加工を請け負うこと。
属工	発注者が受注者(縫製工場)に対して、主たる原材料を無償で供給し、受注者は縫製の加工料金と副資材の調達費用をもって請け負うこと。
量産品の先上げ	発注者の都合により、発注時に取り決めた納期よりも前に一部の品番別、色番別、サイズアソートの納品を要請すること。

参 考 資 料

- 1.基本契約書サンプル(例1・例2)
- 2.TA プロジェクト間取引モデル契約書(例)
- 3.間取引確認書(例)
- 4.ユニフォーム商品取引個別契約書(例1・例2)
- 5.計画情報共有シート・サンプル
- 6.業務条件確認シート・サンプル
- 7.品質試験要領と品質試験成績報告書
- 8.委託加工取引契約書(例)

1. 基本契約書サンプル(例 1・例 2)

例 1:

これまで取引に関連した契約書を締結したことのない企業間において利用する場合の基本契約書(例)

例 2:

既に企業間において、支払条件や守秘義務等の内容について売買基本契約書等の契約書締結している企業間で利用する場合の基本契約書(例)

基本契約書(例1)

発注者(以下甲という)と受注者(以下乙という)とは、甲乙間の商品の取引に関し、その基本的な事項について、次のとおり合意する。

第1条 (本契約の目的)

1. 本契約の目的は、甲と乙が共通の目的や尺度に基づき、合意した TA プロジェクト取引ガイドラインに従い、情報共有を通じた協働活動により、相互の経済効率を高め、最終消費者を満足させるよう最大限努力することにある。
2. 甲と乙は、サプライチェーンマネジメント全体の利益の拡大を目標とし、目標達成に向けて、双方ともに、誠意を持って最大限努力する。

第2条 (基本合意)

1. 甲と乙は、繊維産業流通構造改革推進協議会が主催する TA プロジェクトにより提案された「TA プロジェクト取引ガイドライン」にもとづく各種サプライチェーン業務活動を行うことに合意する。
2. 「TA プロジェクト取引ガイドライン」は、企業間の情報共有を前提とした効率的な業務プロセスを目指す TA プロジェクト取引モデルの基本的考え方、業務フローの具体的内容、共有する情報の内容等及び基本契約、個別契約の中で用いられている用語の定義について、規定するものである。
3. TA プロジェクト取引モデルの実現に向けた協働活動のために必要な技術的・組織的变化が生じた場合、甲乙協議の上、協働活動をより効果的に運営するために必要な資源(人材、情報システム等)を投入することを合意する。

第3条 (基本契約および発注)

1. 本取引については、「TA プロジェクト取引ガイドライン」にもとづき、本基本契約(計画情報共有項目、業務条件標準項目含む)、発注から構成されるものである。
また、計画情報共有項目、業務条件標準項目は、それぞれ計画情報共有シート、業務条件確認シートを用いて明確にする。
2. 発注は、基本契約に基づいて取り交わされる個別契約とする。
3. 発注は、対象ブランド・商材、展開期間等個別の商品取引に関する必要な数量、期日、価格等の条件について、本契約に定めるものを除き、発注が行われる都度、甲乙間において締結される。
4. 発注の前提となる業務条件については、本基本契約書で規定した「業務条件標準項目」に基づいて、発注行為に至る前までにその内容を甲乙の間において合意しておく。
5. 個別発注における数量、期日については、業務プロセスにおいて共有した計画情報に即した数量、期日となるよう、甲および乙は、各自、努力しなければならない。

第4条 (支払)

1. 甲は乙に対し、代金を支払うものとする。なお、代金は発注書にて定めるものとする。
2. (支払方法に関する記述:契約者間で定めるものとする)
3. (支払期日に関する記述:契約者間で定めるものとする)
4. (その他支払条件:契約者間で定めるものとする)

第5条 (守秘義務)

1. 甲、乙、ならびに双方の関係会社は、相手方から開示された情報を将来にわたって、秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないものとする。
2. 前項の第三者とは、甲および乙の役員・従業員、甲乙それぞれが守秘義務の責を負っている(秘密保持契約を締結している)協力会社ならびに関係会社の役員・従業員、ならびに甲または乙が指定し相手方が同意した者(以下「従業員等」という)以外の者をいう。
3. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を本件事業の目的にのみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。
4. 甲および乙は、本契約に規定されている秘密保持義務について、本件事業に関与する自己の従業員等に遵守させるものとする。
5. 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第6条 (契約期間)

本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの年間とする。ただし、期間満了6ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示のないときは、この契約は自動的に1年間更新されるものとし、以下同様とする。

第7条 (期間内解約)

本契約期間内にあっても、甲または乙は、6ヶ月前に文書をもって相手方に予告して、本契約を解約することができる。

第8条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通告をもって本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
2. 甲または乙は、相手方に下記の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何ら催告することなく相手方に対する一方的な通告をもって直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除あるいは解約することができるものとする。
 - (1) 支払の停止または差押、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
 - (2) 任意整理に着手したとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき
 - (6) 株主構成または支配関係に重大な変更が発生しあるいは発生するおそれがあるとき
 - (7) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
3. 前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとする。また、相手方が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとする。
4. 本条第1項および第2項により本契約が終了した場合、甲または乙は相手方に対する損害賠償の

請求を妨げない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第9条（全合意）

本契約は、両当事者間の全合意を定めたものであり、相手方の書面による明示の承諾がない限り、本契約の変更または修正は効力を有しないものとする。

第10条（不可抗力）

天災地変その他やむをえない事由により本契約及び個別契約への取組が不能となったときは、甲乙協議のうえその措置を決定するものとする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

第12条（ガイドライン遵守）

本契約に定める事項の他、甲乙は「繊維産業流通構造改革推進協議会」が取り決めた「TA プロジェクト取引ガイドライン」を遵守するものとする。

本契約締結の証しとして本書二通を作成し、記名押印のうえ甲乙各一通を保有するものとする。

年 月 日

甲:(住 所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏 名)

乙:(住 所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏 名)

基本契約書(例2)

発注者(以下甲という)と受注者(以下乙という)とは、甲乙間の商品の取引に関し、その基本的な事項について、次のとおり合意する。

第1条 (本契約の目的)

1. 本契約の目的は、甲と乙が共通の目的や尺度に基づき、合意した TA プロジェクト取引ガイドラインに従い、情報共有を通じた協働活動により、相互の経済効率を高め、最終消費者を満足させるよう最大限努力することにある。
2. 甲と乙は、サプライチェーンマネジメント全体の利益の拡大を目標とし、目標達成に向けて、双方ともに、誠意を持って最大限努力する。

第2条 (基本合意)

1. 甲と乙は、繊維産業流通構造改革推進協議会が主催する TA プロジェクトにより提案された「TA プロジェクト取引ガイドライン」にもとづく各種サプライチェーン業務活動を行うことに合意する。
2. 「TA プロジェクト取引ガイドライン」は、企業間の情報共有を前提とした効率的な業務プロセスを目指す TA プロジェクト取引モデルの基本的考え方、業務フローの具体的内容、共有する情報の内容等及び基本契約、個別契約の中で用いられている用語の定義について、規定するものである。
3. TA プロジェクト取引モデルの実現に向けた協働活動のために必要な技術的・組織的变化が生じた場合、甲乙協議の上、協働活動をより効果的に運営するために必要な資源(人材、情報システム等)を投入することを合意する。

第3条 (基本契約および発注)

1. 本取引については、「TA プロジェクト取引ガイドライン」にもとづき、本基本契約(計画情報共有項目、業務条件標準項目含む)、発注から構成されるものである。
また、計画情報共有項目、業務条件標準項目は、それぞれ計画情報共有シート、業務条件確認シートを用いて明確にする。
2. 発注は、基本契約に基づいて取り交わされる個別契約とする。
3. 発注は、対象ブランド・商材、展開期間等個別の商品取引に関する必要な数量、期日、価格等の条件について、本契約に定めるものを除き、発注が行われる都度、甲乙間において締結される。
4. 発注の前提となる業務条件については、本基本契約書で規定した「業務条件標準項目」に基づいて、発注行為に至る前までにその内容を甲乙の間において合意しておく。
5. 個別発注における数量、期日については、業務プロセスにおいて共有した計画情報に即した数量、期日となるよう、甲および乙は、各自、努力しなければならない。

第4条 (ガイドライン遵守)

本契約に定める事項の他、甲乙は「繊維産業流通構造改革推進協議会」が取り決めた「TA プロジェクト取引ガイドライン」を遵守するものとする。

本契約締結の証しとして本書二通を作成し、記名押印のうえ甲乙各一通を保有するものとする。

年 月 日

甲:(住 所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏 名)

乙:(住 所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏 名)

2.TA プロジェクト間取引モデル契約書(例)

TA プロジェクト間取引モデル契約書(例)¹

【主体者・発注者間契約】²

第1条(代理調達)

発注者は、発注者が別途主体者との間で締結した製品売買契約または製品製造委託契約(以下、「製品契約」という。)に基づき主体者のために製造または販売すべき製品の製造に必要な材料または半製品等(以下、「本件材料等」という)については、発注者が第三者から購入または製造委託等により調達する。

- 2 主体者は、本件材料等について、受注者に対し、発注者に代わり、発注者の個別の同意を得ずして、発注者が受注者から調達すべき本件材料等の仕様、数量、納期、対価その他調達条件(以下、「調達条件」という。)を直接協議し、合意し、発注(以下、「発注等」という。)することができるものとし、発注者は、主体者に対し、かかる調達条件を決定しかつ発注等を行う代理権を授与する。
- 3 前項に基づき行われる主体者と受注者の直接協議において、主体者は協議開始後、直ちにTA間取引モデル契約に基づく発注であることを明示し、かつ当該モデル契約所定の「確認書」により主体者の発注内容の確定がなされるべき期限及び当該期限後に主体者に送付された確認書については、主体者は特段の意思表示を行わない限り拒絶すべきものであることを明示しなければならない。
- 4 第2項に基づき行われる主体者の受注者に対する発注等は、第2項により当然に全て発注者の受注者に対する発注等としての効力を有し、受注者が主体者の発注に対し別紙の確認書を郵送、FAXまたは電子メールを送付し、これが主体者に到達した日から○日以内に主体者から受注者に対し文書による異議が到達しなかった場合には、当該期間経過時点を以て、発注者及び受注者間に当該確認書の内容の個別契約が成立する(以下、「個別契約」という。)。但し、受注者から主体者に対し、確認書送付以前に、主体者が提示した調達条件に従って本件材料等を納品するために必要となる最短の期間を踏まえ、受注者が主体者に対し送付した確認書に対する主体者の応答期限を、その応答期限前に予め、郵送、FAXまたは電子メールにて送付していない場合はこの限りでない。
- 5 主体者から受注者に対し、少なくとも本件材料等の仕様及び数量(確定的な数量ではなく、「約○個」あるいは「○個の±○%の範囲内」といった不確定な数量指示を含む)を定めて行った調達の依頼は、すべて第2項に基づく有効な発注とみなされ、前項の個別契約の成立の前提となる有効な発注と解される。
- 6 本条は、本件契約締結前に主体者と受注者間で本件材料等に関する発注等がなされ、その後発注者及び主体者が製品契約及び本契約を締結し、発注者が当該発注等にかかる本件材料等を用いて、主体者のために製品製造または製品販売すべきこととなった場合についても適用する。

第2条(引取義務)

主体者は、受注者との個別契約の対象たる本件材料等を、個別契約に基づき発注し、当該発注に基づき受注者が発注者に納品した数量を全て購入しなければならない。

但し、納品された本件材料等の数量が、個別契約において定められた許容範囲を充たさざる場合はこの限りでない。

¹ 本契約書の内容にはファイナンス等については含まれていない。今後、ファイナンス等を含めた契約書や、間取引の高度化による新たな契約書が出来る可能性があるため「モデル契約書(例)」とした。

² 本契約書の主体者はリテイラー・アパレル等、発注者は商社・縫製工場等、受注者はコンバーター・テキスタイル・副資材・縫製工場等として設定している。

- 2 個別契約に定める本件材料等の数量が確定的でない場合には、主体者から受注者に対し前条に基づき最終的に指示された数量として確定的に認識され得る数量のうちの最も低い数量を以て売買契約が成立したものとみなす(例えば、「約 100 個」と指示された場合には「100 個」と、「100mの±10%」と指示された場合には「90m」とみなすものとする)。但し、当該受注者から発注者に対し、当該確定的されざる数量の範囲内にて履行提供がなされた場合には、当該履行提供のなされた数量を以て個別契約の対象たる本件材料等の数量が確定したものとみなす。
- 3 個別契約における対価について、主体者と受注者間における合意において具体的な対価が明示的かつ一義的に定まっていない場合には、主体者と受注者間において早急に対価に関する協議を行い、協議開始日から 2 週間を経過しても対価が定まらない場合には、受注者が一般的に購入対象となる本件材料等を販売する通常の合理的価格を以て購入の対価と見なす。
- 4 個別契約に基づき発注者に納品された本件材料等の全部または一部が、結果的に発注者による主体者のための製造に使用されず余剰が生じた場合には、主体者は、当該余剰の全てを個別契約において定めた対価にて発注者から買い受けなければならない。
- 5 本条は、本件契約締結前に主体者と受注者間で本件材料等に関する発注等がなされ、その後発注者及び主体者が製品契約及び本契約を締結し、発注者が当該発注等にかかる本件材料等を用いて、主体者のために製品製造または製品販売すべきこととなった場合についても適用する。

第 3 条 (不適切発注)

製品契約に基づき発注者が主体者に対して負う製品引渡債務の履行(以下、「製品契約債務」という。)につき、個別契約における主体者の受注者に対する発注内容が製品契約債務の履行内容に適さないこと(以下、「不適切発注」という。)を原因として履行遅滞または履行不能が発生した場合、発注者は主体者に対し、一切の債務不履行責任を負わないものとする。

- 2 製品契約債務につき、不適切発注を原因として履行遅滞が発生した場合、主体者は、発注者からの製品受領を拒絶してはならない。
- 3 製品契約債務につき、不適切発注を原因として履行不能が発生した場合、主体者は、履行不能に至るまでに発注者が製品契約債務履行に関し負担した費用を負担しなければならない。
- 4 個別契約により発注された本件材料等につき、不適切発注を原因として、その全部または一部が、発注者の製品契約債務履行のために使用されなかった場合も、主体者は、当該材料等の全てを個別契約において定めた対価にて発注者から買い受けなければならない。
- 5 本条は、不適切発注の内容を、発注時点において書面に記載している場合に限り適用されるものとする。
- 6 本条は、製品契約において定められた内容に優先して適用されるものとする。

第 4 条 (監督責任及び危険負担等)

発注者は、製品契約債務の履行につき、自己の過失の有無にかかわらず、受注者の過失を原因として履行遅滞または履行不能が発生した場合にも、主体者に対し製品契約債務に係る不履行責任を負うものとする。但し、当該受注者の過失が、主体者の指示の誤り等主体者の過失に起因するものである場合には、この限りで免責されるものとする。

- 2 天災その他の発注者及び受注者の責めに帰することができない事由により、製品契約債務につき債務不履行が発生した場合、発注者は主体者に対し、一切の債務不履行責任を負わないものとする。なお、製品契約債務が履行不能となった場合、発注者は主体者に対し反対給付を受ける権利を有しない。
- 3 本条は、製品契約において定められた内容に優先して適用されるものとする。

第5条(調達情報の通知)

第1条第3項に基づき主体者が受注者との間で本件材料等の発注に関する協議や合意を受注者との間で行う場合には、主体者は、発注者に対し、遅滞なく、当該受注者の名称、所在地、連絡先、調達条件及び第1条第3項但し書きに規定する必要期間を、書面、FAXまたは電子メールにて通知しなければならない。

- 2 第1条第4項に基づき個別契約が成立した場合には、主体者は、遅滞なく、発注者に対し、当該個別契約の内容を、書面、FAXまたは電子メールにて通知しなければならない。
- 3 第1または前項が履行されない場合においても、個別契約の効力は妨げられないものとする。

第6条(ガイドライン遵守)

本契約に定める事項の他、主体者と発注者は「繊維産業流通構造改革推進協議会」が取り決めた「TAプロジェクト取引ガイドライン」を遵守するものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ主体者ならびに発注者は各一通を保有するものとする。

年 月 日

主体者:(住所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏名)

発注者:(住所)
(会社名)
(所属部署;役職)
(氏名)

3.間接取引確認書(例)

間接取引確認書(例)

株式会社 NO. _____

担 当 _____ 様

株式会社

担 当 _____ 作 成
(連絡先)

住 所 _____

FAX _____

E-mail _____

確 認 書

本確認書は、作成日における貴社とご発注内容を確認するものであり、「**繊維産業流通構造改革推進協議会**」が推薦する書式に従って作成されています。なお、本確認書に記載されている内容が、貴社ご発注内容または客観的事実と相違する点等がありましたら、誠にお手数ではありますが、**本FAX到達日より〇日以内**に上記記載の作成者までご連絡下さい。期限内にご連絡なき場合は、本確認書記載内容に事実との相違はなく、また、記載内容により当社及び以下に記載の発注者間の個別契約が成立したものと、ご発注内容の履行準備及び履行をさせていただくこととなりますので、何卒、ご了承下さい。

【作成日： 年 月 日】

発注対象物件	
発注数量*	± %以内 *
許容範囲	発注数量の ± %以内
単 価(代金)	
決済条件(期限・検収日)	
発注日・納期・検収日	
納入先(発注者)	
その他備考(原材料支給等)	

*発注数量が未確定の場合には、以下の○が付された期日までに、発注数量を確定するべく書面による御指示をお願い申し上げます。

本確認書作成日より 〇日以内・〇〇年〇〇月〇〇日迄

4.ユニフォーム商品取引個別契約書(例1・例2)

例1:

BtoC取引を対象としている。受注者(ユニフォーム製造者)と発注者(最終ユーザー)間における「商品」の特定を含む法的に完備された契約書の例。
商品の特定に関する記述は、第10条商品製造及び副資材等調達計画の項である。

例2:

BtoC取引を対象としている。受注者(ユニフォーム製造者)と発注者(最終ユーザー)間における「商品」の特定以外の基本的な取り決め事項(価格改定交渉権・在庫商品等の買取・デザインの権利帰属等々)が法的に完備された契約書の例。
例1の契約書に記載されている第10条商品製造及び副資材等調達計画の項が省かれている。

*例1・例2のユニフォーム商品取引「個別契約書」はBtoB取引[受注者(ユニフォーム製造者)発注者(小売、卸商、その他)取引]でも使用することが出来る。

商品売買取引契約書(例1)

買主_____ (以下「甲」という)と、売主_____ (以下「乙」という)は、乙の商品につき甲乙間で売買取引を行うにあたり、以下の条項にもとづき商品売買取引契約(以下「本契約」という)を締結するものとする。

第1条(定義)

本契約において用いる用語は、つぎのとおり定義されるものとする。

1.本商品

乙が甲の委託を受けて製造し販売するユニフォーム、これに付帯する物品並びに乙の既製のユニフォーム、これに付帯する既製の物品をいう。

2.甲標章

甲が所有または使用権限を有する商標、意匠、商品デザイン、商号、社章その他の標章(文字・図形等を含むがこれらに限定されない)をいう。

3.乙デザイン

本商品につき、乙が甲のために独自に考案した意匠、商品デザイン並びに乙の既製商品の意匠、商品デザインをいう。

第2条(目的)

本契約は、乙が本商品を継続して甲に販売するに際して、甲乙間の権利義務並びに基本事項を規定することを目的とする。

第3条(基本契約性・個別契約等)

本契約は、本商品の売買取引の基本的事項を定めるもので、乙が甲に販売する具体的な個々の商品の種類・数量・価格・納期・納入場所等の取引条件は、甲乙間で別途締結する個別契約において定めるものとする。

2.乙が相当と認める発注書あるいは前項の事項を定めた書面(FAX または甲及び乙がシステム上妥当と認めた E-Mail 等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を、甲が乙に交付し、乙は甲のこの発注条件の提示に対して、____日以内に受注を拒否する旨を書面にて甲に通知しない限り、乙は甲の発注条件を受諾し、当該発注にかかる本商品につき個別契約が成立したものとする。

3.個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合には、甲及び乙の正当に権限を有する者が相違事項を記載した個別契約に記名押印あるいは署名することによって、当該個別契約の定めが本契約に優先するものとする。

第4条(商品の納入・引渡)

乙は、本商品を個別契約の定めにしたがい、個別契約に定める納期までに甲の指定場所に納入するものとする。尚、送料等の納入費用については、別途定めるものとする。

2.甲は、納入後____日以内に本商品を検収し、数量不足・サイズ相違あるいは商品の瑕疵を発見した場合には、直ちに乙に通知し、乙は乙の責任と費用をもって遅滞なく代替品を納入あるいは修補して再納品するものとする。

3.前項の期間が経過し甲から何等の異議もない場合には、乙は甲の検収が完了したものとみなす。

4.甲の検収の完了をもって、商品の引渡は完了するものとする。

第5条(納入遅延)

乙は、甲の指定した納期までに本商品を納入できないおそれがある場合、直ちに甲に対しその旨を通知し、甲の指示を受けるものとする。

2.乙の責によらない天災地変等不可抗力により納入が遅延した場合には、乙は納入遅延の責を負わないものとする。

第6条(危険負担)

本商品の納入に至るまでの危険は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き乙が負担し、本商品納入後の危険は、乙の責に帰すべき事由による場合を除き甲が負担するものとする。

第7条(所有権移転)

本商品の所有権は、引渡完了と同時に乙から甲に移転するものとする。

第8条(請求および代金支払)

乙は、毎月____日までに引渡完了した本商品の代金(消費税額を含む)を、____月____日までに甲に請求書(FAXまたは甲及び乙がシステム上妥当と認めたE-Mail等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を送付する方法により、これを請求するものとする。

2.甲は、前項の代金を、____月____日までに乙の指定する銀行口座に送金して支払う。

なお、送金手数料は____が負担するものとする。

3.前各項の定めは、個別契約においてこれと異なる定めをした場合には、当該個別契約の定めにしたがうものとする。

4.代金が、甲または第三者振出の小切手または約束手形で支払われた場合には、当該小切手または約束手形が換金決済されるまで、代金支払の効果は生じないものとし、甲の代金支払債務は消滅しないものとする。

第9条(価格改定交渉権等の留保)

本商品が相当程度の長期間にわたり乙から甲に継続的に供給されることが想定される特性に鑑み、本商品の原材料、工賃、人件費、輸送コスト、為替相場の変動等により、当初に甲乙間で約定された商品価格を維持することが、乙において困難となった場合、もしくはそのおそれがある場合には、乙は甲に対して、本商品の価格の改定を申し込むことができるものとし、甲は誠実にこの協議に応ずるものとする。

第10条(商品製造及び副資材等調達計画)

乙は、本商品が、乙の既成商品ではなく甲の委託により乙が製造した商品である場合には、甲からの継続的な発注に速やかに応じ得るべく、本商品の製造並びに製造のための原材料及び副資材調達の計画(契約更新後の期間における計画をも含み得るものとする。以下、「調達等計画」という。)を、各時期と数量を明記して、書面(FAX、電子メールを含む。以下、本条において同様とする。)にて、甲に

対し予め通知することができ、当該通知が到達した日から____日以内に、甲から、調達等計画を応諾しない旨の書面による応答がなされない場合には、甲は、当該調達等計画を了承したものとみなす。

2.前項において、甲が、期限内に、乙の調達等計画を応諾しない旨の書面による応答をした場合には、甲は、乙が当該調達等計画を履行しないことに起因して甲の発注に応じられない事態が生じた場合に、乙の責任を問い、また、乙に不利益な取り扱いをしてはならないものとする。

3.乙は、本商品が、乙の既成商品であっても甲標章を付してこれを分離することが不可能な場合、もしくは可能であっても著しく不相当なコストを要するか汎用商品性を毀損する場合には、甲からの継続的な発注に速やかに応じ得るべく、本商品の製造の計画（以下、「製造計画」という。）を、時期と数量を明記して、書面にて、甲に対し予め通知することができ、当該商品が到達した日から____日以内に、甲から、製造計画を応諾しない旨の書面による応答がなされない場合には、甲は、当該製造計画を了承したものとみなす。

4.前項において、甲が、期限内に、乙の製造計画を応諾しない旨の書面による応答をした場合には、甲は、乙が製造計画を履行しないことに起因して甲の発注に応じられない事態が生じた場合に、乙の責任を問い、また、乙に不利益な取り扱いをしてはならないものとする。

第 11 条（甲の委託による製造販売の場合の在庫商品等の買取）

本契約あるいは個別契約が期間満了その他乙の責にもとづかない事由により終了した場合において、本商品が、乙の既製商品ではなく甲の委託により乙が製造した商品である場合、または既製商品であっても甲標章を付してこれを分離することが不可能な場合、もしくは可能であっても著しく不相当なコストを要するか汎用商品性を毀損する場合には、乙は、前条に基づき、乙が、甲に対し調達等計画または製造計画において通知し、甲によつて了承された計画に基づき製造ないし調達された、調達等計画または製造計画に記載されている本商品、仕掛品、原材料、副資材在庫の全部（以下、「買取対象品」という。）につき、甲に対し、書面にて、買取請求を行うことができるものとする。

2.前項に基づき、乙が甲に対し買取請求を行った場合には、当該請求の到達を以て、甲乙間において、買取対象品につき、以下の内容にて、売買契約が成立する。

(1) 納期:

(2) 納品場所:

(3) 売買代金額:本商品については甲への販売価格とし、仕掛品・原材料・副資材については乙の仕入原価に保管コストを付加した額

(4) 売買代金の支払期限:

第 12 条（本商品の保証・保険）

乙は、本商品がその本来の使用目的に適合すること、本商品がその部品・原材料・設計・製造方法・表示等につき日本国内の法令または行政指導・業界基準に適合して欠陥がないこと、並びに商品デザイン、意匠が第三者の工業所有権・著作権等の知的財産権を侵害していないことを表明保証する。ただし、本商品の素材、仕様、商品デザイン、意匠、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合、もしくは権利等の侵害が甲標章にもとづく場合はこの限りでないものとする。

2.乙は、甲の要請がある場合には、本商品につき、製造物責任保険その他甲が相当と認める損害保険を付保するものとし、甲の要請がある場合にはその保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第 13 条 (甲標章等に関する保証)

甲は、本商品に付すことを要請した甲標章がある場合、これを自ら使用すること及び乙に使用させることにつき正当な権限を有することを表明保証する。

2. 甲標章または甲が乙に指示・提供した本商品の仕様、商品デザイン、意匠に起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された場合には、甲においてこれを負担・解決し、乙をして、一切の費用負担を行わしめないものとする。

3. 本商品の素材、仕様、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合において、それに起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された(第三者の生命、身体、財産に関する危険、毀損あるいは第三者の権利の侵害を含むがこれらに限定されない)場合は、甲においてこれを負担・解決し、乙をして一切の費用負担を行わしめないものとする。

第 14 条 (乙デザイン)

乙デザインに関する全ての権利は、乙に帰属するものとし、甲は、乙の事前の書面による承諾なく乙デザインを他に流用し、あるいは許諾してはならないものとする。

2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく乙デザインを使用し、あるいはこれと類似すると判断されるデザインを使用して、本契約期間中はもとより本契約終了後といえども、乙以外の第三者に本商品または本商品と類似すると判断される商品を製造させてはならないものとする。

3. 乙デザインが、甲の委託にもとづき乙が独自に考案したデザインである場合は、乙は本契約期間中は甲の事前の書面による承諾なく、当該デザインを使用し、あるいはこれと類似すると判断されるデザインを使用して商品を第三者のために製造し、提供してはならないものとする。

第 15 条 (瑕疵担保)

乙は、本商品の引渡完了後といえども、引渡完了後 6 ヶ月以内に本商品について品質不良その他の瑕疵が発見された場合は、乙の責によることが合理的に証明できる限り、乙はその瑕疵担保責任を負担するものとし、甲は乙に対し、不良品の修補または代替品の提供を請求、もしくは代金の減額または返還を請求することができるものとする。

2. 前各項の期間経過後といえども、当該瑕疵が乙の故意または重大な過失にもとづく場合は、乙は甲に対し本条の責を負うものとする。

第 16 条 (表明保証)

甲及び乙は、相手方に対して、つぎの各事項が本契約締結時ならびに本契約の有効期間中においても、真実であることを表明し保証する。

(1) 自らが日本法にもとづき適法に設立され、現に存在し活動する会社であり、法令および政省令あるいは条例により現に営む事業を行うにつき、必要な許認可は全て取得し、かつ、現在もこれらにより要求される全ての要件を満たしていること。

(2) 自らが、本契約を締結し、これにもとづく権利を行使しまたは義務を履行する権利能力および行為能力を有すること。

(3) 本契約は、これを締結した自らにつき適法、有効かつ拘束力のある契約であること。

- (4) 自らが、本契約の締結及び個別契約の履行の過程において、相手方に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て相手方に提供されていること。
- (5) 自らあるいは自らの取締役および主要株主が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう）でないこと、反社会的勢力が経営に参与している他の会社その他の団体の役員等または株主ではないこと、及び資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは参与していないこと。

第17条（秘密保持義務）

甲及び乙は、本契約あるいは個別契約を通じて開示を受けた情報または知り得た相手方当事者の技術上、営業上の情報（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、つぎの各号の一に該当する場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

- (1) 開示提供を受け、または知得した際に、既に自己が保有していることを証明できるもの。
- (2) 開示提供を受け、または知得した際に、既に公知となっているもの。
- (3) 開示提供を受け、または知得した後に、自己の責によらないで公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに入手したもの。
- (5) 開示提供を受けた秘密情報によることなく、独自に開発したもの。

2. 甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、秘密情報を複製することができるものとし、複製情報は秘密情報と同様に管理するものとする。
3. 甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、相手方の秘密情報を利用することができる。
4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第18条（個人情報保護）

甲及び乙は、本契約または個別契約の履行に際して知り得た個人の情報（以下「個人情報」という）については、法令および管公庁の通達・指導にしたがい、善良な管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の承諾なしに、本契約の目的の範囲を超えてこれを利用し、あるいは第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

2. 乙は、本契約または個別契約の履行を第三者に再委託する場合には、その旨を甲に通知し、承諾を得なければならないものとし、乙は個人情報につき再委託先に対して自己と同等の義務を負担させるものとする。
3. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第19条（期限の利益喪失）

甲または乙が、つぎの各号の一つに該当する場合には、甲または乙は相手方の通知催告なくとも当然に本契約上の期限の利益を失い、相手方に対し直ちに残債務の全額を支払うものとする。

- (1) 個別契約上の売買代金債務、その他の債務につき支払義務を怠ったとき。
- (2) 他より仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受け、あるいは自ら破産、民事再生、会社更生手続等の申立をし、もしくは他より申立を受けたとき。

- (3) 自ら振出、または裏書にかかる手形、小切手につき不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止もしくは重大な変更をなし、または会社法等に定める解散事由が生じ、相手方が本契約を維持することが難しいと判断したとき。
- (5) 本契約または個別契約に定める事項に違背したとき、あるいは表明事項に虚偽があったとき。
- (6) 営業に必要な許認可が取り消され、あるいは消滅したとき。
- (7) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (8) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき。
- (9) その他、財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。

第 20 条 (契約の解除)

甲または乙につき第 17 条 (表明保証) もしくは第 20 条 (期限の利益喪失) の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何等の通知催告を要せず、直ちに個別契約または本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2. 相手方は、本条に基づく解除を行ったことにより、甲または乙に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 21 条 (損害賠償)

甲及び乙は、前条の解除により、または本契約もしくは個別契約の履行に際し、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その直接的現実の損害並びに合理的な範囲の弁護士等費用等につき、相手方に賠償する責を負うものとする。

第 22 条 (金銭債務の損害金)

甲及び乙は、本契約にもとづき相手方に対し負担する金銭債務の支払を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日より完済まで、年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 23 条 (権利義務等の譲渡等禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利義務あるいは債権債務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第 24 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、____年____月____日から____年間とする。

2. 前項の期間は、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による何らの申し出もない場合には、さらに 1 年間更新され延長されるものとし、以後も同様とする。

3. 本契約が期間満了となった場合、または解除された場合においても、その満了または解除のときに有効に存する個別契約については、その個別契約にもとづく義務の履行が完了するまで、なお本契約は効力を失わないものとする

第 25 条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約または個別契約もしくはこれに関連する事項に関し、甲乙間に紛争が生じた場合には、____の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第 26 条 (協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙は各記名押印のうえ、各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
氏 名(甲)

住 所
氏 名(乙)

商品売買取引契約書(例2)

買主_____ (以下「甲」という)と、売主_____ (以下「乙」という)は、乙の商品につき甲乙間で売買取引を行うにあたり、以下の条項にもとづき商品売買取引契約(以下「本契約」という)を締結するものとする。

第1条(定義)

本契約において用いる用語は、つぎのとおり定義されるものとする。

1.本商品

乙が甲の委託を受けて製造し販売するユニフォーム、これに付帯する物品並びに乙の既製のユニフォーム、これに付帯する既製の物品をいう。

2.甲標章

甲が所有または使用権限を有する商標、意匠、商品デザイン、商号、社章その他の標章(文字・図形等を含むがこれらに限定されない)をいう。

3.乙デザイン

本商品につき、乙が甲のために独自に考案した意匠、商品デザイン並びに乙の既製商品の意匠、商品デザインをいう。

第2条(目的)

本契約は、乙が本商品を継続して甲に販売するに際して、甲乙間の権利義務並びに基本事項を規定することを目的とする。

第3条(基本契約性・個別契約等)

本契約は、本商品の売買取引の基本的事項を定めるもので、乙が甲に販売する具体的な個々の商品の種類・数量・価格・納期・納入場所等の取引条件は、甲乙間で別途締結する個別契約において定めるものとする。

2.乙が相当と認める発注書あるいは前項の事項を定めた書面(FAX または甲及び乙がシステム上妥当と認めた E-Mail 等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を、甲が乙に交付し、乙は甲のこの発注条件の提示に対して、____日以内に受注を拒否する旨を書面にて甲に通知しない限り、乙は甲の発注条件を受諾し、当該発注にかかる本商品につき個別契約が成立したものとする。

3.個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合には、甲及び乙の正当に権限を有する者が相違事項を記載した個別契約に記名押印あるいは署名することによって、当該個別契約の定めが本契約に優先するものとする。

第4条(商品の納入・引渡)

乙は、本商品を個別契約の定めにしたがい、個別契約に定める納期までに甲の指定場所に納入するものとする。尚、送料等の納入費用については、別途定めるものとする。

2.甲は、納入後____日以内に本商品を検収し、数量不足・サイズ相違あるいは商品の瑕疵を発見した場合には、直ちに乙に通知し、乙は乙の責任と費用をもって遅滞なく代替品を納入あるいは修補して再納品するものとする。

3.前項の期間が経過し甲から何等の異議もない場合には、乙は甲の検収が完了したものとみなす。

4. 甲の検収の完了をもって、商品の引渡は完了するものとする。

第5条(納入遅延)

乙は、甲の指定した納期までに本商品を納入できないおそれがある場合、直ちに甲に対しその旨を通知し、甲の指示を受けるものとする。

2. 乙の責によらない天災地変等不可抗力により納入が遅延した場合には、乙は納入遅延の責を負わないものとする。

第6条(危険負担)

本商品の納入に至るまでの危険は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き乙が負担し、本商品納入後の危険は、乙の責に帰すべき事由による場合を除き甲が負担するものとする。

第7条(所有権移転)

本商品の所有権は、引渡完了と同時に乙から甲に移転するものとする。

第8条(請求および代金支払)

乙は、毎月____日までに引渡完了した本商品の代金(消費税額を含む)を、____月____日までに甲に請求書(FAXまたは甲及び乙がシステム上妥当と認めたE-Mail等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を送付する方法により、これを請求するものとする。

2. 甲は、前項の代金を、____月____日までに乙の指定する銀行口座に送金して支払う。

なお、送金手数料は____が負担するものとする。

3. 前各項の定めは、個別契約においてこれと異なる定めをした場合には、当該個別契約の定めにしたがうものとする。

4. 代金が、甲または第三者振出の小切手または約束手形で支払われた場合には、当該小切手または約束手形が換金決済されるまで、代金支払の効果は生じないものとし、甲の代金支払債務は消滅しないものとする。

第9条(価格改定交渉権等の留保)

本商品が相当程度の長期間にわたり乙から甲に継続的に供給されることが想定される特性に鑑み、本商品の原材料、工賃、人件費、輸送コスト、為替相場の変動等により、当初に甲乙間で約定された商品価格を維持することが、乙において困難となった場合、もしくはそのおそれがある場合には、乙は甲に対して、本商品の価格の改定を申し込むことができるものとし、甲は誠実にこの協議に応ずるものとする。

第10条(甲の委託による製造販売の場合の在庫商品等の買取)

本契約あるいは個別契約が期間満了その他乙の責にもとづかない事由により終了した場合において、本商品が、乙の既製商品ではなく甲の委託により乙が製造した商品である場合、または既製商品であっても甲標章を付してこれを分離することが不可能な場合、もしくは可能であっても著しく不相当なコストを要するか汎用商品性を毀損する場合には、乙は、本商品、仕掛品、原材料、副資材在庫の全部(以下、「買取対象品」という。)につき、甲に対し、書面にて、買取請求を行うことができるものとする。

2.前項に基づき、乙が甲に対し買取請求を行った場合には、当該請求の到達を以て、甲乙間において、買取対象品につき、以下の内容にて、売買契約が成立する。

(1)納期:

(2)納品場所:

(3) 売買代金額:本商品については甲への販売価格とし、仕掛品・原材料・副資材については乙の仕入原価に保管コストを付加した額

(4) 売買代金の支払期限:

第 11 条 (本商品の保証・保険)

乙は、本商品がその本来の使用目的に適合すること、本商品がその部品・原材料・設計・製造方法・表示等につき日本国内の法令または行政指導・業界基準に適合して欠陥がないこと、並びに商品デザイン、意匠が第三者の工業所有権・著作権等の知的財産権を侵害していないことを表明保証する。ただし、本商品の素材、仕様、商品デザイン、意匠、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合、もしくは権利等の侵害が甲標章にもとづく場合はこの限りでないものとする。

2.乙は、甲の要請がある場合には、本商品につき、製造物責任保険その他甲が相当と認める損害保険を付保するものとし、甲の要請がある場合にはその保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第 12 条 (甲標章等に関する保証)

甲は、本商品に付すことを要請した甲標章がある場合、これを自ら使用すること及び乙に使用させることにつき正当な権限を有することを表明保証する。

2.甲標章または甲が乙に指示・提供した本商品の仕様、商品デザイン、意匠に起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された場合には、甲においてこれを負担・解決し、乙をして、一切の費用負担を行わしめないものとする。

3.本商品の素材、仕様、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合において、それに起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された(第三者の生命、身体、財産に関する危険、毀損あるいは第三者の権利の侵害を含むがこれらに限定されない)場合は、甲においてこれを負担・解決し、乙をして一切の費用負担を行わしめないものとする。

第 13 条 (乙デザイン)

乙デザインに関する全ての権利は、乙に帰属するものとし、甲は、乙の事前の書面による承諾なく乙デザインを他に流用し、あるいは許諾してはならないものとする。

2.甲は、乙の事前の書面による承諾なく乙デザインを使用し、あるいはこれと類似すると判断されるデザインを使用して、本契約期間中はもとより本契約終了後といえども、乙以外の第三者に本商品または本商品と類似すると判断される商品を製造させてはならないものとする。

3.乙デザインが、甲の委託にもとづき乙が独自に考案したデザインである場合は、乙は本契約期間中は甲の事前の書面による承諾なく、当該デザインを使用し、あるいはこれと類似すると判断されるデザインを使用して商品を第三者のために製造し、提供してはならないものとする。

第 14 条 (瑕疵担保)

乙は、本商品の引渡完了後といえども、引渡完了後 6 ヶ月以内に本商品について品質不良その他の瑕疵が発見された場合は、乙の責によることが合理的に証明できる限り、乙はその瑕疵担保責任

を負担するものとし、甲は乙に対し、不良品の修補または代替品の提供を請求、もしくは代金の減額または返還を請求することができるものとする。

2. 前各項の期間経過後といえども、当該瑕疵が乙の故意または重大な過失にもとづく場合は、乙は甲に対し本条の責を負うものとする。

第 15 条 (表明保証)

甲及び乙は、相手方に対して、つぎの各事項が本契約締結時ならびに本契約の有効期間中においても、真実であることを表明し保証する。

(1) 自らが日本法にもとづき適法に設立され、現に存在し活動する会社であり、法令および政省令あるいは条例により現に営む事業を行うにつき、必要な許認可は全て取得し、かつ、現在もこれらにより要求される全ての要件を満たしていること。

(2) 自らが、本契約を締結し、これにもとづく権利を行使しまたは義務を履行する権利能力および行為能力を有すること。

(3) 本契約は、これを締結した自らにつき適法、有効かつ拘束力のある契約であること。

(4) 自らが、本契約の締結及び個別契約の履行の過程において、相手方に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て相手方に提供されていること。

(5) 自らあるいは自らの取締役および主要株主が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう)でないこと、反社会的勢力が経営に関与している他の会社その他の団体の役員等または株主ではないこと、及び資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与していないこと。

第 16 条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約あるいは個別契約を通じて開示を受けた情報または知り得た相手方当事者の技術上、営業上の情報(以下「秘密情報」という)を秘密に保持し、つぎの各号の一に該当する場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

(1) 開示提供を受け、または知得した際に、既に自己が保有していることを証明できるもの。

(2) 開示提供を受け、または知得した際に、既に公知となっているもの。

(3) 開示提供を受け、または知得した後に、自己の責によらないで公知となったもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに入手したもの。

(5) 開示提供を受けた秘密情報によることなく、独自に開発したもの。

2. 甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、秘密情報を複製することができるものとし、複製情報は秘密情報と同様に管理するものとする。

3. 甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、相手方の秘密情報を利用することができる。

4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 17 条 (個人情報保護)

甲及び乙は、本契約または個別契約の履行に際して知り得た個人の情報(以下「個人情報」という)については、法令および管公庁の通達・指導にしたがい、善良な管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の承諾なしに、本契約の目的の範囲を超えてこれを利用し、あるいは第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

2.乙は、本契約または個別契約の履行を第三者に再委託する場合には、その旨を甲に通知し、承諾を得なければならないものとし、乙は個人情報につき再委託先に対して自己と同等の義務を負担させるものとする。

3.本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 18 条 (期限の利益喪失)

甲または乙が、つぎの各号の一つに該当する場合には、甲または乙は相手方の通知催告なくとも当然に本契約上の期限の利益を失い、相手方に対し直ちに残債務の全額を支払うものとする。

- (1) 個別契約上の売買代金債務、その他の債務につき支払義務を怠ったとき。
- (2) 他より仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受け、あるいは自ら破産、民事再生、会社更生手続等の申立をし、もしくは他より申立を受けたとき。
- (3) 自ら振出、または裏書にかかる手形、小切手につき不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止もしくは重大な変更をなし、または会社法等に定める解散事由が生じ、相手方が本契約を維持することが難しいと判断したとき。
- (5) 本契約または個別契約に定める事項に違背したとき、あるいは表明事項に虚偽があったとき。
- (6) 営業に必要な許認可が取り消され、あるいは消滅したとき。
- (7) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (8) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき。
- (9) その他、財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。

第 19 条 (契約の解除)

甲または乙につき第 17 条 (表明保証) もしくは第 20 条 (期限の利益喪失) の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何等の通知催告を要せず、直ちに個別契約または本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2.相手方は、本条に基づく解除を行ったことにより、甲または乙に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 20 条 (損害賠償)

甲及び乙は、前条の解除により、または本契約もしくは個別契約の履行に際し、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その直接的現実の損害並びに合理的な範囲の弁護士等費用等につき、相手方に賠償する責を負うものとする。

第 21 条 (金銭債務の損害金)

甲及び乙は、本契約にもとづき相手方に対し負担する金銭債務の支払を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日より完済まで、年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 22 条 (権利義務等の譲渡等禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利義務あるいは債権債務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第 23 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、_____年____月____日から_____年間とする。

2.前項の期間は、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による何らの申し出もない場合には、さらに 1 年間更新され延長されるものとし、以後も同様とする。

3.本契約が期間満了となった場合、または解除された場合においても、その満了または解除のときに有効に存する個別契約については、その個別契約にもとづく義務の履行が完了するまで、なお本契約は効力を失わないものとする

第 24 条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約または個別契約もしくはこれに関連する事項に関し、甲乙間に紛争が生じた場合には、_____の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第 25 条 (協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙は各記名押印のうえ、各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
氏 名(甲)

住 所
氏 名(乙)

5.計画情報共有シート・サンプル

②計画情報共有シート(生地発注)

計画情報共有シート
= 生地発注 =

計画情報共有シート NO: _____

商品品番: _____

記入開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

企業名 _____

企業名 _____

発注者名 _____ 印

受注者名 _____ 印

【発注者→受注者】
 アパレル・製品商社 → テキスタイル
 アパレル・製品商社 → 生地卸商
 生地卸商 → テキスタイル

	情報共有項目	共有情報記入欄(情報共有日の日付を記載)									
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
生地調達計画	予定数量(反or M)										
	納期予定日										
	発注予定日										
その他情報	品質										
	分割・一括										
	予定単価										

【受注者→発注者】
 テキスタイル → アパレル・製品商社
 生地商社 → アパレル・製品商社
 テキスタイル → 生地商社

	情報共有項目	共有情報記入欄(情報共有日の日付を記載)									
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
生地供給計画	予定数量(反orM)										
	納期予定日										
その他情報	品質回答										
	予定価格										

6. 業務条件確認シート・サンプル

業務条件確認シート(例)

(1) 業務条件確認シート(標準モデル)

業務条件確認シート
＝標準モデル＝

業務条件確認シート NO: _____

記入開始年月日 年 月 日

企業名 _____

企業名 _____

発注者名 _____ 印

受注者名 _____ 印

項目	業務条件標準項目	条件設定対象		条件記入欄
日付	日付			/
発注関連	発注単位について(反・M)	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	引取単位について(反・M)	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	ミニム生産ロットの取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	発注書発行について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	発注書発行後の内容等の変更について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	追加発注について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
価格関連	価格の交渉について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	割引価格の条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	割増価格の条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
サンプル関連	サンプルの費用分担について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	型代・版代等の費用分担について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
品質関連 (品質等の責任範囲)	発注者に関わる責任範囲について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	受注者に関わる責任範囲について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	品質保証に関わる取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
品質関連 (品質検査管理基準)	試験要領及び品質試験成績報告書について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	品質検査機関について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	試験成績報告書の提出時期について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	品質管理に関わる費用分担について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
納期関連	納期の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	納期変更の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	納期遅れ及び欠品による損害等が発生した場合の補償について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
在庫関連	納期内の全量引取について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	引取期日の延長について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
配送関連	運賃負担条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	分割納品の対応の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
その他	印字表示について(組成・取扱い絵表示・サイズ・ケア等の表示)	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	印字タグ関連の在庫管理、廃棄等処理等について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	不良品の在庫管理、廃棄処理等について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	業務条件標準項目の新規項目の追加、修正等について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	

(2) 業務条件確認シート(生地・染色加工発注モデル)

業務条件確認シート
= 生地・染色加工発注 =

業務条件確認シート NO: _____

記入開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

企業名 _____

企業名 _____

発注者名 _____ 印

受注者名 _____ 印

項目	業務条件標準項目	条件設定対象		条件記入欄
日付	日付			/
発注関連	発注単位について(反・M)	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	引取単位について(反・M)	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	ミニマム生産ロットの取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	発注書発行について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	発注書発行後の内容等の変更について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	追加発注について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	生機確定後(発注時期を過ぎた後)の受注受付について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
価格関連	価格の交渉について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	割引価格の条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	割増価格の条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
サンプル関連	サンプルの費用分担について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	型代・版代等の費用分担について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
品質関連	原産国の記載に関する取決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	組成表示について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	品質・商品検査について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	提示した品質条件が満たされないことによる損害が発生した場合の補償について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
納期関連	納期の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	原材料の品質不良及び手配遅延、織編設計変更による納期設定変更の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	納期遅れ及び欠品による損害等が発生した場合の補償に関する取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
在庫関連	納期の全量引取について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	引取期日の延長について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	シーズン及びブランド展開終了後の残在庫処理条件について	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
配送関連	運賃負担条件の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
	分割納品の対応の取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
染色関連	生機の染色加工等に関する取り決めについて	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
その他		<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
		<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	
		<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 非対象	

7.品質試験要領と品質試験成績報告書

【参考資料1】

(1) 染色堅牢度・寸法変化・安全性

(日本アパレル・ファッション産業協会:平成29年12月改訂)

標準試験要領

1. 染色堅牢度、寸法変化、安全性	試験項目	試験方法	毛、絹、半合成繊維		綿、麻、再生繊維		合成繊維	
			編物	織物	編物	織物	編物	織物
1	混用率	JIS L 1030-1、-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	堅ろう度	JIS L 0842、L 0843	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	洗濯	JIS L 0844 A-1 JIS L 0844 A-2	○	○	○	○	○	○
		液汚染 大丸法	○	○	○	○	○	○
4	汗	JIS L 0848	○	○	○	○	○	○
5	摩擦	JIS L 0849 II形	○	○	○	○	○	○
6	ド・トライクリニク*	JIS L 0860 A-1法、B-1法 (パークロ、石油)	○	○	○	○	○	○
		液汚染 大丸法準拠 (ISO 105-D01)	○	○	○	○	○	○
7	水	JIS L 0846	○	○				
8	ホット・ブローリング*	JIS L 0850			△	△		
9	水滴下	JIS L 0853						
10	貯蔵中昇華	JIS L 0854						
11	窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験(1サイクル試験)						
12	塩素処理水	JIS L 0884 A法						
13	光及び汗	JIS L 0888 A法 or B法 or ATTS法			△	△		
14	色泣き	大丸法			△	△		
15	寸法変化	浸漬法 JIS L 1096 C法	○	○	○	○	○	○
16	洗濯機法	JIS L 1096 G法	○	○	○	○	○	○
17	プレス法	JIS L 1096 H-2法	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	ド・トライクリニク*	JIS L 1096 J法						
19	ハイグ・ラエクスパ・ンション	JIS L 1096 C法準拠法	△					
20	接着プレス機法	140℃ 15秒						△
21	安全性	遊離ホルムアルデヒド*	○	○	○	○	○	○
22		表面フレーション						

- 注意
- ◎: 必須項目
 - : 適用欄に該当するものは必須項目
 - △: アパレルからの要望があった場合実施することがある
 - 添付白布 綿
 - 添付白布 絹又はナイロン
 - 付記事項 試験結果に付記すべき事項がある場合は試験項目に応じ付記する

(2)物性性能

(日本アパレル・ファッション産業協会:平成29年12月改訂)

標準試験要領

2.物性	物理性能	試験項目	試験方法	毛、絹、綿、麻、合成繊維		適用
				織物編物	織物編物	
1	強度	引張強さ	JIS L 1096 A法(ストリップ法)	○	織物	織物
2		引張伸度	JIS L 1096 A法(ストリップ法)	—	—	織物
3		引裂強さ	JIS L 1096 D法(ベジエツム法)	—	○	織物
4		破裂強さ	JIS L 1096 A法(ミューレン形法)	—	○	編物
5		摩耗強さ平面	JIS L 1096 A-1法(注1)	○	—	毛織物
6			JIS L 1096 エハ ^o -リル形法			
7			JIS L 1096 エフォーム形法			
8		摩耗強さ折目	JIS L 1096 A-3法(注2)		△	綿織物
9	その他	スナッグ	JIS L 1058 ICI形タース試験機(A法)			
10		ピリング	JIS L 1076 A法(ICI形法)	○	○	毛
11			JIS L 1076 D2法(ラングムタングル形法) 湿润			
12		滑脱抵抗	JIS L 1096 B法(注3)	○	○	織物
13		パイル保持性	JIS L 1075 A法、ボウケン法、カケン法、大丸法(注4)	○	○	織物Vカットハイル
14		はっ水性	JIS L 1092 スプレー法	○	○	はっ水表示品
15		バブリング	ケケン法	○	—	毛織物
16		カーリング	ケケン法	○	—	毛織物
17		斜行度	JIS L1096			
18		防しわ性	JIS L 1059			
19		伸長回復率	JIS L 1096 B-1 (定荷重法)			

■注1: 研磨紙:Cw-C-P1200、荷重:4.45 N
■注2: 研磨紙:Cw-C-P1200、荷重:2.23 N
■注3: 薄地(シャツ、ブラウス):49.0 N
 厚地(ジャケット):117.7 N
■注4: コール天、別珍:JIS L 1075 A法
 研磨紙:Cw-C-P600
 摩擦台:直径25mm、荷重40g
 ボウケン法、カケン法、大丸法
 ベルベット

■注意
 ◎:必須項目
 ○:適用欄に該当するものは必須項目
 △:アパレルからの要望があった場合実施することがある
■付記事項
 試験結果に付記すべき事項がある場合は試験項目に応じ付記する
 (特に浸漬法はバブリング、カーリングの発生)

【参考資料2】

発行日	試験成績報告書			No.		印	
依頼日	検査機関						
アパレル		素材仕入先・メーカー					
社名		社名		組成			
ブランド		部課名					
アイテム		生地名		加工内容			
生地名		生地番					
品番				染色整理加工場			
色数				染料(顔料)部属			
生地	見本	メーカー名		番手(タテ・ヨコ)			
		メーカー生地番		密度(本/インチ)			
				目付(g/m ²)			

試験項目	試料方法		色番	1	2	3	4
			変退色				
堅ろう度	耐光(級)	JIS L 0842	変退色				
	摩擦(級)	JIS L 0849 II形	乾	汚染			
			湿	汚染			
	洗濯(級)	JIS L 0844 A-1 綿/絹		変退色			
				汚染			
			液汚染 大丸法	汚染			
	ドライクリーニング(級)	JIS L 0860 A-1(パークロ)		変退色			
				汚染			
			液汚染 大丸法準拠	汚染			
	汗(級)	JIS L 0848 綿/絹	酸	変退色			
			アルカリ	汚染			
	水(級)	JIS L 0846 綿/絹		変退色			
				汚染			
	ホットブッシング(級)	JIS L 0850		変退色			
	光及び汗(級)	JIS L 0888 A法	酸	変退色			
アルカリ			汚染				
色泣き(有)	大丸法 I法						
寸法変化・外觀	浸漬法(%)	JIS L 1096 C法	たて				
			よこ				
	電気洗濯機法(%)	JIS L 1096 G法	たて				
			よこ				
	プレス法(%)	JIS L 1096 H-2法 (直後/3H後)	たて				
			よこ				
	ハイゲラルエキスパンション(%)	ケケン法	たて				
接着プレス機法(%)	140℃ 15秒	よこ					
パブリング(級)	ケケン法(30M後/24H後)						
カーリング(級)	ケケン法(5M後/24H後)						
強度	引張強さ(N)	JIS L 1096 A法 (ラベルドストリップ法)	たて				
			よこ				
	引裂強さ(N)	JIS L 1096 D法 (ベンジユラム法)	たて				
			よこ				
破裂強さ(kPa)	JIS L 1009 A法		平面				
摩耗強さ(回)	JIS L 1096 A-1 JIS L 1096 A-3法		折目タテ				
			折目ヨコ				
その他	ビリング(級)	JIS L 1076 A法	5h/10h				
	縫目滑脱(mm)	JIS L 1096 B法 荷重 49.0N	たて				
			よこ				
	バイル保持性(%・級)	大丸法					
はっ水度	JIS L 1092 スプレー試験		初/後				
JIS L 1030-1、-2 (%)				1	2	3	4
混用率			試料				
所見							

8. 委託加工契約書(例)

委託加工契約書(例)

委託者_____ (以下「甲」という)と、受託者_____ (以下「乙」という)は、甲乙間の委託加工取引に関し、次のとおり基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(定義)

本契約において用いる用語は、つぎのとおり定義されるものとする。

①本製品

乙が甲の委託を受けて加工する物品をいう。

②甲標章

甲が所有または使用権限を有する商標、意匠、製品デザイン、商号、社章その他の標章(文字・図形等を含むがこれらに限定されない)をいう。

第2条(目的)

本契約は、甲がその所有にかかる原材料(以下「原材料」という)を乙に支給し、乙がこれを製品に加工して甲に引き渡すことを内容とする甲乙間の委託加工取引に関する基本事項を規定することを目的とする。

第3条(基本契約性・個別契約等)

本契約は、委託加工取引の基本的事項を定めるもので、加工すべき製品の種類・数量・価格・納期・納入場所等の取引条件は、甲乙間で別途契約する個別契約において定めるものとする。

2.乙が相当と認める発注書あるいは前項の事項を定めた書面(FAX または甲及び乙がシステム上妥当と認めた E-Mail 等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を、甲が乙に交付し、乙は甲のこの発注条件の提示に対して、____日以内に受注を拒否する旨を書面にて甲に通知しない限り、乙は甲の発注条件を受諾し、当該発注にかかる製品につき個別契約が成立したものとする。

3.個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合には、甲及び乙の正当に権限を有する者が相違事項を記載した個別契約に記名押印あるいは署名することによって、当該個別契約の定めが本契約に優先するものとする。

第4条(計画情報の共有)

甲は、乙が甲からの継続的な発注に速やかに応じられるよう、個別契約の締結に先立ち、本製品の調達計画を提示するものとする。

第5条(乙の検品)

乙は、加工等のため、甲または甲の指定業者より原材料を受領したときは、速やかに検品し、瑕疵又は数量の過不足を発見した場合は甲に連絡をしてその指示を受けるものとする。

第6条(原材料・製品等の管理)

乙は、原材料、仕掛品及び製品(以下、併せて「原材料・製品等」という)が全て甲に帰属することを確認する。乙は、原材料・製品等を保管その他の態様により取り扱うときは、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、本件加工業務の遂行以外の用途に使用してはならないものとする。

第7条(仕様の変更)

甲が乙に指示した加工品の仕様を変更する場合、個別契約で定めた価格及び納期の変更につき、事前に協議の上決定するものとする。

第 8 条 (製品の納入・引渡)

乙は、本製品を、個別契約に定める納期までに、納入場所において納入するものとする。

2. 甲は、納入後____日以内に本製品を検収し、数量不足・サイズ相違あるいは製品の瑕疵を発見した場合には、直ちに乙に通知し、乙は乙の責任と費用をもって遅滞なく代替品を納入あるいは修補して再納品するものとする。
3. 前項の期間が経過し甲から何等の異議もない場合には、乙は甲の検収が完了したものとみなす。
4. 甲の検収の完了をもって、本製品の引渡は完了するものとする。

第 9 条 (納入遅延)

乙は、甲の指定した納期までに本製品を納入できないおそれがある場合、直ちに甲に対しその旨を通知し、甲の指示を受けるものとする。

2. 乙の責によらない天災地変等不可抗力により納入が遅延した場合には、乙は納入遅延の責を負わないものとする。

第 10 条 (危険負担)

本製品の納入に至るまでの危険は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き乙が負担し、本製品納入後の危険は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲が負担するものとする。

第 11 条 (請求及び代金支払い)

乙は、毎月____日までに引渡完了した本製品の代金(消費税額を含む)を、____月____日までに甲に請求書(FAX または甲及び乙がシステム上妥当と認めた E-Mail 等電磁的通信媒体を経由する方法を含む)を送付する方法により、これを請求するものとする。

2. 甲は、前項の代金を、____月____日までに乙の指定する銀行口座に送金して支払う。なお、送金手数料は____が負担するものとする。
3. 前各項の定めは、個別契約においてこれと異なる定めをした場合には、当該個別契約の定めにしたがうものとする。
4. 代金が、甲または第三者振出の小切手または約束手形で支払われた場合には、当該小切手または約束手形が換金決済されるまで、代金支払の効果は生じないものとし、甲の代金支払債務は消滅しないものとする。

第 12 条 (価格改定交渉権等の留保)

本製品が相当程度の長期間にわたり乙から甲に継続的に供給されることが想定される特性に鑑み、本製品の工賃、人件費、輸送コスト、為替相場の変動等により、当初に甲乙間で約定された製品価格を維持することが、乙において困難となった場合、もしくはそのおそれがある場合には、乙は甲に対して、本製品の価格の改定を申し込むことができるものとし、甲は誠実にこの協議に応ずるものとする。

第 13 条 (本製品の保証・保険)

乙は、本製品がその本来の使用目的に適合すること、本製品がその部品・原材料・設計・製造方法・表示等につき日本国内の法令または行政指導・業界基準に適合して欠陥がないこと、並びにデザイン、意匠が第三者の工業所有権・著作権等の知的財産権を侵害していないことを表明保証する。ただし、

本商品の素材、仕様、デザイン、意匠、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合、もしくは権利等の侵害が甲標章に基づく場合はこの限りではないものとする。

2.乙は、甲の要請がある場合には、本製品につき、製造物責任保険その他甲が相当と認める損害保険を付保するものとし、甲の要請がある場合にはその保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第14条（甲標章等に関する保証）

甲は、本製品に付すことを要請した甲標章がある場合、これを自ら使用すること及び乙に使用させることにつき正当な権限を有することを表明保証する。

2.甲標章または甲が乙に指示・提供した本製品の仕様、製品デザイン、意匠に起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された場合には、甲においてこれを負担・解決し、乙をして、一切の費用負担を行わしめないものとする。

3.本製品の素材、仕様、縫製等が甲の指示・提供にもとづく場合において、それに起因して、乙に対し第三者からの異議等の申立もしくは損害の賠償が請求された（第三者の生命、身体、財産に関する危険、毀損あるいは第三者の権利の侵害を含むがこれらに限定されない）場合は、甲においてこれを負担・解決し、乙をして一切の費用負担を行わしめないものとする。

第15条（瑕疵担保）

乙は、本製品の引渡完了後といえども、引渡完了後6ヶ月以内に本製品について品質不良その他の瑕疵が発見された場合は、乙の責によることが合理的に証明できる限り、乙はその瑕疵担保責任を負担するものとし、甲は乙に対し、不良品の修補または代替品の提供を請求、もしくは代金の減額または返還を請求することができるものとする。

2.前各項の期間経過後といえども、当該瑕疵が乙の故意または重大な過失にもとづく場合は、乙は甲に対し本条の責を負うものとする。

第16条（報告義務）

乙は、甲の要求があるときは、原材料・製品等の残高数量を甲に対して報告しなければならない。

第17条（表明保証）

甲及び乙は、相手方に対して、つぎの各事項が本契約締結時ならびに本契約の有効期間中においても、真実であることを表明し保証する。

①自らが日本法にもとづき適法に設立され、現に存在し活動する会社であり、法令および政省令あるいは条例により現に営む事業を行うにつき、必要な許認可は全て取得し、かつ、現在もこれらにより要求される全ての要件を満たしていること。

②自らが、本契約を締結し、これにもとづく権利を行使または義務を履行する権利能力および行為能力を有すること。

③本契約は、これを締結した自らにつき適法、有効かつ拘束力のある契約であること。

④自らが、本契約の締結及び個別契約の履行の過程において、相手方に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て相手方に提供されていること。

⑤自らあるいは自らの取締役および主要株主が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利

益を追求する集団または個人をいう)でないこと、反社会的勢力が経営に関与している他の会社その他の団体の役員等または株主ではないこと、及び資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与していないこと。

第18条(秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約あるいは個別契約を通じて開示を受けた情報または知り得た相手方当事者の技術上、営業上の情報(以下「秘密情報」という)を秘密に保持し、つぎの各号の一に該当する場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

- ①開示提供を受け、または知得した際に、既に自己が保有していることを証明できるもの。
- ②開示提供を受け、または知得した際に、既に公知となっているもの。
- ③開示提供を受け、または知得した後に、自己の責によらないで公知となったもの。
- ④正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに入手したものの。
- ⑤開示提供を受けた秘密情報によることなく、独自に開発したものの。

2.甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、秘密情報を複製することができるものとし、複製情報は秘密情報と同様に管理するものとする。

3.甲及び乙は、本契約の目的の範囲内に限り、相手方の秘密情報を利用することができる。

4.本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第19条(個人情報保護)

甲及び乙は、本契約または個別契約の履行に際して知り得た個人の情報(以下「個人情報」という)については、法令および官公庁の通達・指導にしたがい、善良な管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の承諾なしに、本契約の目的の範囲を超えてこれを利用し、あるいは第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

2.乙は、本契約または個別契約の履行を第三者に再委託する場合には、その旨を甲に通知し、承諾を得なければならないものとし、乙は個人情報につき再委託先に対して自己と同等の義務を負担させるものとする。

3.本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第20条(期限の利益喪失)

甲または乙が、つぎの各号の一つに該当する場合には、甲または乙は相手方の通知催告なくとも当然に本契約上の期限の利益を失い、相手方に対し直ちに残債務の全額を支払うものとする。

- ①個別契約上の売買代金債務、その他の債務につき支払義務を怠ったとき。
- ②他より仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受け、あるいは自ら破産、民事再生、会社更生手続等の申立をし、もしくは他より申立を受けたとき。
- ③自ら振出、または裏書にかかる手形、小切手につき不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④資本の減少、営業の廃止もしくは重大な変更をなし、または会社法等に定める解散事由が生じ、相手方が本契約を維持することが難しいと判断したとき。
- ⑤本契約または個別契約に定める事項に違背したとき、あるいは表明事項に虚偽があったとき。

- ⑥営業に必要な許認可が取り消され、あるいは消滅したとき。
- ⑦自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき。
- ⑧自らもしくは第三者を利用して、相手方の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき。
- ⑨その他、財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。

第 21 条 (契約の解除)

甲または乙につき第 17 条 (表明保証) もしくは第 20 条 (期限の利益喪失) の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何等の通知催告を要せず、直ちに個別契約または本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2. 相手方は、本条に基づく解除を行ったことにより、甲または乙に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 22 条 (損害賠償)

甲及び乙は、前条の解除により、または本契約もしくは個別契約の履行に際し、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その直接的現実の損害並びに合理的な範囲の弁護士等費用等につき、相手方に賠償する責を負うものとする。

第 23 条 (金銭債務の損害金)

甲及び乙は、本契約にもとづき相手方に対し負担する金銭債務の支払を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日より完済まで、年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 24 条 (再委託)

乙は、本件加工業務の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者再委託してはならないものとする。また、甲の事前の書面による承諾を得て本件加工業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者に対して、本契約において乙が課せられている義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者がかかる義務を順守することを甲に対して保証するものとする。

第 25 条 (権利義務等の譲渡等禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利義務あるいは債権債務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第 26 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、_____年____月____日から_____年間とする。

2. 前項の期間は、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による何らの申し出もない場合には、さらに 1 年間更新され延長されるものとし、以後も同様とする。

3. 本契約が期間満了となった場合、または解除された場合においても、その満了または解除のときに有効に存する個別契約については、その個別契約にもとづく義務の履行が完了するまで、なお本契約は効力を失わないものとする。

第 27 条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約または個別契約もしくはこれに関連する事項に関し、甲乙間に紛争が生じた場

合には、_____の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第 28 条 (協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

第 29 条 (ガイドライン遵守)

本契約に定める事項の他、甲乙は「繊維産業流通構造改革推進協議会」が取り決めた「TA プロジェクト取引ガイドライン」を遵守するものとする。

上記契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙は各記名押印のうえ、各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
氏 名(甲)

住 所
氏 名(乙)

繊維産業流通構造改革推進協議会(呼称:繊維ファッション
SCM推進協議会)は2025年3月末をもって解散いたしました。

TA プロジェクト取引ガイドライン 第三版

発行:2019年(平成31年)1月

編集・発行:繊維産業流通構造改革推進協議会
(呼称 繊維ファッション SCM 推進協議会)

〒135-8071

東京都江東区有明 3-6-11 TFTビル東館9階

TEL:03-3599-0720

FAX:03-3599-0721

E-mail:info@fispa.gr.jp

URL:<http://www.fispa.gr.jp/>

不許複製 禁無断転載

内容の全て及び一部を許可無く引用、複製することを禁じます。